日本赤十字看護大学

Japanese Red Cross
College of Nursing

履修の手引き・学生便覧

看護学研究科

2026（令和8）年度

履修の手引き・学生便覧

看護学研究科

日本赤十字看護大学

目　次

Ⅰ．本学で学ぶ ・・・

Ⅳ．博士後期課程 ・・・

１３．健康管理について ・・・

６．その他の図書館サービス ・・・

Ⅰ．本学で学ぶ

日本赤十字看護大学の建学精神

学長　守田　美奈子

日本赤十字看護大学の始まりは、日本赤十字社が救護員としての看護師養成を始めた1890年（明治23年）です。専門学校、短期大学と歴史を刻み、1986年に日本赤十字看護大学となり、2005年日本赤十字武蔵野短期大学と統合しました。そして、2020年には、さいたま看護学部が新たに誕生し、今日に至っています。

我が国の看護教育の変遷とほぼ重なる歴史をもつ本学の建学の精神は、赤十字の目的であり理念である人道ヒューマニティです。「赤十字は、苦痛と死とに対して闘う。赤十字は、人間が、すべての場合において、人間らしく取り扱われることを要求する。」赤十字のこの理念は、文字通り戦争や災害などによる人々の苦しみを和らげること、命を救うことであり、人間の尊厳を守ることと理解できます。そして、これは看護の目指すところでもあります。日本赤十字社はその目的を達成するために看護師養成を重要事業の一つとして位置付け、本学はその中心的な役割を果たしてきたのです。

人道とは人の道と書きます。人間として歩むべき道の一つの理想が赤十字の活動と考えられますが、それはあくまでも大きな指針であり、赤十字人として看護者としての私たちは、一人ひとり自分で人間としての道を探り歩まなければなりません。そしてこのことはいつも容易であるとは限りません。看護の場面で考えてみましょう。看護者が守るべき人の道とは、看護を必要とするその人の命、その人の尊厳を守り大切にすることです。「その人」を強調しているのは、人間は一人ひとり異なるからです。その人の生きてきた歴史、その人が大切にしていることや周りの人々との関係。その人をわかろうとする努力なくして、その人の命や尊厳を大切にし、守ることはできません。その人のことをわかるには、知識、感性、知恵、そして想像力が大切ですし、その人に役立つ看護援助を提供するにはこれらに加えて創造性や勇気、粘り強さなどが求められるでしょう。

看護学は人間学でもあります。哲学や倫理学、社会学や心理学、そして基礎医学と臨床医学などなど、他の多くの学問の助けを得て、そして学問的素養を積んで人道を看護者として探求し歩むことができるのです。大学とは、多くの学問との出会いを可能にしてくれる場であると言えます。しかし、大学はその準備をするあるいは環境を整えることをしますが、その出会いを求め、学びを深めるのは学生一人一人の主体性に委ねられています。

赤十字と看護、共通するところは理念や目的だけではありません。行動もしくは運動と実践ということも共通しています。赤十字も看護も理論的学問的探求は行動、実践と不可分です。実践するなかでふりかえり、探求し、理論化することができます。看護学を学ぶうえで直接患者の方々にかかわる実習を重視するのは、看護が実践学であるからに他なりません。そして赤十字の大学として、平常時の人々への看護だけではなく、災害発生時にも人々の命を守り苦痛をやわらげ、人間的な処遇、人間としての尊厳を守る援助についても、教育研究を重ねていくことが本学の使命と考え、学生と教職員が共に学び探求することを目指しています。

日本赤十字看護大学の礎となる建学の精神

本学の建学の精神は赤十字の人道にあります。いかなる場合においても一人ひとりの尊厳を守り、人々が有する平和と健康に生きる権利を、看護を通し広く社会に、さらには国際的な分野においても実現するために、看護学に関する専門分野の教育、研究を行うことを目指します。

教育理念

本学は、人々の尊厳と権利を守り、看護を通して赤十字の理念である「人道(Humanity)」の実現にむけて努力する人間を育てる。

1．看護学研究科の教育目的・目標

日本赤十字看護大学大学院（以下「本大学院」という。）は、赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識および卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通して、看護学の発展と深化に寄与すること、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献することを目的としている。

1）教育目的

【修士課程】看護学専攻・国際保健助産学専攻

看護学専攻は、人びとの尊厳と権利を尊重する人間性を涵養するとともに、広い視野と幅広い学識をもとに看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うことを目的とする。

国際保健助産学専攻は、人びとの尊厳と権利を尊重する人間性を涵養するとともに、広い視野と幅広い学識をもとに助産学における研究能力又は高度な専門性を必要とする国際的に活躍できる助産師としての高い能力を培うことを目的とする。

【博士後期課程】看護学専攻

人びとの尊厳と権利を尊重することを基盤とし、自立した看護研究者として、又はその他の専門的な業務に従事するために必要な研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を世界的な視野から養うことを目的とする。

【博士課程】共同災害看護学専攻

看護学を基盤として、他の関連諸学問と相互に関連・連携しつつ、学術の理論および応用について産官学を視野に入れた研究を行い、特に災害看護に関してその深奥を極め、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与することを目的とする。

2）教育目標

【修士課程】看護学専攻・国際保健助産学専攻

看護学専攻は、幅広い視点で看護の現象を捉え、人々の尊厳と権利を尊重した高い倫理観とともに、高度な看護実践能力や基礎的研究能力のもと、様々な課題を探究することで看護学の発展と人々の健康に貢献できる看護専門職を育成する。

国際保健助産学専攻は、幅広い視点で国際保健助産の現象を捉え、人々の尊厳と権利を尊重した高い倫理観とともに、高度な助産実践能力や基礎的研究能力のもと、様々な課題を探究することで国際保健助産学の発展と人々の健康に貢献できる専門職を育成する。

【博士後期課程】看護学専攻

看護学における深い学識や高度な実践能力とともに、卓越した専門性と倫理観に基づき人々の健康に貢献しうる研究を自立して行う能力をもち、国際的・学際的に看護学の発展に寄与できる看護専門職を育成する。

【博士課程】共同災害看護学専攻

求められている災害看護に関する多くの課題に的確に対応し解決できる、学際的・国際的指導力を発揮するグローバルリーダーとして高度な実践能力を有した災害看護実践者並びに災害看護教育・研究者を養成することを目標とする。

2．ディプロマ・ポリシー/カリキュラム・ポリシー

【修士課程】　看護学専攻

（1）ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）

修士課程に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査及び最終試験に合格し、以下の能力・資質を有する人に、学位（修士（看護学））を授与する。

1. 倫理的な視点と内省に基づいた看護職者として高度な実践能力

人道の実現に向けて、人々の尊厳と権利を擁護するために、倫理的課題を多角的に捉え、高度な看護実践や教育を行うことができる能力

2. 看護学の発展に寄与する基礎的研究能力
既存の知見を体系的に収集・分析し、研究課題を見出し、論文として知見をまとめる能力

3. 多職種と連携・協力し課題解決に向けた方略を提案できる能力
国内外の社会変化、研究知見、実践の動向を把握・分析し、多職種と連携 ・協力し、看護における専門分野で課題解決に向けた方略を提案できる能力

（2）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

看護学専攻の教育目標に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施し、学修成果の評価を行う。

① 専門分野に関する現象を多角的に捉え、探求する力を育成するために、研究に関する科目、専門分野の科目を体系的に配置する。

② 人々の尊厳と権利を擁護する能力を育成するために、赤十字の理念である人道に関する科目や、情報科学、人文社会科学による多面的かつ学際的な視座から探求するヘルスケア科学とヒューマニティ（Healthcare Sciences and Humanities）の科目（学科目区分）を各専門分野や実践・研究の基盤として置く。

③ 看護学の発展に寄与する基礎的な研究能力を育成するために、研究に関する科目や特別研究を置き、段階的な論文作成のプロセスを踏めるよう多角的な視点から研究能力を育成する。

④ 教育・研究者を育成する研究コース、高度実践家を育成する専門看護師コース、看護教育または看護管理の実践者育成のための実践コース、それぞれの目的に応じた科目を配置し、看護学の高度な実践能力の育成や教育・管理の実践能力、研究能力の育成を行う。

⑤ 各科目は学生自ら学修計画を立案し、能動的に学びが得られるようアクティブラーニングの形式を基本とする。

⑥ 各科目の学修成果の評価はシラバス等で明示し、科目特性を考慮し、知識・技術・態度等を総合的に評価する。学位論文のプロセスと成果、看護実践者、教育・研究者としての能力と資質を総合的に評価する。

【修士課程】　国際保健助産学専攻

（1）ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）

修士課程に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査及び最終試験に合格し、以下の能力・資質を有する人に、学位（修士（看護学））を授与する。

1. 倫理的な視点と内省に基づいた助産師として高度な実践能力
人道の実現に向けて、人々の尊厳と権利を擁護するために、倫理的課題を多角的に捉え、高度な助産実践や教育を行うために基盤となる能力

2. 助産学の発展に寄与する基礎的研究能力
実践における課題と既存の知識を体系的に収集・分析し、研究課題を見出し、論文として知見をまとめ、根拠に基づいた支援を考察することができる能力

3. 国際的視野から多職種と連携・協力し課題解決を図る能力
国際的視野から国内外の社会変化、研究知見、実践の動向を把握することで、多職種と連携、協力し、助産分野で課題解決に向けた方略を提案できる能力

（2）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

国際保健助産学専攻の教育目標に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施し、学修成果の評価を行う。

① 専門分野に関する現象を多角的にとらえ、探求する力を育成するために、研究に関する科目、専門

分野の科目を体系的に配置する。

② 人々の尊厳と権利を擁護する能力を育成するために、赤十字の理念である人道に関する科目や情報科学、人文社会科学による多面的かつ学際的な視座から探求するヘルスケア科学とヒューマニティ（Healthcare Sciences and Humanities）の科目（学科目区分）を各専門分野や実践・研究の基盤として置く。

③ 助産学の発展に寄与する基礎的な研究能力を育成するために、研究に関する科目を置き、段階的な論文作成のプロセスを踏めるよう多角的な視点から研究能力を育成する。

④ 教育・研究者を育成する研究コース、助産師国家試験受験資格要件及び高度実践助産師を育成する実践コース、それぞれの目的に応じた科目を配置し、助産学の高度な実践能力の育成や教育・研究能力の育成を行う。

⑤ 各科目は、学生が自ら学修計画を立案し、能動的な学びを得られるようアクティブラーニングの形式とする。

⑥ 各科目の学修成果の評価はシラバス等で明示し、科目特性を考慮し知識・技術・態度を総合的に評価する。課題研究のプロセスと成果、実践者、教育・研究者としての能力と資質を総合的に評価する。

【博士後期課程】　看護学専攻

（1）ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）

博士後期課程に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査及び最終試験に合格し、以下の能力を獲得し、かつそれらを統合して発揮する能力を有する人に、学位（博士（看護学））を授与する。

① 看護における現象を深い学識をもとに捉え、看護学の発展に向けた課題を明らかにする能力
② 倫理的課題を俯瞰的・批判的に分析し、人々の尊厳と権利を擁護する方略を提言する能力
③ 看護学の発展に寄与する研究を独立して推進する能力
④ 学際的に協働し、リーダーシップを発揮する能力
⑤ 世界的視野をもち、よりよい社会を創造するためにエビデンスに基づいた発信・提言をする能力
⑥ 自己研鑽を続けるとともに、次世代の成長を促す能力

（2）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

博士後期課程の教育目標に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施している。

教育課程の編成方針

1.専門分野にとらわれない多角的・論理的・倫理的思考、研究能力を培うための科目を置く。
2.必要に応じて修士課程科目の履修を求める。

教育内容・方法の方針

3.他の学生・研究者との積極的な交流・討議を促す。
4.実践的演習とIT 技術を取り入れた授業を行う。
5.英語で聞く、話す、読む、書く機会を設ける。
6.自身を省察し成長するだけでなく、他者の成長を促す能力を培う機会を設ける。

学修成果の評価の方針

7.学生の成長を促すため、DP を踏まえた、診断的評価、形成的評価、総括的評価をバランスよく取り入れる。

【博士課程】　共同災害看護学専攻

（1）ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）

博士課程共同災害看護学専攻に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、博士論文の審査及び最終試験に合格し、以下の要件を満たす者に学位を授与する。学位の名称は、博士（看護学）とし、Disaster Nursing Global Leader を付記する。

① 人間の安全保障を理念として、いかなる災害状況でも「その人らしく健康に生きる」ことを支援することができる能力を有している。
② 災害サイクル諸局面において「健康に生きるための政策提案」に取り組むことができる能力を有している。
③ グローバルな視点から安全安心社会の実現に向けて、産学官との連携を築き、制度やシステムを変革できる能力を有している。
④ 学際的な視点、国際的な視点から災害看護学を構築し、災害看護学を研究開発できる能力を有している。

（2）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

博士課程共同災害看護学専攻は、災害看護のグローバルリーダーを養成するために、教育目的・目標に基づき、以下のような方針で教育課程を編成・実施している。

① カリキュラムは、災害看護学の基盤となる「災害看護学の基盤を支える科目群」、災害看護学に関する専門的な知識・技術・技能を修得するための「災害看護学の専門科目群」、学生が自分の関心や課題に沿って自律的に学びを深める「インデペンデント学修科目群」および「災害看護学研究支援科目群」の４つの科目群によって構成する。
② 学際的および国際的視野を養い、災害看護の研究者かつ高度な実践者としての能力が修得できるように、講義に加え、演習、実習など、多様な教育方法を組み合わせて授業科目を開設する。
③ 構成大学院（「高知県立大学大学院看護学研究科」「兵庫県立大学大学院看護学研究科」「千葉大学大学院看護学研究科」「東京科学大学大学院保健衛生学研究科」「日本赤十字看護大学大学院看護学研究科」）は、学生が各構成大学院から 10 単位以上の履修ができるように必要な科目を開講する。
④ 学修の課程で、その成果を確認するために Preliminary Examination と Qualify Examination を実施する。
⑤ 構成大学院の専任教員による研究指導体制の下で、災害看護学に関連する理論、高度な実践や研究についての知識を統合して災害看護学の「博士論文」を作成し、提出できるように科目を編成する。

3．アセスメント・ポリシー（学修成果の把握に関する方針）

日本赤十字看護大学大学院看護学研究科では、学生の学修成果を適切に測定・評価するため、課程及び専攻ごとに定めた 3 つのポリシー（ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー）に即した評価指標を策定し、学修成果を測定・評価する。また、測定・評価期間は入学時から修了時までを範囲とし、機関（大学）レベル、教育課程レベル、科目レベルにおいて、多面的に行う。

日本赤十字看護大学学生支援の基本方針

本学では、建学の精神である「人道」に基づき、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることで、一人ひとりが自己及び他者を大事にしながら人間的成長を達成できるよう、学生生活・就職支援委員会、さいたま学生生活・就職支援委員会及び研究科学生生活・就職支援委員会を中心として教職員全体が組織的にきめ細やかな学生支援を以下の方針で行います。

１．修学支援

・修学に関する継続的な相談体制を整備し、教職員が相互に連携して相談・指導に取り組む。また、必要に応じて補習・補充教育を実施する。
・休学者、退学者及び留年者については、早期に状況の把握と分析を行い、学生個々の課題に応じた具体的な対応策を講じる。
・経済的支援と学業奨励を効果的に行うために、奨学金制度と特待生制度を整備し、意欲ある学生に学ぶ機会を提供する。大学院生については、研究教育活動を担いつつ経済的支援を得られる制度を整備する。
・障がいのある学生に対して実効性のある支援体制を整備し、それぞれの学生に適した学修環境を実現する。

２．生活支援

・学生の主体性や自律性の育成を学生支援の柱として位置づけ、これが十分に発揮されるよう、学生が安心して学び、成長できる包括的な支援体制を構築するとともに、人間的な成長を培う機会を保障する。
・保健室と学生相談室を設置し、将来人々のヘルスケアに携わる専門職者となる学生が、学業に専念し、心身の健康保持増進について自己管理できるよう支援する。
・感染症対策や災害時対策など危機管理体制を整備する。
・ハラスメント問題に対処するために、人権・倫理委員会が中心となってハラスメント防止の機能を強化すると同時に、防止に向けての啓発活動を継続的に展開する。また、ハラスメントが発生した場合には、学生の不利益を最小限にするよう適切な対応を行う。
・学生の責任感、社会性を育む貴重な機会である課外活動について、学習や生活などを含めた広い視点から参加しやすい環境を整備し、その活動を適切に支援に支援する。
・学生支援を充実させるため、保護者等との連携を強化する。

３．進路支援

・学生自らがキャリアプランニングできるように教職員が協働し組織的な支援を行う。
・看護師・保健師・助産師の資格取得のための国家試験対策を充実させ、全員が合格できるように支援する。
・キャリアガイダンスを継続的に実施し、希望する進路（就職・進学等）へ向けて学生が主体的に選択決定できるよう支援する。

日本赤十字看護大学障がい学生支援の基本方針

1．目的

本学は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）に基づき、障がいのある学生の支援を目的としてこの基本方針を定める。

2．基本理念

本学は、すべての学生が、障がいの有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに学びあう大学を目指し、障がい学生支援を行う。

3．支援対象と支援範囲

（1）支援対象

支援対象の学生は、障害者基本法（第2条第1号）に定める障がい者（「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」）で、本人が支援を受けることを希望し、その必要性が認められた者とする。

（2）支援範囲

修学に関する事項（授業、試験、課外活動、キャリア形成、大学行事への参加など）を中心に、障がい学生の個別ニーズに基づいて支援範囲を検討する。（なお、本学の入学を希望する障がいのある受験生には、入学試験に関する事項において、個別ニーズに基づいて支援範囲を検討する。）

4．支援内容の合意形成障がい学生から支援を求める意思表示があった場合

障がい学生の主体性を尊重し、その所属する看護学部・研究科の学修の特徴(※)と障がい学生の個別ニーズに基づいて支援内容を検討する。

（※　学外の実習が多い、患者のケアに直接的に関わる、など）

（1）本学が行う事項

①本学に在籍する障がい学生（及び本学を受験する障がいのある受験生）に対し、修学に関する情報提供と相談を行う。

②障がい学生の個別特性に基づくニーズを検証する。

③所属する学部・研究科の学修の特徴と障がい学生の個別ニーズに基づき支援内容を検討する。

④支援内容は、障がい学生との建設的対話に基づき合意形成を図る。

⑤障がい学生の支援は、学内の組織及び構成員と協議・連携し行う。

（2）　障がい学生が行う事項

①本学の教育研究の特徴と自分の障がい特性を理解し、支援を活用し、主体的に学ぶことに努める。

②障がい特性及び個別ニーズの根拠を示す情報や資料を提供する。

③合理的配慮の内容については、本学教職員との建設的対話を重ね、情報共有と合意形成により決定するものであることを理解する。合理的配慮とは、「障害者の権利に関する条約」（平成２６年批准）第2条「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を意味する。）

5．支援体制

障がい学生支援委員会、さいたま障がい学生支援委員会が、障がい学生の個別ニーズと本学の教育研究の特徴に基づいた支援内容を検討し、本学における障がい学生支援の推進に取り組む。

障がい学生支援委員会、さいたま障がい学生支援委員会が中心となり、アカデミック・アドバイザー、研究指導教員、授業担当教員、学生相談室カウンセラー、保健室担当保健師、事務担当係、その他大学関係者が連携・協力する体制をとる。

6．差別的な取扱の禁止

本学は、障がい学生等に対して、理由に関わらず、障害に由来する不当な差別的取扱いをしてはならない。

Ⅱ．履修について

１．課程修了の要件

１）課程修了にあたっては、次の要件を満たすことが必要です。（大学院学則第１２条・第２８条）

【修士課程】

２年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文審査又は課題研究審査、最終試験に合格すること。ただし、標準修業年限は2年とし、在学年数は4年を限度とする。（休学期間を除く。）

【博士後期課程】

（2024年度以前入学生）

３年以上在学し、所定の科目について10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文審査及び最終試験に合格すること。ただし、標準修業年限は３年とし、在学年数は６年を限度とする。（休学期間を除く。）

（2025年度以降入学生）

３年以上在学し、所定の科目について16単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文審査及び最終試験に合格すること。ただし、標準修業年限は３年とし、在学年数は６年を限度とする。（休学期間を除く。）

２）単位制

授業科目を所定の時間履修し、成績評価が合格点に達することによって、各授業科目に付与されている単位を修得していきます。本学学則第30条に示すとおり、各授業科目の単位数は１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとします。ただし、実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位と設定しております。従って、１単位を修得するには、授業と授業時間外（事前学修および事後学修）を合わせて45時間の学修が必要です。本学では、科目の形態によって１単位45時間を次のように設定しています。ただし、授業時間外学修（事前学修および事後学修）の配分は、科目の内容と形式により異なりますので、シラバスを参照してください。

講義・演習	１単位（45時間）＝　授業15回（15～30時間相当）　＋　15～30時間の授業時間外学修
実習・実験・実技	１単位（45時間）＝　30～45時間の授業　＋　0～15時間の授業時間外学修

２．履修

大学院の教育は、授業科目の講義、演習及び実習、学位論文の作成等に関する指導（以下「研究指導という」）により構成されています。［大学院学則第18条］

１）履修計画と履修登録

（１）研究指導教員の指導を受けた上で履修計画を立て、履修する授業科目を決定し、学年暦に定めた期日までに Glexa「大学院　履修登録」内にて受講科目届を提出してください。期日を過ぎてからの申請および、登録後の変更は原則として認められません。

（下図のガイダンス～履修登録完了をよく読み、履修登録をしてください。）

後期科目は、10月の履修登録変更受付期間に履修追加または取消をすることができます。原則として、この期間以外は履修登録の変更はできません。［大学院学則第23条］

２）聴講

研究指導教員及び科目責任者の許可により、希望の授業科目を聴講することができます。ただし、単位認定はされず、修了要件にも加えることはできません。（事務局での手続は必要ありません。）

ガイダンス	…	履修の手引き・学生便覧、時間割、シラバスは、WEB 公開システムで確認してください。
↓		
履修科目の検討	…	授業に出席し、内容・時間割により履修科目を十分検討してください。 研究指導教員に相談し、履修計画をたててください。
↓		
履修登録	…	学年暦に定めた期間内に Glexa【大学院】履修登録にて行ってください。 提出した受講科目届は必ず控えを保存してください。
↓		
履修科目の確認	…	ポータルサイトから Web 履修の「履修状況表示（一覧）」にアクセスして、登録科目に誤りがないか確認してください。誤りや変更がある場合は指定期間中に申し出てください。※期間外の修正は一切認めません。
↓		
履修登録完了		

※Glexa 内で提出したデータは、Glexa「マイページ」の「ファイル」や「アクティビティ」で確認できます。
※Glexa に表示される科目（クラス）は、履修登録された科目と一致するわけではありません。履修登録の確認については、Glexa ではなく、必ずポータルサイトから確認をしてください。

3．授業

1）時間割

1年間に授業を行う期間は、原則として30週です。本学では前期（4月1日～9月30日）と後期（10月1日～3月31日）の2期に分けて、各期を15週としています。

（1）時間割は、年度始めにポータルで通知します。

（2）時間割や教室に変更があった場合は、ポータルと学内掲示で通知します。

（3）各時限の授業時間は以下のとおりです。

時　　限	開始時刻～終了時刻
1時限	9：00 ～ 10：30
2時限	10：40 ～ 12：10
昼休み	12：10 ～ 13：00
3時限	13：00 ～ 14：30
4時眼	14：40 ～ 16：10
5時限	16：20 ～ 17：50

2）休講・補講

休講及び補講は、科目担当教員が事前に通知します。やむを得ず当日の授業を休講する場合は、ポータルと学内掲示で通知します。休講通知がなく、開始時刻から30分経過しても担当教員から連絡がない場合は、学務課教務二係へ申し出て、その指示に従ってください。

3）研究のフィールドワーク及び実習の手続き

外部機関において研究データ収集等のフィールドワークや実習を行う場合は、その調整は教員と学生が協同して行います。実施にあたり、事前に所定の手続きが必要になりますので、以下、確認のうえ、遺漏のないよう手続きをしてください。

（1）「フィールドワーク・実習届」

フィールドワーク（授業としてのものも含む）や実習が決まり次第、研究指導教員の確認・承諾を得たうえで学務課教務二係宛へメール提出してください（提出用メールアドレス：kyomu02@redcross.ac.jp）。提出方法の詳細は Glexa をご確認ください。先方への公文書が必要な場合は、必要事項を正確に記入の上、提出してください。また、研究活動先で倫理審査を受ける際に公文書が必要な場合も同様の手続きをしてください。

なお、公文書発行には7日間程度（休日除く）を要するので、余裕を持って手続きしてください（日本赤十字社医療センターへの公文書は、月末に締切り、翌月15日発送となります）。

（2）その他

・海外で行う場合は、「海外研修参加にあたっての同意・承諾書」も提出してください。
・実習で看護衣の着用が必要な場合は、各自で準備してください。なお、総務課から借用することも可能

ですが、数・サイズ等に限りがあります。
・着替えは3階更衣室の大学院生用ロッカーを利用してください。

4）授業資料のコピー

講義科目の授業資料印刷は、印刷する資料を学務課教務二係へ提示し、許可を得た後、1階事務室前の印刷機を利用してください。（利用時間　平日　9：00～17：00）

特別研究、演習、実習の複写費補助として、入学時ガイダンスで2年間分のコピーカード（修士課程・1000枚分　博士後期課程1500枚分）を各自に配付します。紛失・破損しても再交付はしませんので注意してください。また、印刷管理システム（プリンタ使用）修士課程2,000枚、博士後期課程5000枚を入学時に付与しています。（博士後期課程の場合、4年目以降は各年度1000枚ずつ追加）

コピーカードは本学図書館にて、プリンタ使用枚数は事務局窓口にて追加購入できます。

5）レポートの提出方法

レポート提出については、科目担当教員の指示に従ってください。また、以下の点に注意してください。

① レポートは写しをとるか、データ保存しておくこと。
② プリンタ故障（学内・学外含）、通信不良などのトラブルによる提出の遅れは一切認められない。提出期限直前は院生室・情報処理室が混み合うので余裕をもって準備すること。
③ 他者のレポートを書き写すことはもちろん、書き写させることも不正行為となる。
④ 科目責任者の判断により、レポート類の剽窃チェックを行う場合がある。

4．成績評価・単位修得

1）成績評価

（1）評価方法

成績評価の仕方は、シラバスに記されています。科目ごとに異なりますので、よく確認してください。試験方法がレポートの場合は、提出方法（レポートの形態・提出先・期日等）について科目担当教員の指示に従ってください。

（2）評価要件

成績評価を受けるためには、以下の全てを満たしていることが必要です。

① 履修登録をしていること。
② 出席時間数が実質授業総時間数の２／３以上であること。
③ 当該期の授業料等を納入していること。ただし、延納許可を得ている者を除く。

（3）評価基準

成績評価は、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｉで表し、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃを合格とします。

<table>
<tr><td></td><td colspan="4">合格</td><td>不合格</td><td rowspan="2">保留</td><td rowspan="2">認定</td></tr>
<tr><td>評点（点数）</td><td>100～90点</td><td>89～80点</td><td>79～70点</td><td>69～60点</td><td>59点以下</td></tr>
<tr><td>成績通知書の表示</td><td rowspan="2">S</td><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2">B</td><td rowspan="2">C</td><td>D</td><td>I</td><td rowspan="2">認定</td></tr>
<tr><td>成績証明書の表示</td><td>表示
しない</td><td>表示
しない</td></tr>
</table>

註）「認定」：既修得単位として認定された場合

成績評価において、次のいずれかに該当する場合、成績評価が保留（科目未修了）される場合があります。（大学院履修規程第6条の２）。

①前期休学者が後期のみ履修した通年科目
②後期休学者が前期のみ履修した通年科目
③研究指導に関する科目
④長期履修学生の履修科目
⑤その他、学期の途中でやむを得ない事情（病気・けが・事故・災害等）により履修継続できなくなった者

の履修科目

学生は、成績評価がIの科目については、履修を継続し、当該授業科目について改めて履修登録をする必要はありません。なお、最終的に科目修了できなかった場合の成績評価はDとなります。

（4）定期試験・追試験・再試験

定期試験や追試験・再試験については、看護学部の試験実施の取り扱いに準じます。

在学生専用ページの看護学部『学生便覧・履修の手引き』を参照してください。

2）成績通知

年2回、成績通知書の配付により行います。単位認定は、学期末に行います。

3）単位修得

単位を修得するためには、以下の全てを満たしていることが必要です。

①	その科目の成績評価を受けて、合格（100～60点）の評価を得ること。
②	当該期の授業料等を納入していること。

合格点に達した科目は、学期末に単位の修得が認定されます。合格点に達しない場合は不合格となり、その科目の単位を修得するには次年度以降に再履修することになります。

5．課程修了

1）課程修了者の発表

課程修了決定者の学籍番号を、2月下旬（9月修了者は、9月中旬）に学内掲示にて発表します。

2）学位授与式

課程修了者に「学位記」を授与します。これにより、「修士（看護学）」「博士（看護学）」の学位が与えられます。開始時間や学生集合時間は、ポータルと学内掲示でお知らせします。

3）修了後の各証明書の請求

学位授与日から「修了証明書」並びに修了日付を記載した「成績証明書」が発行可能となります。証明書が必要な場合、学務課学生係に申し込んでください。郵送でも受け付けていますが、電話・ファックス・メール等での申込はできません。詳細は、本学ホームページで確認してください。

6．長期履修制度　（対象：国際保健助産学専攻　実践コースを除く）

本大学院では、有職者、育児・介護等従事者等で学修時間の制約を受ける方は長期履修を申請することができます。ただし、申請は入学前に限られます。また、長期履修の取消は1年次に1回に限り申請できます。研究指導教員の承認を得た上で所定の申請書を1年次1月末日までに学務課学生係へ提出してください。

7．研究倫理審査（担当窓口：事務局総務課）

本学では、日本赤十字看護大学研究倫理審査委員会（以下、研究倫理審査委員会とする）を設置し、本学で実施される研究が、世界医師会の「ヘルシンキ宣言」以降の研究倫理に関する宣言、国際看護師協会（ICN）の「看護師の倫理綱領」、国際助産師連盟（ICM）の「助産師の倫理綱領」、日本看護協会の「看護職の倫理綱領」及び「看護研究のための倫理指針」、文部科学省他「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等の趣旨に沿った倫理的配慮のもとに行われるように、研究の倫理面の審査を行っています。

大学院生が行う人を対象とする研究は審査対象となりますので、必ず審査を受けてください。なお、申請前に指導教員に十分な指導を受けてから審査書類を提出してください。審査書類の提出後、書類の不備や記入漏れ等で差し戻しがある場合も多くありますので、期日の数日前には提出できるよう、余裕をもって準備を進めるようにしてください。

申請手続きは、「日本赤十字看護大学 倫理審査申請システム」より行ってください（本学HP｜研究・社会連携｜研究倫理ページ内を参照）。申請の際は、同ページに掲載の「審査案内」に目を通してください。

1）研修

申請にあたり、研究倫理教育 e-learning（eAPRIN）の修了証が必要です。
e-learning の受講方法については、本学 HP 内の研究倫理ページに掲載の案内をご確認ください。

2）審査を受ける時期

・修士課程

研究計画発表会での意見を踏まえた最終的な研究計画書をもって、研究倫理審査を申請してください。

・博士後期課程

予備調査のために研究倫理審査を申請することができます。予備調査で研究倫理審査の承認を得られている場合も、本調査ではあらためて研究倫理審査を受審する必要があります。なお、本調査のための研究倫理審査は、研究計画書審査会において合格の判定を受けた段階で、博士審査委員会での承認を待たずに申請することができます。

3）審査を受けた後の届出

研究開始後も、状況に応じて以下の手続きが必要です。

「審査案内」の「研究開始後」の章を予めお読みいただき、それぞれの期日までに手続きを行ってください。

・変更届

研究途上で研究計画に変更が生じる場合は、事前に倫理審査申請システムより変更届を提出（変更申請）してください。その際、「承認後の変更届 Q&A」を参照してください。

・不適合・逸脱、有害事象報告

倫理指針不適合及び研究実施計画書からの逸脱が生じた可能性がある場合や、有害事象等発生時は指導教員に相談のうえ、必要な場合は速やかに倫理審査申請システムより報告してください。

・研究実施状況報告（必須）＊研究終了報告を行う場合は不要です。

研究期間中は毎年、研究の実施状況について研究倫理審査委員会へ研究の実施状況報告を行ってください。

・研究終了報告（必須）

研究を終了する際（中止も含む）は、研究の終了報告を行ってください。その際、研究データに関する届出もあわせてアップロードしてください。研究終了から10年間、大学は研究データを保管する義務があります。課程の修了等により大学から離れる場合には、研究データを保存した光学ディスク（CD、DVD）を必ず事務局まで提出してください。

上記の詳細については、本学 HP 内の研究倫理ページ内の各案内を参照してください。

8．研究助成（担当窓口：事務局企画課）

本学では日本赤十字看護大学研究推進委員会を設置し、大学院生が学位論文作成のために行う研究に対して、次の研究助成をしています。詳細はメール等で案内をしています。

① 日本赤十字看護大学松下清子記念教育・研究及び奨学金（修士・博士）
② 学校法人日本赤十字学園教育・研究及び奨学費基金（博士）

その他、民間団体等が募集する大学院生対象の研究助成について、ポータル等で案内をしています。

9．５大学災害看護コンソーシアム

本学及び、高知県立大学、兵庫県立大学、東京科学大学、千葉大学の５大学において、これまでの共同教育課程を礎に、相互交流及び、災害看護教育の充実を図ることを目指し、各大学の特色ある授業科目（コンソーシアム科目）を提供し、特別聴講学生として単位互換を実施しています。

詳細は、Glexa「大学院　履修登録」内の「5大学災害看護コンソーシアム」ディレクトリを確認してください。

Ⅲ. 修士課程

令和８年度　修士課程　学年暦

前期　4月～9月　／　後期　１０月～3月

事　　項	月　・　日	備　　考
学　年　開　始	4月　1日（水）	
入　学　式	4月　2日（木）	
ガ　イ　ダ　ン　ス	4月　3日（金）～　4月　6日（月）	
健　康　診　断	4月　3日（金）	
前　期　授　業　開　始	4月　7日（火）	
履　修　登　録	4月　7日（火）～　4月１７日（金）	
病　院　説　明　会	4月２３日（木）	全学休講
臨　時　休　業	4月３０日（木）	4/２９～5/６　連続休業
日本赤十字社創立記念日	5月　1日（金）	
履修確認・登録変更受付期間	5月　7日（木）～　5月１５日（金）	
専門領域変更手続締切	5月１５日（金）	１年　看護学専攻
修士論文（課題研究含む）審査願提出	5月１８日（月）～　5月２２日（金）	9月修了
研究計画発表会（１）	6月　3日（水）3限～ 発表時期届提出締切：4月28日（火） 発表会用資料提出締切：5月２７日（水）	看護学専攻・ 国際保健助産学専攻研究ｺｰｽ
修士論文（課題研究含む）提出期間	6月１５日（月）～　6月２６日（金）	9月修了
大　学　祭	6月２７日（土）	
前　期　授　業　終　了	7月３１日（金）	
夏　季　休　業	8月　1日（土）～　9月３０日（水）	
学位授与式（９月修了）	9月　　日（　）	
後　期　授　業　開　始	１０月　1日（木）	
後期履修登録変更受付期間	１０月　5日（月）～１０月　9日（金）	
研究計画発表会（２）	１０月１６日（金）３限～ 発表時期届提出締切：9月１６日（水） 発表会用資料提出締切：１０月　9日（金）	看護学専攻・ 国際保健助産学専攻研究ｺｰｽ
修士論文（課題研究含む）審査願提出	１１月　2日（月）～１１月　6日（金）	２年
課題研究計画発表会	１１月２０日（金）１限～ 発表会用資料提出締切：１１月１３日（金）	１年 国際保健助産学専攻実践ｺｰｽ
防　災　訓　練	１２月　2日（水）　3限	
修士論文（課題研究含む）提出期間	１２月１４日（月）～１２月２３日（水）	２年
冬　季　休　業	１２月２６日（土）～　1月　3日（日）	
修士論文審査及び最終試験実施期間	1月　6日（水）～　2月　5日（金） 集中審査日：1月6日（水）～1月8日（金）	２年　看護学専攻・ 国際保健助産学専攻研究ｺｰｽ
研究計画発表会（３）	1月２０日（水）３限～ 発表時期届提出締切：１２月１８日（金） 発表会用資料提出締切：1月１３日（水）	看護学専攻・ 国際保健助産学専攻研究ｺｰｽ
後　期　授　業　終　了	1月２９日（金）	
課題研究審査及び発表会	2月１５日（月） 発表会用資料提出締切：2月1日（月）	２年 国際保健助産学専攻実践ｺｰｽ
修　士　論　文　発　表　会	3月　2日（火） 発表会用資料提出締切：2月22日（月）	２年　看護学専攻・ 国際保健助産学専攻研究ｺｰｽ
研究計画発表会（４）	3月１２日（金）３限～ 発表時期届提出締切：2月１２日（金） 発表会用資料提出締切：3月5日（金）	看護学専攻・ 国際保健助産学専攻研究ｺｰｽ
修士論文製本申込 学位論文複写・公開許諾書の提出	3月１２日（金）	２年
学　位　授　与　式	3月１６日（火）	
春　季　休　業	3月１７日（水）～　3月３１日（水）	
学　年　終　了	3月３１日（水）	

※　研究計画発表会は年4回です。自身の進捗状況に合わせ、いずれかで発表を行います。

※　防災訓練は大学行事です。学内にいる学生は、必ず参加してください。

※　上記の他、入学試験日や大学閉館期間があります。日程は決定し次第、お知らせします。

※　課題研究審査及び発表会抄録の提出は、助産師国家試験の日程により変更する場合があります。

【修士学位取得までのプロセス】

看護学専攻・国際保健助産学専攻研究コース　　国際保健助産学専攻実践コース

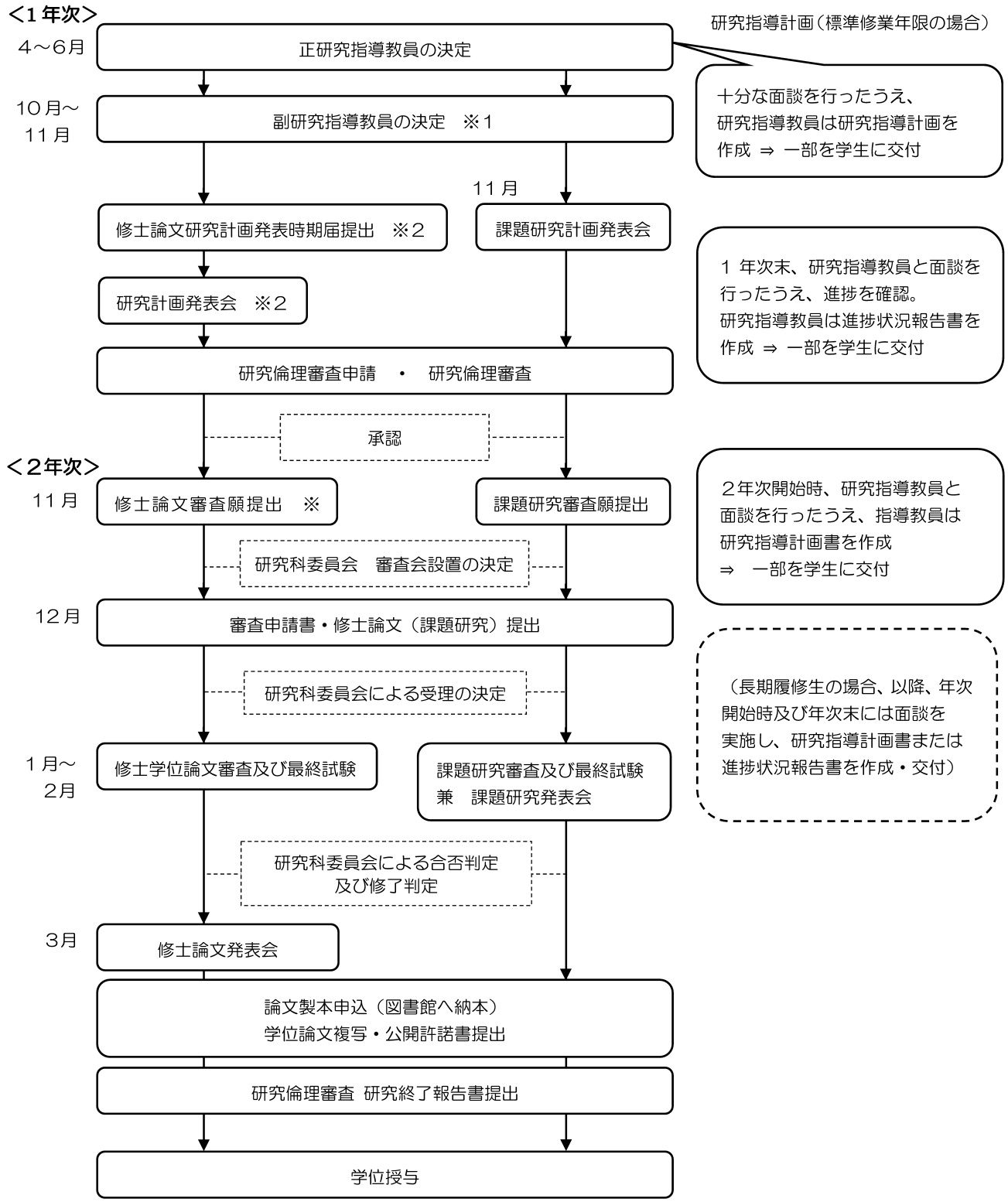

※1：2025 年度以降の入学生のみ

※2：研究計画発表会は、1 月、3 月、6月、10月を選択。

※3：長期履修生の修士論文審査申請は 3 年目の 11 月。

【修士課程研究指導計画（研究指導の内容及び方法）】

学生は、指導教員と相談して、授業履修や研究論文作成のための計画を立ててください。授業履修や研究論文作成のための計画に基づき、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせながら学位取得のプロセスを進めていきます。研究論文作成のための計画には、研究科目（特別研究）の履修および前述の【修士学位取得までのプロセス】にある、研究計画発表への参加等を、いつの時点で行うかが含まれます。研究科目の履修や研究計画発表への参加等を計画通りに進めるために、学生はいつまでに、何を、どのようにするべきか、教員から何の指導を、いつ、どのように受けるか等について相談してください。とくに、計画の遂行にあたり、どの時期にどのように自分自身の学習環境を整える必要があるのかも検討してください。授業履修や研究論文作成のための計画を立てる際はポートフォリオの書式を活用してください。

■学修ポートフォリオ

入学後に各自で大学院ポートフォリオを作成していただきます。ポートフォリオは、内省的学習（reflective learning）、統合的学習（integrative learning）、社会的学習（social learning）に対応し、自身の学習についてのリフレクションと継続的な学び方を支援するツールの一種です。本学の学生として体験したことや学修したことを一つに集約しながら、自立した大学院生活を送れるよう、随時面接などでも活用していきます。詳しくは入学後のオリエンテーションで説明します。

１．取得できる資格

１）専門看護師　（対象：看護学専攻8領域）

（１）日本における高度実践看護師教育課程は、専門看護師教育課程とナースプラクティショナー教育課程から構成されており、現在、専門看護師教育課程は14分野に分かれています。

本大学院では、専門看護師教育課程として、「がん看護」「小児看護」「慢性看護」「クリティカルケア看護」「老年看護」「精神看護」「在宅看護」「災害看護」の8分野を開設し、日本看護系大学協議会から専門看護師38単位教育課程として認定されています。

なお、資格を取得するには日本看護協会の審査に合格し、登録手続きが必要です。資格の有効期間は5年です。認定審査の申請には、以下①～⑤の前提要件があります。

①日本国の看護師免許を有する。

②各分野において、その専門分野科目から 24 単位以上、共通科目 A から 8 単位以上、共通科目 B から 6 単位、合計 38 単位以上を修得して課程を修了している。

③看護師の資格取得後、通算 5 年以上の実務研修をしている。そのうち通算 3 年以上は専門看護分野の実務研修である。

④専門看護分野において日本看護協会が定める内容の実務研修をしている。

⑤上記の条件を全て満たし、申請時に、常勤、非常勤勤務を問わず実践を行っている。

詳細は日本看護協会のホームページで確認してください。

専門看護師科目と本学開講科目の読み替えは、「資料 M2」に示すとおりです。

（２）高度実践看護師教育課程（専門看護師）の既修得単位認定については、以下のとおりです。

①本学の高度実践看護師教育課程専門看護師38単位の共通科目 A 及び B について既修得単位の認定申請があった場合は、日本看護系大学協議会から認定された高度実践看護師教育課程専門看護師38単位を開設している他大学院の授業科目については、認定審査を行います。

②高度実践看護師教育課程専門看護師26単位の共通科目及び、高度実践看護師教育課程専門看護師38単位を開設していない他大学院の授業科目については、認定対象外とします。

③高度実践看護師教育課程専門看護師38単位の専攻分野専門科目については、認定対象外とします。ただし、本学の科目等履修生として修得した専攻分野専門科目は、認定対象とします。

2）看護教員　（専任教員及び教務主任）　（対象：看護学専攻看護教育学領域）

看護教育学領域のカリキュラムが、厚生労働省医政局から「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会ガイドライン」に定められている講習会に準ずるものとみなされると認定されました。講習に該当する科目の単位を修得し、看護教育学領域を修了した者には、希望により教務主任または専任教員養成講習会の修了証を学位授与日に交付します。（2年次に対象者へ希望調査を行います。）なお、本学を退学した場合は、修了証を発行できません。

①教務主任養成講習会の受講対象者　看護師等養成所で看護教員として３年以上勤務した者

②専任教員養成講習会の受講対象者　以下のいずれかに該当し、講習会修了後看護基礎教育に従事する者

・保健師、助産師若しくは看護師として5年以上業務に従事した者。
・保健師、助産師若しくは看護師として3年以上業務に従事し、かつ、大学において教育に関する科目（４単位）を履修して卒業し、若しくは大学院において教育に関する科目（4単位）を履修した者。

講習科目と本学開講科目の読み替えは、「資料 M3」に示すとおりです。

3）認定看護管理者　（対象：看護学専攻看護管理学領域）

看護師免許を取得後、実務経験が通算5年以上あり、そのうち通算3年以上は看護師長相当以上の看護管理経験がある者で、看護管理学領域を修了した者は日本看護協会認定看護管理者の認定審査が受けられます。

詳細は日本看護協会のホームページで確認してください。

4）受胎調節実地指導員　（対象：国際保健助産学専攻実践コース）

受胎調節実地指導員は、母体保護法第15条に基づき、認定講習会の課程を修了したのち、各都道府県に申請をすることで取得できる資格です。

本大学院は、東京都知事から受胎調節実地指導員認定講習を実施する施設として認定されています。（保健師・看護師・助産師免許いずれかの免許取得者が対象）

講習に該当する科目の単位を修得することで受胎調節実地指導員の認定講習会の修了資格が取得できます。なお、認定講習会の修了証書は学位授与日に交付します。

講習科目と本学開講科目の読み替えは、「資料 M4」に示すとおりです。

5）NCPR 新生児蘇生法「専門」コース（A）　（対象：国際保健助産学専攻実践コース）

新生児蘇生法は、日本周産期・新生児医学会主催の日本救急医療財団・日本版救急蘇生ガイドライン策定小委員会が作成した、日本版救急蘇生ガイドラインに基づいて開催される講習会です。

二次・三次周産期医療機関の医師、日本周産期・新生児医学会専門医、新生児蘇生に携わる専門性の高い看護師・助産師を対象としています。気管挿管や薬物投与などの高度な手技もしくはその知識を含む、高度な新生児蘇生法を学ぶ、NCPR 新生児蘇生法「専門」コース（A）の取得ができる講義（5時間）及び最終試験を受講します。最終試験に合格した場合は、各自で所定の手続きを行うことで認定資格を取得でき、一定の手続きを経て、新生児蘇生法「一次」コース（B）のインストラクターの資格が取得できます。

2．研究計画発表会

1）研究計画発表時期届の提出（対象：看護学専攻・国際保健助産学専攻研究コース）

学年暦に定めた期日までに、必ず正研究指導教員と相談の上、研究計画発表時期届を提出してください。提出後は発表時期の変更はできません。

2）発表会用資料の提出

学年暦に定めた期日までに、必ず正研究指導教員の許可を得た上で、修士論文研究計画発表会用資料または課題研究計画発表会用資料を提出してください。形態は、以下のとおりです。

①A4サイズ２ページ：Word データ

余白（上下左右25mm）とし、ページ内の文字数・行数は、各自の内容に合わせて変更可。

②1枚目は、1行目「修士（看護学）学位論文研究計画書または修士（看護学）課題研究計画書（左揃え）」、2行目「専攻・領域・学籍番号・氏名（右揃え）」、3行目「題目（中央揃え）」を記載すること。見出しの記載方法等は「日本赤十字看護大学大学院　学位論文執筆要領」に準じる。

3）発表会

修士論文研究計画発表会は年４回、課題研究計画発表会は年1回開催します。

発表は、学生が所属する領域外の教員からの助言を得ること、学生同士の意見交換を行うことを目的として、原則として全員が行います。

発表は、提出した資料に基づき１人15分（発表７分、質疑応答８分）で行います。発表の順番・時間等は事前にポータル等で通知します。

3．学位論文

1）修士論文（対象：看護学専攻・国際保健助産学専攻研究コース）

（1）申請資格

修士課程の２年次に在学中で、所定の単位を修得した者、または修得見込の者。ただし、優れた業績を上げた者については、修士課程の１年次に在学中でも申請可能とします。

（2）申請方法【提出先：Glexa　PDF データ】

①審査願の提出

申請資格を満たした上で審査を希望する者は、必ず正研究指導教員の許可を得たうえ、学年暦に定めた期日までに「修士（看護学）学位論文審査願」（様式修１）を、学務課教務二係を通じて研究科長へ提出してください。

②審査申請書と提出書類

審査願を提出した者は、必ず正研究指導教員の許可を得たうえ、学年暦に定めた期日までに以下の書類を学務課教務二係、研究科長を経て学長へ提出してください。

・修士（看護学）学位論文審査申請書（様式修２）
・学位論文（要旨含む）
・剽窃チェック結果レポート

※修士論文の提出前に、必ず院生自身と正研究指導教員が剽窃チェックを行うこと。
剽窃チェックの結果は、論文とともに教務二係に提出する。

（3）修士論文審査及び最終試験

修士論文審査及び最終試験は、主査1名及び副査2名の審査員によって所定の期間に行います。審査では、学生が研究の概要についての説明を約10分行った後、審査員による質疑応答を行います。論文の審査は、別表の審査基準に沿って行い、審査終了後、引き続き、最終試験を行います。最終試験は、デイプロマポリシーに基づき、口頭質疑を行います。

（4）発表会

発表会は、学年暦に定めた日に開催します。

発表は１人20分（発表12分、質疑応答８分）で、原則として全員が行います。発表の順番・時間等は事前にポータル等で通知します。

2）課題研究（対象：国際保健助産学専攻実践コース）

学位論文を「課題研究」と称し、本大学院学則第28条第１項に定める「特定の課題についての研究の成果」に相当するものとします。

（1）申請資格

修士課程の２年次に在学中で、所定の単位を修得した者、または修得見込の者。

（2）申請方法【提出先：Glexa　PDF データ】

①審査願の提出

申請資格を満たした上で審査を希望する者は、必ず正研究指導教員の許可を得たうえ、学年暦に定めた期日までに「修士（看護学）学位論文（課題研究）審査願」（様式課１）を、学務課教務

二係を通じて研究科長へ提出してください。

②審査申請書と提出書類

審査願を提出した者は、必ず正研究指導教員の許可を得たうえ、学年暦に定めた期日までに以下の書類を学務課教務二係、研究科長を経て学長へ提出してください。

・修士（看護学）学位論文（課題研究）審査申請書（様式課２）
・学位論文（要旨含む）
・剽窃チェック結果レポート

※課題研究の提出前に、必ず院生自身と正研究指導教員が剽窃チェックを行うこと。
剽窃チェックの結果は、論文とともに教務二係に提出する。

（３）課題研究審査及び最終試験

課題研究審査及び最終試験は、主査1名及び副査2名の審査員によって学年暦に定めた日に行います。審査および最終試験は、一人30分（研究の発表約10分、質疑応答及び審査・最終試験約20分）で行います。論文の審査は、別表の審査基準に沿って行い、最終試験は、デイプロマポリシーに基づき行います。なお、課題研究審査及び最終試験は公開形式で行い、その順番・時間等は事前にポータル等で通知します。

３）論文執筆要領

別に定める日本赤十字看護大学大学院学位論文執筆要領に準じます。

４）学位論文の製本

課程修了者の発表後、必ず正研究指導教員から修正論文について許可を得たうえで、製本作業に取り掛かってください。指定期日までに、大学生協にて申込をしてください。

指定期日までに以下の２点を学務課教務二係へ提出してください。

①表題紙（製本申込した表題紙：論文題目最終確認用）※提出日は記載しないこと。

②学位論文複写・公開許諾書

４．その他

１）入学前の既修得単位の認定

入学前に他の大学院で修得した単位（本大学院修士課程科目等履修生として修得した単位を含む。）について、教育研究上有益と認めるときは、１５単位を限度として既修得単位として認定することがあります。希望する1年生は、指定期日（4月中旬予定）までに学務課教務二係へ申請してください。（認定可否の決定がなされるまで、当該授業科目の履修手続きを行い、授業にも出席すること）なお、申請時に、出身大学院の成績証明書と授業内容のわかるシラバス（該当頁の写し）が必要です。

２）科目等履修生制度

本学では、科目等履修生制度を設けており、正規の学生の他に科目等履修生が在籍しています。科目等履修生は、履修を許可された授業科目について、本学学生と同じ履修形態で授業を受け、単位を修得することができます。なお、科目等履修制度で修得した単位は、本学の修士課程に入学した場合、１５単位を上限に認定審査の対象となります。

３）専門領域変更　（対象：看護学専攻）

専門領域の変更を希望する学生は、1年次の５月初旬（学年暦参照）までに研究指導教員または所属する領域の教授に相談の上、所定の用紙に変更理由を記入し、学務課教務二係を通じて研究科長へ提出してください。なお、研究科委員会の議を経て学生に結果を通知します。用紙は学務課教務二係に取りに来てください。

４）研究指導教員

正研究指導教員は、入学年の4～6月に決定します（申請、手続きは専門領域の教授等が行います）。副研究指導教員は、正研究指導教員に相談の上、入学年の10～11月に決定します。

資料M１-１「修士課程　授業科目一覧（2025年度以降入学生）」
【看護学専攻】

区分	授業科目	単位数	時間数	年次	開講期	所属領域必修	CNS科目	他領域選択	備考
基礎看護学	基礎看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●		◆	
	基礎看護学特講Ⅱ	2	30	1	後期	●		◆	
	基礎看護学特講Ⅲ	2	30	1	前期	●		◆	
	基礎看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●		◆	
	基礎看護学実習Ⅰ	3	135	1	通年				
	基礎看護学実習Ⅱ	3	135	2	通年				
がん看護学	がん看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	□	◆	
	がん看護学特講Ⅱ	2	30	1	後期	●	□	◆	
	がん看護学特講Ⅲ	2	30	1	前期	●	□	◆	
	がん看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●	□	◆	
	がん看護学特講Ⅴ	2	30	1	後期	●	□	◆	
	がん看護学演習Ⅰ	2	30	1	後期	●	□		
	がん看護学演習Ⅱ	2	30	2	前期		□		
	がん看護学実習Ⅰ	4	180	1	通年		□		
	がん看護学実習Ⅱ	2	90	2	通年		□		
	がん看護学実習Ⅲ	4	180	2	通年		□		
小児看護学	小児看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	□	◆	
	小児看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●	□	◆	
	小児看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●	□	◆	
	小児看護学特講Ⅳ	2	30	2	前期	●	□	◆	
	小児看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年		□		
	小児看護学演習Ⅱ	2	30	1	通年	●	□		
	小児看護学演習Ⅲ	2	30	1	通年	●	□		
	小児看護学実習Ⅰ	2	90	1	通年		□		
	小児看護学実習Ⅱ	4	180	1	通年		□		
	小児看護学実習Ⅲ	4	180	2	通年		□		
成人看護学	成人看護学特講Ⅰ	2	30	1	後期	●		◆	
	成人看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●		◆	
	成人看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	成人看護学演習Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	クリティカルケア看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	□	◆	
	クリティカルケア看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●	□	◆	
	クリティカルケア看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●	□	◆	
	クリティカルケア看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●	□	◆	
	クリティカルケア看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年	●	□		
	クリティカルケア看護学演習Ⅱ	2	60	1	通年		□		
	クリティカルケア看護学演習Ⅲ	2	60	2	通年		□		
	クリティカルケア看護学実習Ⅰ	2	90	1	通年		□		
	クリティカルケア看護学実習Ⅱ	5	225	1	通年		□		
	クリティカルケア看護学実習Ⅲ	3	135	2	通年		□		
	慢性看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	□	◆	
	慢性看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●	□	◆	
	慢性看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●	□	◆	
	慢性看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●	□	◆	
	慢性看護学特講Ⅴ	2	30	2	前期		□	◆	
	慢性看護学演習Ⅰ	2	60	1	前期	●	□		
	慢性看護学演習Ⅱ	2	60	2	前期		□		
	慢性看護学実習Ⅰ	2	90	1	前期		□		
	慢性看護学実習Ⅱ	4	180	1	後期		□		
	慢性看護学実習Ⅲ	4	180	2	前期		□		
老年看護学	老年看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	□	◆	
	老年看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●	□	◆	
	老年看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●	□	◆	
	老年看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●	□	◆	
	老年看護学演習Ⅰ	2	60	1	前期	●	□		
	老年看護学演習Ⅱ	2	60	1	後期	●	□		
	老年看護学演習Ⅲ	2	60	1	通年		□		
	老年看護学実習Ⅰ	5	225	1・2	通年	●	□		
	老年看護学実習Ⅱ	5	225	2	通年		□		
精神保健看護学	精神保健看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	□	◆	
	精神保健看護学特講Ⅱ	2	30	1	後期	●	□	◆	
	精神保健看護学特講Ⅲ	2	30	1	前期	●	□	◆	
	精神保健看護学特講Ⅳ	2	30	1	前期	●	□	◆	
	精神保健看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年	●	□		
	精神保健看護学演習Ⅱ	2	60	1	通年	●	□		
	精神保健看護学演習Ⅲ	1	30	1	通年		□		□：演習Ⅲ・Ⅳのいずれか１科目
	精神保健看護学演習Ⅳ	1	30	1	通年		□		□：演習Ⅲ・Ⅳのいずれか１科目
	精神保健看護学演習Ⅴ	1	30	1	通年		□		□：演習Ⅴ・Ⅵのいずれか１科目
	精神保健看護学演習Ⅵ	1	30	1	通年		□		□：演習Ⅴ・Ⅵのいずれか１科目
	精神保健看護学実習Ⅰ	1	45	1	通年		□		
	精神保健看護学実習Ⅱ	2	90	1	通年		□		
	精神保健看護学実習Ⅲ	4	180	1	通年	●	□		
	精神保健看護学実習Ⅳ	2	90	1	通年		□		□：実習Ⅳ・Ⅴのいずれか１科目
	精神保健看護学実習Ⅴ	2	90	1	通年		□		□：実習Ⅳ・Ⅴのいずれか１科目
	精神保健看護学実習Ⅵ	1	45	2	通年		□		

◎：全領域必修　●：所属領域必修科目　□：CNS科目　■：CNS必修科目　◆：他専攻選択可能科目

区分	授業科目	単位数	時間数	年次	開講期	所属領域必修		CNS科目	他領域選択可	備考
地域・在宅看護学	地域・在宅看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●		□	◆	
	地域・在宅看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●		□	◆	
	地域・在宅看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●		□	◆	
	地域・在宅看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●		□	◆	
	地域・在宅看護学特講Ⅴ	2	30	1	後期				◆	
	地域・在宅看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年			□		
	地域・在宅看護学演習Ⅱ	2	60	1	通年			□		
	地域・在宅看護学演習Ⅲ	2	60	1・2	通年			□		
	地域・在宅看護学演習Ⅳ	2	60	1	通年					
	地域・在宅看護学実習Ⅰ	3	135	1	通年			□		
	地域・在宅看護学実習Ⅱ	3	135	1	通年			□		
	地域・在宅看護学実習Ⅲ-1	2	90	2	通年			□		
	地域・在宅看護学実習Ⅲ-2	2	90	2	通年			□		
看護教育学	看護教育学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●			◆	
	看護教育学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●			◆	
	看護教育学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●			◆	
	看護教育学特講Ⅳ	2	30	1	後期				◆	
	看護教育学特講Ⅴ	2	30	1	後期				◆	
	看護教育学特講Ⅵ	2	30	1	前期	●			◆	
	看護教育学演習	2	60	1	通年					
	看護教育学実習Ⅰ	3	135	1	通年	●				
	看護教育学実習Ⅱ	3	135	1・2	通年					
看護管理学	看護管理学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●			◆	医療経済
	看護管理学特講Ⅱ	2	30	1	後期	●			◆	医療と法
	看護管理学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●			◆	情報管理論
	看護管理学特講Ⅳ	2	30	1	前期	●			◆	組織行動学
	看護管理学特講Ⅴ	2	30	1	後期	●			◆	経営分析
	看護管理学特講Ⅵ	2	30	1	後期	●			◆	病院管理論
	看護管理学実習Ⅰ	2	90	1	通年	●				地域における事業の計画・展開・評価
	看護管理学実習Ⅱ	3	135	1	通年	●				組織の分析・戦略立案
	看護管理学実習Ⅲ	3	135	1	通年					部署または事業の分析・戦略立案
国際・災害看護学						国際	災害			
	国際看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●			◆	
	国際看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●			◆	
	国際看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●			◆	
	国際看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●			◆	
	災害看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期		●	□	◆	
	災害看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期		●	□	◆	
	災害看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期		●	□	◆	
	災害看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期		●	□	◆	
	災害看護学特講Ⅴ	2	30	2	前期		●	□	◆	
	国際・災害看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年		●	□		
	国際・災害看護学演習Ⅱ	2	60	2	通年			□		
	国際・災害看護学実習Ⅰ-1	1	45	1	通年			□		
	国際・災害看護学実習Ⅰ-2	2	90	1	通年			□		
	国際・災害看護学実習Ⅱ-1	2	90	1・2	通年			□		
	国際・災害看護学実習Ⅱ-2	2	90	1・2	通年	●	●	□		
	国際・災害看護学実習Ⅲ	3	135	1・2	通年	●	●	□		
	国際・災害看護学実習Ⅳ	2	90	1・2	通年					
ヘルスケア科学とヒューマニティ	HSH特講Ⅰ-1	1	15	1	後期					情報科学Ⅰ
	HSH特講Ⅰ-2	1	15	1	後期					情報科学Ⅱ
	HSH特講Ⅱ-1	2	30	1	前期				◆	教育学
	HSH特講Ⅱ-2	2	30	1	前期				◆	教育心理学
	HSH特講Ⅲ-1	2	30	1	後期					医療社会学
	HSH特講Ⅲ-2	2	30	1	後期				◆	健康・医療心理学
	HSH特講Ⅳ-1	1	15	1	後期					医療と文化
	HSH特講Ⅳ-2	2	30	1	前期					赤十字と国際人道法
	HSH特講Ⅳ-3	1	15	1	前期					看護英語（講読）Ⅰ
	HSH特講Ⅳ-4	1	15	1	後期					看護英語（講読）Ⅱ
研究	看護研究	2	30	1	前期			■		
	看護科学特講	2	30	1	前期				◆	
	エビデンス・ベースド・ヘルスプロモーション	2	30	1	後期					
	特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	◎				◎全領域必修
	特別研究Ⅱ	2	60	1・2	通年	◎				◎全領域必修
	特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	◎				◎全領域必修
共通A	看護教育論	2	30	1	前期			□	◆	
	看護管理論	2	30	1	前期			■	◆	
	看護理論	2	30	1	後期			□		
	コンサルテーション論	2	30	1	後期			■		
	看護倫理	2	30	1	後期			■	◆	
	看護政策論	2	30	1	後期	※		□		※看護管理学領域必修
共通B	フィジカルアセスメント	2	30	1	前期			■	◆	
	病態生理学	2	30	1	前期			■	◆	
	臨床薬理学	2	30	1	後期			■	◆	

◎：全領域必修　●：所属領域必修科目　□：CNS科目　■：CNS必修科目　◆：他専攻選択可能科目

〈修了要件〉
所定の科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文審査及び最終試験に合格すること。
なお、専門看護師（CNS）認定審査を申請する場合は、所属領域必修科目の単位修得の他、次に示す各CNS分野で指定したCNS科目の単位を修得すること。
「がん看護」「小児看護」「慢性看護」「クリティカルケア看護」「老年看護」「精神看護」「在宅看護」「災害看護」各CNS分野科目から24単位以上、研究の「看護研究」および共通Aから8単位以上、共通Bから6単位。

【国際保健助産学専攻】

区分	授業科目	単位数	時間数	年次	開講期	研究コース必修	実践コース必修	他専攻選択可	備　考
ウィメンズ・ヘルス・プロモーション分野	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	●	◆	
	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション特講Ⅱ	2	30	1	後期	●		◆	
	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション特講Ⅲ	2	30	1	後期				
	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション研究Ⅱ	2	60	1	通年	●			
	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション研究Ⅲ	2	60	2	通年	●			
国際保健助産分野	国際保健助産論Ⅰ	2	30	1	前期	●	●	◆	
	国際保健助産論Ⅱ	2	30	1	後期			◆	
	国際保健助産論Ⅲ	2	30	1	後期			◆	
	国際保健助産演習Ⅰ	1	30	1	前期			◆	
	国際保健助産演習Ⅱ	1	30	1	後期			◆	
	国際保健助産実習	3	135	1・2	通年			◆	
	リプロダクティブ・ヘルスケア研究Ⅰ	2	60	1	通年		●		
	リプロダクティブ・ヘルスケア研究Ⅱ	2	60	1	通年		●		
	リプロダクティブ・ヘルスケア研究Ⅲ	2	60	2	通年		●		
ヘルスケア科学とヒューマニティ	HSH特講Ⅰ-1	1	15	1	後期				情報科学Ⅰ
	HSH特講Ⅰ-2	1	15	1	後期				情報科学Ⅱ
	HSH特講Ⅲ-1	2	30	1	後期				医療社会学
	HSH特講Ⅳ-1	1	15	1	後期				医療と文化
	HSH特講Ⅳ-2	2	30	1	前期				赤十字と国際人道法
	HSH特講Ⅳ-3	1	15	1	前期				看護英語（講読）Ⅰ
	HSH特講Ⅳ-4	1	15	1	後期				看護英語（講読）Ⅱ
共通	発達と家族の理論	2	30	1	前期				
	看護研究特講	2	30	1	前期				
	看護理論	2	30	1	後期				
	コンサルテーション論	2	30	1	後期				
	看護政策論	2	30	1	後期				
	エビデンス・ベースド・ヘルスプロモーション	2	30	1	後期				
	助産フィジカルアセスメント	1	15	1	前期				
	助産病態生理学	1	15	1	後期				
助産学分野	基礎助産学特講Ⅰ	2	30	1	通年		●		助産師国家試験受験資格取得のための選択必修科目（33単位）
	基礎助産学特講Ⅱ-1	1	15	1	前期		●		
	基礎助産学特講Ⅱ-2	1	15	1	後期		●		
	基礎助産学特講Ⅲ-1	1	15	1	前期		●		
	基礎助産学特講Ⅲ-2	1	15	1	前期		●		
	実践助産学演習Ⅰ	2	60	1	通年		●		
	実践助産学演習Ⅱ	2	60	1	前期		●		
	実践助産学演習Ⅲ	2	60	1	前期		●		
	実践助産学演習Ⅳ	2	60	1	後期		●		
	実践助産学演習Ⅴ	2	60	1	後期		●		
	地域母子保健Ⅰ	1	15	1	前期		●		
	地域母子保健Ⅱ	1	15	2	通年		●		
	助産管理	2	30	1	後期		●		
	助産学実習Ⅰ	3	135	1	前期		●		
	助産学実習Ⅱ	2	90	1	後期		●		
	助産学実習Ⅲ	3	135	2	前期		●		
	助産学実習Ⅳ	2	90	2	前期		●		
	助産学実習Ⅴ	2	90	2	前期		●		
	助産学実習Ⅵ	1	45	1・2	通年		●		

●各コース必修科目　　◆他専攻選択可能科目

〈修了要件〉
所定の科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文審査及び最終試験に合格すること。
但し、助産師国家試験受験希望者は、所定の科目以外に指定された助産師国家試験受験資格科目（33単位）を別途修得すること。

資料M１-２「修士課程　授業科目一覧（2024年度以前入学生）」

【看護学専攻】

区分	授業科目	単位数	時間数	年次	開講期	所属領域必修	CNS科目	他領域選択可	備考
基礎看護学	基礎看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●		◆	
	基礎看護学特講Ⅱ	2	30	1	後期	●		◆	
	基礎看護学特講Ⅲ	2	30	1	前期	●		◆	
	基礎看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●		◆	
	基礎看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	基礎看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	基礎看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●			
	基礎看護学実習Ⅰ	3	135	1	通年				
	基礎看護学実習Ⅱ	3	135	2	通年				
がん看護学	がん看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	がん看護学特講Ⅱ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	がん看護学特講Ⅲ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	がん看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	がん看護学特講Ⅴ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	がん看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年	●	◇		
	がん看護学演習Ⅱ	2	60	2	通年		◇		
	がん看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	がん看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	がん看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●			
	がん看護学実習Ⅰ	4	180	1	通年		◇		
	がん看護学実習Ⅱ	2	90	2	通年		◇		
	がん看護学実習Ⅲ	4	180	2	通年		◇		
小児看護学	小児看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	小児看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	小児看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	小児看護学特講Ⅳ	2	30	2	前期	●	◇	◆	
	小児看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年		◇		
	小児看護学演習Ⅱ	2	60	1	通年	●	◇		
	小児看護学演習Ⅲ	2	60	1	通年	●	◇		
	小児看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	小児看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	小児看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●			
	小児看護学実習Ⅰ	2	90	1	通年		◇		
	小児看護学実習Ⅱ	4	180	1	通年		◇		
	小児看護学実習Ⅲ	4	180	2	通年		◇		
成人看護学	成人看護学特講Ⅰ	2	30	1	後期	●		◆	
	成人看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●		◆	
	成人看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	成人看護学演習Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	クリティカルケア看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	クリティカルケア看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	クリティカルケア看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	クリティカルケア看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	クリティカルケア看護学特講Ⅴ	2	30	1	前期		◇	◆	
	クリティカルケア看護学演習Ⅰ	2	60	1	前期	●	◇		
	クリティカルケア看護学演習Ⅱ	2	60	1	後期		◇		
	クリティカルケア看護学演習Ⅲ	2	60	2	前期		◇		
	クリティカルケア看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	クリティカルケア看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	クリティカルケア看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●			
	クリティカルケア看護学実習Ⅰ	2	90	1	通年		◇		
	クリティカルケア看護学実習Ⅱ-1	3	135	1	通年		◇		
	クリティカルケア看護学実習Ⅱ-2	2	90	1	通年		◇		
	クリティカルケア看護学実習Ⅲ	3	135	2	通年		◇		
	慢性看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	慢性看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	慢性看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	慢性看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	慢性看護学特講Ⅴ	2	30	2	前期		◇	◆	
	慢性看護学演習Ⅰ	2	60	1	前期	●	◇		
	慢性看護学演習Ⅱ	2	60	2	前期		◇		
	慢性看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	慢性看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	慢性看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●			
	慢性看護学実習Ⅰ	2	90	1	通年		◇		
	慢性看護学実習Ⅱ	4	180	1	通年		◇		
	慢性看護学実習Ⅲ	4	180	2	通年		◇		
老年看護学	老年看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	老年看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●	◇	◆	
	老年看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	老年看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●	◇	◆	
	老年看護学演習Ⅰ	2	60	1	前期	●	◇		
	老年看護学演習Ⅱ	2	60	1	後期	●	◇		
	老年看護学演習Ⅲ	2	60	1	通年		◇		
	老年看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	老年看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	老年看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●			
	老年看護学実習Ⅰ	5	225	1	通年	●	◇		
	老年看護学実習Ⅱ	5	225	1・2	通年		◇		

区分	授業科目	単位数	時間数	年次	開講期	所属領域必修		CNS科目	他領域選択可	備考
精神保健看護学	精神保健看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●		◇	◆	
	精神保健看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●		◇	◆	
	精神保健看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●		◇	◆	
	精神保健看護学特講Ⅳ	2	30	1	前期	●		◇	◆	
	精神保健看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年	●		◇		
	精神保健看護学演習Ⅱ	2	60	1	通年	●		◇		
	精神保健看護学演習Ⅲ	1	30	1	通年	●		◇		
	精神保健看護学演習Ⅳ	1	30	1	通年	●		◇		
	精神保健看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●				
	精神保健看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●				
	精神保健看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●				
	精神保健看護学実習Ⅰ	1	45	1	通年			◇		
	精神保健看護学実習Ⅱ	2	90	1	通年			◇		
	精神保健看護学実習Ⅲ	4	180	1	通年	●		◇		
	精神保健看護学実習Ⅳ	2	90	2	通年	●		◇		
	精神保健看護学実習Ⅴ	1	45	2	通年			◇		
地域・在宅看護学	地域・在宅看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●		◇	◆	
	地域・在宅看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●		◇	◆	
	地域・在宅看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●		◇	◆	
	地域・在宅看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●		◇	◆	
	地域・在宅看護学特講Ⅴ	2	30	1	後期				◆	
	地域・在宅看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年	●		◇		
	地域・在宅看護学演習Ⅱ	2	60	1	通年	●		◇		
	地域・在宅看護学演習Ⅲ	2	60	1・2	通年			◇		
	地域・在宅看護学演習Ⅳ	2	60	1	通年	●				
	地域・在宅看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●				
	地域・在宅看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●				
	地域・在宅看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●				
	地域・在宅看護学実習Ⅰ	3	135	1	通年	●		◇		
	地域・在宅看護学実習Ⅱ	3	135	1	通年			◇		
	地域・在宅看護学実習Ⅲ-1	2	90	2	通年			◇		
	地域・在宅看護学実習Ⅲ-2	2	90	2	通年			◇		
看護教育学	看護教育学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●			◆	
	看護教育学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●			◆	
	看護教育学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●			◆	
	看護教育学特講Ⅳ	2	30	1	後期				◆	
	看護教育学特講Ⅴ	2	30	1	後期				◆	
	看護教育学特講Ⅵ	2	30	1	前期	●			◆	
	看護教育学演習	2	60	1	通年					
	看護教育学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●				
	看護教育学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●				
	看護教育学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●				
	看護教育学実習Ⅰ	3	135	1	通年	●				
	看護教育学実習Ⅱ	3	135	1・2	通年					
看護管理学	看護管理学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●			◆	
	看護管理学特講Ⅱ	2	30	1	後期	●			◆	
	医療経済学	2	30	1	前期				◆	
	病院管理論	2	30	1	後期				◆	
	看護管理学演習	2	60	1	通年					
	看護管理学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●				
	看護管理学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●				
	看護管理学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●				
	看護管理学実習Ⅰ	3	135	1	集中	●				
	看護管理学実習Ⅱ	3	135	1	集中					
国際・災害看護学						国際	災害			
	国際看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期	●			◆	
	国際看護学特講Ⅱ	2	30	1	前期	●			◆	
	国際看護学特講Ⅲ	2	30	1	後期	●			◆	
	国際看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期	●			◆	
	災害看護学特講Ⅰ	2	30	1	前期		●	◇	◆	
	災害看護学特講Ⅱ	2	30	1	後期		●	◇	◆	
	災害看護学特講Ⅲ	2	30	1	前期		●	◇	◆	
	災害看護学特講Ⅳ	2	30	1	後期		●	◇	◆	
	災害看護学特講Ⅴ	2	30	2	前期		●	◇	◆	
	国際・災害看護学演習Ⅰ	2	60	1	通年		●	◇		
	国際・災害看護学演習Ⅱ	2	60	2	通年			◇		
	国際・災害看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●	●			
	国際・災害看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●	●			
	国際・災害看護学特別研究Ⅲ	2	60	2	通年	●	●			
	国際・災害看護学実習Ⅰ-1	1	45	1	通年			◇		
	国際・災害看護学実習Ⅰ-2	2	90	1	通年			◇		
	国際・災害看護学実習Ⅱ-1	2	90	1・2	通年			◇		
	国際・災害看護学実習Ⅱ-2	1	45	1・2	通年	●	●	◇		
	国際・災害看護学実習Ⅲ-1	3	135	1・2	通年			◇		
	国際・災害看護学実習Ⅲ-2	1	45	1・2	通年	●	●	◇		

●：所属領域必修科目　◇：CNS科目　◆：他領域選択可能科目

区分	授業科目	単位数	時間数	年次	開講期	所属領域必修	CNS科目	他専攻選択可	備考
共通	英語講読Ⅰ	1	30	1	前期			◆	
	英語講読Ⅱ	1	30	1	後期			◆	
	人間総合講座	2	30	1	前期				
	看護科学特講	2	30	1	前期			◆	
	情報科学特講	2	30	1	後期			◆	
	赤十字概論Ⅱ(国際人道法含)	2	30	1	前期				
	教育学特講	2	30	1	前期			◆	
	学習心理学	2	30	1	前期			◆	
	学生理解	2	30	1	後期			◆	
	医療と法	2	30	1	後期			◆	
共通A	看護教育論	2	30	1	前期		◇	◆	
	看護管理論	2	30	1	前期	※	◇	◆	※看護管理学領域必修
	看護理論	2	30	1	後期		◇		
	看護研究	2	30	1	前期		◇		
	コンサルテーション論	2	30	1	後期		◇		
	看護倫理	2	30	1	後期		◇	◆	
	看護政策論	2	30	1	後期	※	◇		※看護管理学領域必修
共通B	フィジカルアセスメント	2	30	1	前期		◇	◆	
	病態生理学	2	30	1	前期		◇	◆	
	臨床薬理学	2	30	1	後期		◇	◆	

●：所属領域必修科目　◇：CNS科目　◆：他専攻選択可能科目

〈修了要件〉
所定の科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文審査及び最終試験に合格すること。
なお、専門看護師（CNS）認定審査を申請する場合は、所属領域必修科目の単位修得の他、次に示す各CNS分野で指定したCNS科目の単位を修得すること。
「がん看護」「小児看護」「慢性看護」「クリティカルケア看護」「老年看護」「精神看護」「在宅看護」「災害看護」各CNS分野科目から24単位以上、共通Aから8単位以上、共通Bから6単位。

【国際保健助産学専攻】

区分	授業科目	単位数	時間数	年次	開講期	研究コース必修	実践コース必修	他専攻選択可	備　考
ウィメンズ・ヘルス・プロモーション分野	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション概論	2	30	1	前期	●	●	◆	
	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション研究論	2	30	1	後期	●		◆	
	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション活動論	2	30	1	後期			◆	
	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション演習Ⅰ	2	60	1	通年	●			
	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション演習Ⅱ	2	60	2	通年	●			
	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション実習Ⅰ	3	135	1	通年	●			
	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション実習Ⅱ	3	135	2	通年	●			
国際保健助産分野	国際保健助産論Ⅰ	2	30	1	前期	●	●	◆	
	国際保健助産論Ⅱ	2	30	1	後期			◆	
	国際保健助産論Ⅲ	2	30	1	後期			◆	
	国際保健助産演習Ⅰ	1	30	1	前期			◆	
	国際保健助産演習Ⅱ	1	30	1	後期			◆	
	国際保健助産実習	3	135	1・2	通年			◆	
	リプロダクティブ・ヘルスケア演習Ⅰ	2	60	1	通年		●		
	リプロダクティブ・ヘルスケア演習Ⅱ	2	60	2	通年		●		
	リプロダクティブ・ヘルスケア実習Ⅰ	3	135	1	通年		●		
	リプロダクティブ・ヘルスケア実習Ⅱ	3	135	2	通年		●		
共通科目	赤十字概論Ⅱ（国際人道法含）	2	30	1	前期				
	看護研究特講	2	30	1	前期				
	人間総合講座	2	30	1	前期				
	発達と家族の理論	2	30	1	前期				
	看護理論	2	30	1	後期				
	看護政策論	2	30	1	後期				
	コンサルテーション論	2	30	1	後期				
助産学分野	基礎助産学特講Ⅰ	2	30	1	前期		●		助産師国家試験受験資格取得のための選択必修科目（33単位）
	基礎助産学特講Ⅱ-1	1	15	1	前期		●		
	基礎助産学特講Ⅱ-2	1	15	1	後期		●		
	基礎助産学特講Ⅲ-1	1	15	1	前期		●		
	基礎助産学特講Ⅲ-2	1	15	1	前期		●		
	実践助産学演習Ⅰ	2	60	1	通年		●		
	実践助産学演習Ⅱ	2	60	1	前期		●		
	実践助産学演習Ⅲ	2	60	1	前期		●		
	実践助産学演習Ⅳ	2	60	1	後期		●		
	実践助産学演習Ⅴ	2	60	1	後期		●		
	地域母子保健Ⅰ	1	15	1	前期		●		
	地域母子保健Ⅱ	1	15	2	通年		●		
	助産管理	2	30	1	後期		●		
	助産学実習Ⅰ	3	135	1	前期		●		
	助産学実習Ⅱ	2	90	1	後期		●		
	助産学実習Ⅲ	3	135	2	前期		●		
	助産学実習Ⅳ	2	90	2	前期		●		
	助産学実習Ⅴ	2	90	2	前期		●		
	助産学実習Ⅵ	1	45	1・2	通年		●		

●各コース必修科目　◆他専攻選択可能科目

〈修了要件〉
所定の科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文審査及び最終試験に合格すること。
但し、助産師国家試験受験希望者は、所定の科目以外に指定された助産師国家試験受験資格科目（33単位）を別途修得すること。

資料M2-1「専門看護師科目一覧」（2025年度以降入学生）

日本看護協会専門看護師認定申請に関して、専門看護師科目と本学開講科目の読み替えは次のとおりです。

共通科目A

科目	本学該当科目	単位
看護教育論	看護教育論	2
看護管理論	看護管理論	2
看護理論	看護理論	2
看護研究	看護研究	2
コンサルテーション論	コンサルテーション論	2
看護倫理	看護倫理	2
看護政策論	看護政策論	2

共通科目B

科目	本学該当科目	単位
臨床薬理学	臨床薬理学	2
フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメント	2
病態生理学	病態生理学	2

専門分野：がん看護

	科目	本学該当科目	単位
共通科目 専攻分野	1．がん看護に関する病態生理学	がん看護学特講Ⅰ	2
	2．がん看護に関する理論	がん看護学特講Ⅱ	2
	3．がん看護に関わる看護援助論	がん看護学演習Ⅰ	2
専門科目 専攻分野	1．がんリハビリテーション看護	がん看護学特講Ⅲ	2
		がん看護学特講Ⅳ	2
	2．緩和ケア	がん看護学特講Ⅴ	2
		がん看護学演習Ⅱ	2
実習科目	実習	がん看護学実習Ⅰ	4
		がん看護学実習Ⅱ	2
		がん看護学実習Ⅲ	4

専門分野：小児看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻分野共通科目	1．小児・家族の成長・発達／健康生活に関する科目	小児看護学特講Ⅰ	2
	2．小児看護対象の査定に関する科目	小児看護学特講Ⅱ	2
		小児看護学演習Ⅱ	2
	3．小児の病態・治療に関する科目	小児看護学演習Ⅰ	2
	4．小児看護援助の方法に関する科目	小児看護学特講Ⅲ	2
		小児看護学演習Ⅲ	2
	5．小児の保健／医療環境／制度に関する科目	小児看護学特講Ⅳ	2
実習科目	1．小児の診断・治療に関わる実習科目	小児看護学実習Ⅰ	2
	2．高度実践者としての役割に関する実習科目	小児看護学実習Ⅱ	4
		小児看護学実習Ⅲ	4

専門分野：慢性看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻分野共通科目	1．慢性病者の行動理解に関する科目	慢性看護学特講Ⅰ	2
	2．慢性病者の査定に関する科目	慢性看護学特講Ⅱ	2
		慢性看護学演習Ⅰ	2
	3．慢性病者への支援技術に関する科目	慢性看護学特講Ⅲ	2
		慢性看護学演習Ⅱ	1
	4．制度や体制に関する科目	慢性看護学特講Ⅳ	2
	5．治療や療養を支える治療環境整備に関する科目	慢性看護学特講Ⅴ	2
		慢性看護学演習Ⅱ	1
実習科目	実習	慢性看護学実習Ⅰ	2
		慢性看護学実習Ⅱ	4
		慢性看護学実習Ⅲ	4

専門分野：クリティカルケア看護

	科目	本学該当科目	単位
共通科目 専攻分野	1．危機とストレスに関する科目	クリティカルケア看護学特講Ⅰ	2
	2．クリティカル状況でのフィジカルアセスメントに関する科目	クリティカルケア看護学特講Ⅱ	2
	3．クリティカルケア治療管理に関する科目	クリティカルケア看護学特講Ⅲ	2
専門科目 専攻分野	1．クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅰ	クリティカルケア看護学演習Ⅰ	2
	2．クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅱ	クリティカルケア看護学特講Ⅳ	2
	3．クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅲ	クリティカルケア看護学演習Ⅱ	2
	4．クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅳ	クリティカルケア看護学演習Ⅲ	2
実習科目	実習 クリティカルケア看護実習	クリティカルケア看護学実習Ⅰ	2
		クリティカルケア看護学実習Ⅱ	5
		クリティカルケア看護学実習Ⅲ	3

専門分野：老年看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻分野共通科目	1．老年看護の基盤となる科目	老年看護学特講Ⅰ	2
	2．高齢者の健康生活評価に関する科目	老年看護学特講Ⅱ	2
	3．老年期の疾患と検査、治療に関する科目	老年看護学演習Ⅲ	2
	4．高齢者と家族への看護実践に関する科目	老年看護学特講Ⅲ	2
	5．高齢者保健医療福祉政策とサポートシステムに関する科目	老年看護学特講Ⅳ	2
専門科目 専攻分野	1．認知症老年看護に関する科目	老年看護学演習Ⅰ	2
	2．老年看護実践に関する科目	老年看護学演習Ⅱ	2
実習科目	実習科目	老年看護学実習Ⅰ	5
		老年看護学実習Ⅱ	5

専門分野：精神看護

	科目		本学該当科目	単位
専攻分野共通科目	1．歴史・法制度に関する科目		精神保健看護学特講Ⅳ	2
	2．精神看護の理論に関する科目		精神保健看護学特講Ⅰ	2
	3．精神看護のアセスメント・支援モデルに関する科目		精神保健看護学特講Ⅲ	2
	4．精神の健康状態の評価に関する科目		精神保健看護学演習Ⅰ	2
	5．心理・社会的療法に関する科目		精神保健看護学演習Ⅱ	2
	6．精神科薬物・身体療法に関する科目		精神保健看護学特講Ⅱ	2
専門科目 専攻分野	1．救急・急性期精神看護		精神保健看護学演習Ⅲ	1
			精神保健看護学演習Ⅴ	1
	2．リエゾン精神看護		精神保健看護学演習Ⅳ	1
			精神保健看護学演習Ⅵ	1
実習科目	実習		精神保健看護学実習Ⅰ	1
			精神保健看護学実習Ⅱ	2
			精神保健看護学実習Ⅲ	4
		1．救急・急性期精神看護	精神保健看護学実習Ⅳ	2
		2．リエゾン精神看護	精神保健看護学実習Ⅴ	2
			精神保健看護学実習Ⅵ	1

専門分野：在宅看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻分野共通科目	1．保健医療福祉の制度・体制およびケアマネジメントに関する科目	地域・在宅看護学特講Ⅱ	2
	2．在宅療養者・家族の健康と生活のアセスメントに関する科目	地域・在宅看護学特講Ⅲ	2
	3．在宅看護援助方法に関する科目	地域・在宅看護学特講Ⅰ	2
	4．在宅療養者の疾患と検査、治療に関する科目	地域・在宅看護学演習Ⅲ	2
	5．訪問看護ステーション等の開設、管理・運営、ケアの質改善に関する科目	地域・在宅看護学特講Ⅳ	2
専門科目 専攻分野	1．医療的ケアに関する看護	地域・在宅看護学演習Ⅰ	2
	2．終末期ケアに関する看護	地域・在宅看護学演習Ⅱ	2
実習科目	実習科目	地域・在宅看護学実習Ⅰ	3
		地域・在宅看護学実習Ⅱ	3
		地域・在宅看護学実習Ⅲ-1	2
		地域・在宅看護学実習Ⅲ-2	2

専門分野：災害看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻分野共通科目	1．対象の理解に関する科目	災害看護学特講Ⅰ	2
	2．災害サイクルと看護援助に関する科目	災害看護学特講Ⅱ	2
	3．法律や制度に関する科目	災害看護学特講Ⅳ	2
専攻分野専門科目	1．災害時の看護活動に関する科目	国際・災害看護学演習Ⅰ	2
	2．防災・減災等備え活動に関する科目	国際・災害看護学演習Ⅱ	2
	3．要配慮者に対する看護援助に関する科目	災害看護学特講Ⅲ	2
	4．災害サイクル各期における調整に関する科目	災害看護学特講Ⅴ	2
実習科目	実習	国際・災害看護学実習Ⅰ-1	1
		国際・災害看護学実習Ⅰ-2	2
		国際・災害看護学実習Ⅱ-1	2
		国際・災害看護学実習Ⅱ-2	2
		国際・災害看護学実習Ⅲ	3

資料M2-2「専門看護師科目一覧」（2024年度以前入学生）

日本看護協会専門看護師認定申請に関して、専門看護師科目と本学開講科目の読み替えは次のとおりです。

共通科目A

科目	本学該当科目	単位
看護教育論	看護教育論	2
看護管理論	看護管理論	2
看護理論	看護理論	2
看護研究	看護研究	2
コンサルテーション論	コンサルテーション論	2
看護倫理	看護倫理	2
看護政策論	看護政策論	2

共通科目B

科目	本学該当科目	単位
臨床薬理学	臨床薬理学	2
フィジカルアセスメント	フィジカルアセスメント	2
病態生理学	病態生理学	2

専門分野：がん看護

	科目	本学該当科目	単位
共通科目	1．がん看護に関する病態生理学	がん看護学特講Ⅰ	2
専攻分野	2．がん看護に関する理論	がん看護学特講Ⅱ	2
	3．がん看護に関わる看護援助論	がん看護学演習Ⅰ	2
専門科目	1．がんリハビリテーション看護	がん看護学特講Ⅲ	2
専攻分野		がん看護学特講Ⅳ	2
	2．緩和ケア	がん看護学特講Ⅴ	2
		がん看護学演習Ⅱ	2
実習科目	実習	がん看護学実習Ⅰ	4
		がん看護学実習Ⅱ	2
		がん看護学実習Ⅲ	4

専門分野：小児看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻分野共通科目	1．小児・家族の成長・発達／健康生活に関する科目	小児看護学特講Ⅰ	2
	2．小児看護対象の査定に関する科目	小児看護学特講Ⅱ	2
		小児看護学演習Ⅱ	2
	3．小児の病態・治療に関する科目	小児看護学演習Ⅰ	2
	4．小児看護援助の方法に関する科目	小児看護学特講Ⅲ	2
		小児看護学演習Ⅲ	2
	5．小児の保健／医療環境／制度に関する科目	小児看護学特講Ⅳ	2
実習科目	実習科目	小児看護学実習Ⅰ	2
		小児看護学実習Ⅱ	4
		小児看護学実習Ⅲ	4

専門分野：慢性看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻分野共通科目	1．慢性病者の行動理解に関する科目	慢性看護学特講Ⅰ	2
	2．慢性病者の査定に関する科目	慢性看護学特講Ⅱ	2
		慢性看護学演習Ⅰ	2
	3．慢性病者への支援技術に関する科目	慢性看護学特講Ⅲ	2
		慢性看護学演習Ⅱ	1
	4．制度や体制に関する科目	慢性看護学特講Ⅳ	2
	5．治療や療養を支える治療環境整備に関する科目	慢性看護学特講Ⅴ	2
		慢性看護学演習Ⅱ	1
実習科目	実習科目	慢性看護学実習Ⅰ	2
		慢性看護学実習Ⅱ	4
		慢性看護学実習Ⅲ	4

専門分野：クリティカルケア看護

	科目	本学該当科目	単位
共通科目	1．人間存在に関する科目	クリティカルケア看護学特講Ⅰ	2
専攻分野	2．危機とストレスに関する科目	クリティカルケア看護学特講Ⅲ	2
	3．クリティカル状況でのフィジカルアセスメントに関する科目	クリティカルケア看護学特講Ⅱ	2
	4．重症患者の代謝病態生理学に関する科目	クリティカルケア看護学特講Ⅴ	2
専門科目	1．クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅰ	クリティカルケア看護学演習Ⅰ	2
専攻分野	2．クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅱ	クリティカルケア看護学特講Ⅳ	2
	3．クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅲ	クリティカルケア看護学演習Ⅱ	2
	4．クリティカルケア看護援助に関する科目Ⅳ	クリティカルケア看護学演習Ⅲ	2
実習科目	実習科目	クリティカルケア看護学実習Ⅰ	2
		クリティカルケア看護学実習Ⅱ	5
		クリティカルケア看護学実習Ⅲ	3

専門分野：老年看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻分野共通科目	1．老年看護の基盤となる科目	老年看護学特講Ⅰ	2
	2．高齢者の健康生活評価に関する科目	老年看護学特講Ⅱ	2
	3．老年期の疾患と検査、治療に関する科目	老年看護学演習Ⅲ	2
	4．高齢者と家族への看護実践に関する科目	老年看護学特講Ⅲ	2
	5．高齢者保健医療福祉政策とサポートシステムに関する科目	老年看護学特講Ⅳ	2
専攻分野専門科目	1．慢性期における老年看護に関する科目	老年看護学演習Ⅱ	2
	2．認知症老年看護に関する科目	老年看護学演習Ⅰ	2
実習科目	実習科目	老年看護学実習Ⅰ	5
		老年看護学実習Ⅱ	5

専門分野：精神看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻分野共通科目	1．歴史・法制度に関する科目	精神保健看護学特講Ⅳ	2
	2．精神・身体状態の評価に関する科目	精神保健看護学特講Ⅰ	2
	3．精神科治療技法に関する科目	精神保健看護学特講Ⅱ	2
	4．精神看護理論、援助技法に関する科目	精神保健看護学演習Ⅰ	2
		精神保健看護学演習Ⅱ	2
		精神保健看護学演習Ⅲ	1
		精神保健看護学演習Ⅳ	1
専攻分野専門科目	1．慢性期精神看護	精神保健看護学特講Ⅲ	2
実習科目	実習科目	精神保健看護学実習Ⅰ	1
		精神保健看護学実習Ⅱ	2
		精神保健看護学実習Ⅲ	4
		精神保健看護学実習Ⅳ	2
		精神保健看護学実習Ⅴ	1

専門分野：在宅看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻分野共通科目	1．保健医療福祉の制度・体制およびケアマネジメントに関する科目	地域・在宅看護学特講Ⅱ	2
	2．利用者・家族の健康と生活のアセスメントに関する科目	地域・在宅看護学特講Ⅲ	2
	3．在宅看護援助および指導に関する科目	地域・在宅看護学特講Ⅰ	2
	4．医療処置に関する科目	地域・在宅看護学演習Ⅲ	2
	5．訪問看護ステーション等の管理・運営、ケアの質改善に関する科目	地域・在宅看護学特講Ⅳ	2
専攻分野専門科目	1．医療的ケアに関する看護	地域・在宅看護学演習Ⅰ	2
	2．終末期ケアに関する看護	地域・在宅看護学演習Ⅱ	2
実習科目	実習科目	地域・在宅看護学実習Ⅰ	3
		地域・在宅看護学実習Ⅱ	3
		地域・在宅看護学実習Ⅲ	4

専門分野：災害看護

	科目	本学該当科目	単位
専攻分野共通科目	1．対象の理解に関する科目	災害看護学特講Ⅰ	1
		災害看護学特講Ⅲ	1
	2．災害サイクルと看護援助に関する科目	災害看護学特講Ⅱ	1
		国際・災害看護学演習Ⅰ	1
	3．法律や制度に関する科目	災害看護学特講Ⅳ	2
専攻分野専門科目	1．災害時の看護活動に関する科目	災害看護学特講Ⅱ	1
		国際・災害看護学演習Ⅱ	1
	2．防災・減災等備え活動に関する科目	災害看護学特講Ⅲ	1
		国際・災害看護学演習Ⅰ	1
	3．要援護者の看護援助に関する科目	災害看護学特講Ⅰ	1
		国際・災害看護学演習Ⅱ	1
	4．災害サイクル各期における調整に関する科目	災害看護学特講Ⅴ	2
実習科目	実習科目	国際・災害看護学実習Ⅰ	3
		国際・災害看護学実習Ⅱ	3
		国際・災害看護学実習Ⅲ	4

資料M３-１「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会　科目」（2025年度以降入学生）

■専任教員養成講習会

区分	内容	必要単位数	本学の授業科目	本学単位数	備考
教育分野	教育の基盤	5	HSH特講Ⅱ-1	2	
			HSH特講Ⅱ-2	2	
			看護管理学特講Ⅲ	2	
専門分野	看護論	2	看護理論	2	いずれか１科目を履修すること。
			看護科学特講	2	
	看護教育論	2	看護教育学特講Ⅰ	2	
	看護教育課程	5	看護教育学特講Ⅴ	2	
			看護教育学特講Ⅵ	2	
			看護教育論	2	
	看護教育方法	9	看護教育学演習	2	
			看護教育学特講Ⅱ	2	
			看護教育学特講Ⅲ	2	
			特別研究Ⅰ	2	
			特別研究Ⅱ	2	
			特別研究Ⅲ	2	
			看護研究	2	
	看護教育演習	2	各専門領域の特講	2	看護教育学領域以外の特講１科目を履修すること。
	看護教育評価	3	看護教育学特講Ⅱ	2	
			看護教育学特講Ⅲ	2	
			看護教育学特講Ⅵ	2	
			看護教育学演習	2	
	看護学校組織運営	1	看護教育学特講Ⅳ	2	
	看護教育実習	2	看護教育学実習Ⅰ	3	
合計		31			

受講対象者：以下に該当し、講習会修了後看護基礎教育に従事する者。
・保健師、助産師若しくは看護師として5年以上業務に従事した者。
※保健師、助産師若しくは看護師として3年以上業務に従事し、かつ、大学院において教育に関する科目（教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目）のうちから合計4単位以上を履修した場合でも、専任教員となることができます。ただし、その場合は専任教員養成講習会の修了証は発行できません。

■教務主任養成講習会

区分	内容	必要単位数	本学の授業科目	本学単位数	備考
専門分野	看護教育方法・評価	2	看護教育学特講Ⅱ	2	
			看護教育学特講Ⅲ	2	
			看護教育学実習Ⅰ	3	
			看護研究	2	
	看護学校経営	4	看護教育学特講Ⅳ	2	
			看護教育学特講Ⅴ	2	
			看護教育学実習Ⅱ	3	
	看護教育課程開発	5	看護教育学特講Ⅰ	2	
			看護教育学特講Ⅵ	2	
			看護教育学実習Ⅰ	3	
			看護教育論	2	
			看護政策論	2	いずれか１科目を履修すること。
			看護管理論	2	
			看護管理学特講Ⅳ	2	
関連分野	教育の基盤	—	HSH特講Ⅱ-1	2	
			HSH特講Ⅱ-2	2	
	哲学		看護倫理	2	
合計		11			

※受講対象者：看護師等養成所で看護教員として３年以上勤務した者

資料M３-２「専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会　科目」（2024年度以前入学生）

■専任教員養成講習会

区分	内容	必要単位数	本学の授業科目	本学単位数	備考
教育分野	教育の基盤	5	教育学特講	2	※「情報通信技術」の科目については別途案内に従い、e-learningを受講すること。
			学習心理学	2	
			学生理解	2	
専門分野	看護論	2	看護理論	2	いずれか１科目を履修すること。
			看護科学特講	2	
	看護教育論	2	看護教育学特講Ⅰ	2	
	看護教育課程	5	看護教育学特講Ⅴ	2	
			看護教育学特講Ⅵ	2	
			看護教育論	2	
	看護教育方法	9	看護教育学演習	2	
			看護教育学特講Ⅱ	2	
			看護教育学特講Ⅲ	2	
			看護教育学特別研究Ⅰ	2	
			看護教育学特別研究Ⅱ	2	
			看護教育学特別研究Ⅲ	2	
			看護研究	2	
	看護教育演習	2	各専門領域の特講	2	看護教育学領域以外の特講１科目を履修すること。
	看護教育評価	3	看護教育学特講Ⅱ	2	
			看護教育学特講Ⅲ	2	
			看護教育学特講Ⅵ	2	
			看護教育学演習	2	
	看護学校組織運営	1	看護教育学特講Ⅳ	2	
	看護教育実習	2	看護教育学実習Ⅰ	3	
合計		31			

受講対象者：以下に該当し、講習会修了後看護基礎教育に従事する者。
・保健師、助産師若しくは看護師として5年以上業務に従事した者。
※保健師、助産師若しくは看護師として3年以上業務に従事し、かつ、大学院において教育に関する科目（教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目）のうちから合計4単位以上を履修した場合でも、専任教員となることができます。ただし、その場合は専任教員養成講習会の修了証は発行できません。

■教務主任養成講習会

区分	内容	必要単位数	本学の授業科目	本学単位数	備考
専門分野	看護教育方法・評価	2	看護教育学特講Ⅱ	2	
			看護教育学特講Ⅲ	2	
			看護教育学実習Ⅰ	3	
			看護研究	2	
	看護学校経営	4	看護教育学特講Ⅳ	2	
			看護教育学特講Ⅴ	2	
			看護教育学実習Ⅱ	3	
	看護教育課程開発	5	看護教育学特講Ⅰ	2	
			看護教育学特講Ⅵ	2	
			看護教育学実習Ⅰ	3	
			看護教育論	2	
			医療と法	2	いずれか１科目を履修すること。
			看護政策論	2	
			看護管理論	2	
			看護管理学特講Ⅰ	2	
関連分野	教育の基盤	—	教育学特講	2	
			学習心理学	2	
			学生理解	2	
	哲学		看護倫理	2	
合計		11			

※受講対象者：看護師等養成所で看護教員として３年以上勤務した者

資料M４「受胎調節実地指導員講習会科目」

受胎調節実地指導員講習科目	規定時間数	授業科目
総論 受胎調節の意義と目的 母体保護と受胎調節 関連概念の整理 母体保護法及び薬事法の解説並びに 人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響	９	基礎助産学特講Ⅰ 実践助産学演習Ⅱ
受胎調節の基礎	５	基礎助産学特講Ⅱ
受胎調節の指導	13	実践助産学演習Ⅱ
実習	10	助産学実習Ⅰ 助産学実習Ⅱ
討論	２	実践助産学演習Ⅲ
考査	１	
計	40	

資料M５「修士学位論文の審査基準」

本学の学位論文の審査基準は次のとおりです。

審査項目	修士論文　審査基準	課題研究　審査基準
「テーマ」	看護学の発展、看護実践の質向上に貢献するテーマであるか。明確な問題意識に基づき、テーマが設定されているか。	看護・助産実践の質向上に貢献するテーマであるか。明確な問題意識に基づき、テーマが設定されているか。
「動機と背景・目的・意義」	論文の研究目的を設定するに至った動機や背景についての記載が適切になされているか。目的、意義が明確に示されているか。	課題研究の目的を設定するに至った動機や背景についての記載が適切になされているか。目的、意義が明確に示されているか。
「文献検討」	先行研究を十分に検討し、自分の研究を適切に位置づけているか。	
「方法」	研究目的を達成するための方法論が明確に記述されているか。研究対象（参加者）及びデータ収集方法、データ分析方法などが具体的に記述されているか。また、それらが妥当なものであるか。	
「結果」	研究目的に沿ってデータを適切に分析し、結果が根拠に基づき論理的に導かれているか。	
「考察」	研究結果について、必要十分な文献が使用され、説得力をもって考察が記述されているか。先行研究との比較が十分になされ、論文の新規性、独創性が明らかにされているか。	
「論旨一貫性」	研究目的、研究方法、結果、考察までの論旨に一貫性があるか。	
「オリジナリティ」	研究テーマ、研究方法、結果、考察等において独自性などの点で看護学、看護実践への示唆があるか。	研究テーマ、研究方法、結果、考察等において独自性などの点で看護・助産実践への示唆があるか。
「倫理的配慮」	研究目的、テーマ、研究方法、結果の記述内容等に倫理的な問題はないか。研究の全過程を通して倫理的配慮が十分に行われたか。本学の研究倫理審査委員会の承認を得たことが記載されているか。	
「要旨」	論文内容がわかりやすく盛り込まれているか。	
「目次構成」	「目次構成」は論文の内容的構成を反映しているか。	
「文章表現の明瞭性」	全体を通して文章表現が簡潔で読みやすいか。文章は文法的・語法的に正しく、明確かつ適切な表現で書かれているか。誤字、脱字、口語表現の混入はないか。	
「頁数（字数）」	規定の枚数以内か。論文の内容・結果を表すのに適切な枚数で記述されているか。	
「資料の引用」	他者の知的所有権を侵害するような記述はないか。他者の著作物・尺度・データ等の使用に関して必要な許諾を受けているか。また、その証拠となる文書が添付されているか。文献等の引用に関して適切な表記がされ、すべて間違いなく文献リストに記載されているか。	
「図表の挿入」	必要箇所に必要な図表が挿入されているか。	

＊各審査項目を4段階　優（優れている）、良（おおむね良い）、可（一部修正が必要）、不可（大幅修正が必要）で評価する。テーマから倫理的配慮までが「可」以上で合格を判断する。

Ⅳ. 博士後期課程

令和8年度　博士後期課程　学年暦

前期　4月～9月　／　後期　10月～3月

事　項	月　・　日	備　考
学年開始	4月　1日（水）	
入学式	4月　2日（木）	
ガイダンス	4月　3日（金）～　4月　6日（月）	
健康診断	4月　3日（金）	
前期授業開始	4月　7日（火）	
履修登録	4月　7日（火）～　4月17日（金）	
病院説明会	4月23日（木）	全学休講
臨時休業	4月30日（木）	4/29～5/6　連続休業
日本赤十字社創立記念日	5月　1日（金）	
履修確認・登録変更受付期間	5月　7日（木）～　5月15日（金）	
博士論文審査願提出締切（9月修了）	5月　7日（木）	3年
博士論文提出締切（9月修了）	6月　1日（月）	3年
大学祭	6月27日（土）	
前期授業終了	7月31日（金）	
夏季休業	8月　1日（土）～　9月30日（水）	
学位授与式（9月修了）	9月　　日（　）	
後期授業開始	10月　1日（木）	
博士論文審査願提出締切（3月修了）	10月　1日（木）	3年
後期履修登録変更受付期間	10月　5日（月）～10月　9日（金）	
博士論文提出締切（3月修了）	11月　2日（月）	3年
防災訓練	12月　2日（水）　3限	
冬季休業	12月26日（土）～　1月　3日（日）	
後期授業終了	1月29日（金）	
博士論文発表会	3月　8日（月）3限～ 発表会用資料提出締切：3月　1日（月）	3年
博士論文製本申込 学位論文複写・公開許諾書等の提出	3月12日（金）	3年
学位授与式	3月16日（火）	
春季休業	3月17日（水）～　3月31日（水）	
学年終了	3月31日（水）	

※　研究計画書の提出期限は年10回、毎月末日（7月・3月を除く）で、土日祝日の場合は直前の平日です。

※　9月修了者は、博士論文発表会を9月に実施する場合があります。

※　防災訓練は大学行事です。学内にいる学生は、必ず参加してください。

※　上記の他、入学試験日や大学閉館期間があります。日程は決定し次第、お知らせします。

【博士学位取得までのプロセス】

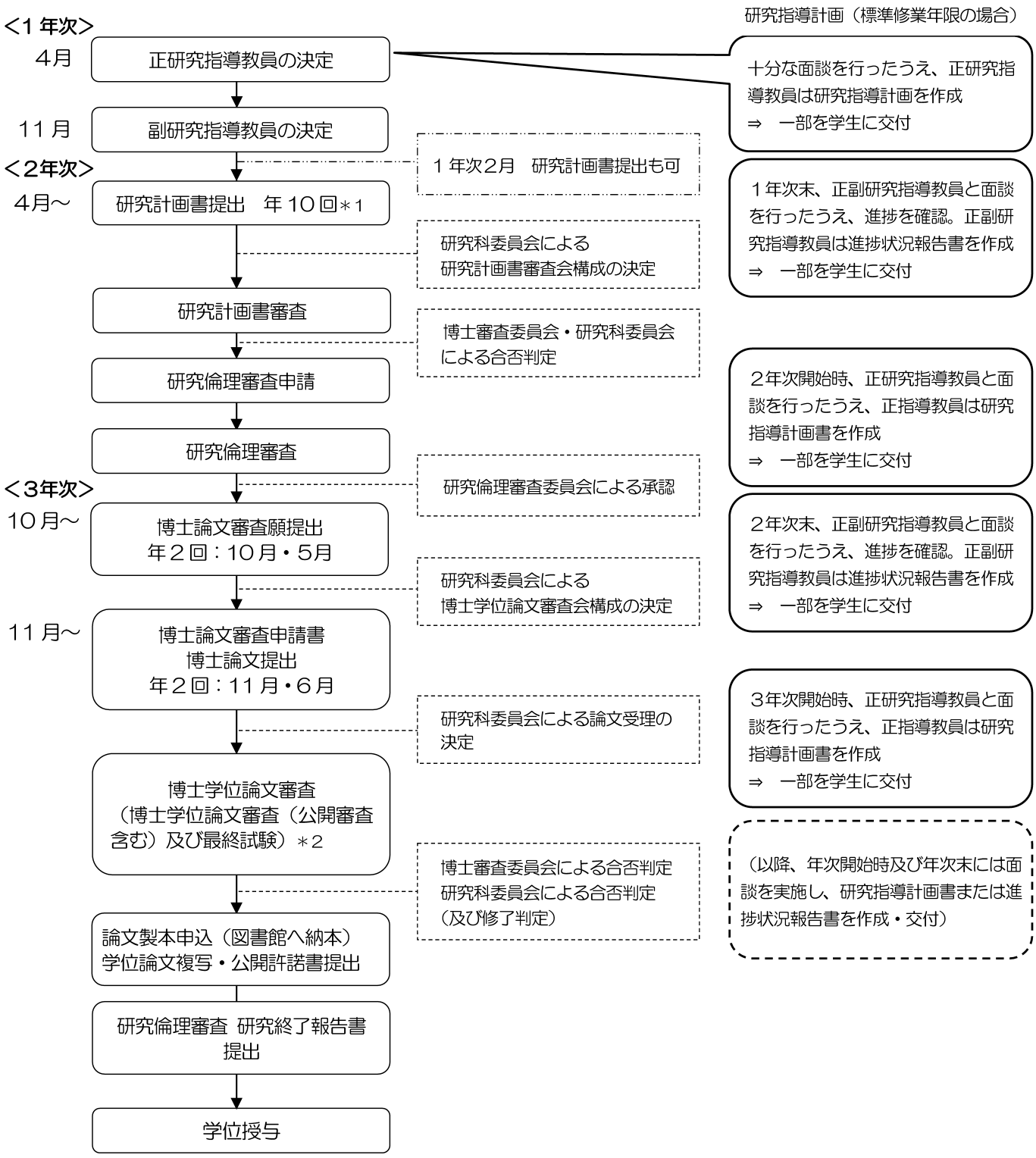

＊1　研究計画書の提出は年 10 回、毎月末日（7月３月は除く）で、土日祝日の場合は直前の平日。

＊2　令和7年度入学生より公開審査を実施する。ただし、令和6年度以前の入学生に対しても、令和１０年度以降は同様に行う。

【博士後期課程研究指導計画（研究指導の内容及び方法）】

学生は、指導教員と相談して、授業履修や研究論文作成のための計画を立ててください。授業履修や研究論文作成のための計画に基づき、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせながら学位取得のプロセスを進めていきます。研究論文作成のための計画には、研究科目（特別研究）の履修および前述の【博士学位取得までのプロセス】にある研究計画書の提出等を、いつの時点で行うのかが含まれます。研究科目の履修や研究計画書の提出等を計画通りに進めるために、学生はいつまでに、何を、どのようにするべきか、教員から何の指導を、いつ、どのように受けるか等について相談してください。とくに、計画の遂行にあたり、どの時期にどのように自分自身の学習環境を整える必要があるのかも検討してください。授業履修や研究論文作成のための計画を立てる際はポートフォリオの書式を活用してください。

■学修ポートフォリオ

入学後に各自で大学院ポートフォリオを作成していただきます。ポートフォリオは、内省的学習（reflective learning）、統合的学習（integrative learning）、社会的学習（social learning）に対応し、自身の学習についてのリフレクションと継続的な学び方を支援するツールの一種です。本学の学生として体験したことや学修したことを一つに集約しながら、自立した大学院生活を送れるよう、随時面接などでも活用していきます。詳しくは入学後のオリエンテーションで説明します。

１．研究計画書

学位論文審査を受けるには、研究計画書の審査に合格していることが必要です。必ず正研究指導教員の許可を得たうえで、ファイルに綴じて提出してください。

１）提出

（１）提出物

①博士論文研究計画書審査申請書（様式　博計１）　　１部
②博士論文研究計画書（要旨（様式　博計2）を含む）　　6部（両面印刷）
③剽窃チェック結果レポート　　６部

計画書の仕様は、別に定める日本赤十字看護大学大学院学位論文執筆要領に準じます。
ファイル順は、表紙→要旨→目次→本文→文献→付録とします。
※博士論文計画書の提出前に、必ず院生自身と正指導教員が剽窃チェックを行うこと。

（２）提出場所

学務課窓口（平日9：00～17：00）

（３）提出期限

年10回、毎月末日（7月・3月を除く）で、土日祝日の場合は直前の平日です。不合格となり1年以内に再提出する場合は、この期日に限らず随時提出することができます。2回目以降の提出日時は、審査日1週間前の正午とします。（例：1年以内とは、初回提出が5月の場合、審査は次年度5月末までに終了しなければなりません。なお、休学期間を含みます。）

２）審査

研究計画書の審査は、主査1名及び副査4名の審査員によって所定の期日に行います。合否については、学内掲示またはポータル等で発表します。

2．学位論文

1）申請資格

次の（1）（2）の条件を満たしている者に、申請の資格を与えます。

（1）博士審査委員会の研究計画書の審査に合格している者。

（2）博士後期課程の3年次に在学中で、所定の単位を修得した者、または修得見込の者。ただし、優れた業績を上げた者については、博士後期課程の2年次に在学中でも申請可能とします。

なお、退学した者は、退学後2年以内に再入学した上で、審査の申請をすることができます。

2）申請方法

（1）審査願の提出

申請資格を満たした上で審査を希望する者は、必ず正研究指導教員の許可を得たうえ、学年暦に定めた期日までに「博士（看護学）学位論文審願」（様式博1）を、学務課教務二係を通じて研究科長へ提出してください。

（2）審査申請書と提出書類

審査願を提出した者は、必ず正研究指導教員の許可を得たうえ、学年暦に定めた期日までに以下の書類を学務課教務二係、研究科長を経て学長へ提出してください。

①博士（看護学）学位論文審査申請書	（様式博2）	1部
②学位論文（要旨含む）		6部（両面印刷）
③履歴書	（様式博３-２）	6部（うち、5部はコピー可）
④研究業績目録	（様式博３-１）	6部
⑤参考論文の別刷（コピー可）、1篇以上		各6部

※レフェリー制のある学術雑誌に掲載または掲載予定証明書等が発行されたもので、かつ申請者が筆頭著者であること。なお、入学以前の論文も可能とします。（掲載誌名、発行日、発行巻がわかるように提出すること）ただし、令和７年度以降入学生については、修了予定年度から10年以内に公開された論文であることが条件となります。（大学の紀要は除く）

⑥剽窃チェック結果レポート　6部

※博士論文の提出前に、必ず院生自身と正指導教員が剽窃チェックを行うこと。

（3）論文執筆要領

別に定める日本赤十字看護大学大学院学位論文執筆要領に準じます。

【論文提出の際の注意事項】

①提出書類②～⑤は両面印刷し、履歴書→研究業績目録→参考論文の別刷→学位論文の順に大学院生室棚にある指定ファイルを用いて綴じる。

②ファイル表紙・背表紙の体裁は、学位論文執筆要領の論文提出時を参照して、用紙を作成しホルダーに入れる。

3）博士学位論文審査及び最終試験・修了判定

博士学位論文審査及び最終試験は、主査1名及び副査4名の審査員によって所定の期間に行います。

審査では、学生が研究の概要についての説明を約10分行った後、審査員による質疑応答を行います。論文の審査は、別表の審査基準に沿って行い、審査終了後、引き続き、最終試験を行います。最終試験は、デイプロマ・ポリシーに基づき、口頭質疑を行います。上記の博士学位論文審査および最終試験に基づき、博士審査委員会において総合審査を行い、博士審査委員会委員の投票により合否が決定します。その後、研究科委員会にて修了判定を行い、結果を掲示します。

※令和７年度以降入学生、および令和１０年度修了予定者以降は最終試験の前に公開審査が実施されます。

4）博士審査委員会の審査書類

博士学位論文審査及び最終試験で合格となった場合、指定期日までに以下の書類を学務課教務二係へ提出してください。

① 閲覧用学位論文（要旨含む）　3部（両面印刷し、指定ファイルに綴じる。）

５）学位論文の製本

課程修了者の発表後、必ず正研究指導教員から修正論文について許可を得た上で、製本作業に取り掛かってください。指定期日までに、大学生協にて申込をし、以下の２点を学務課教務二係へ提出してください。

①表題紙（製本申込した表題紙：論文題目最終確認用）※提出日は記載しないこと。

②学位論文複写・公開許諾書

６）発表会（令和６年度以前入学生）

発表会は、学年暦に定めた日に開催します。

発表は1人30分（発表20分、質疑応答10分）で、原則として全員が行います。発表の順番・時間等は、事前にポータル等で通知します。

３．研究生制度

本学では、研究生制度を設けており、正規の学生の他に、研究生が在籍しています。

研究生は、特定の専門事項について研究を行うにあたり、指導教授より直接指導を受けることができます。

希望者は、本大学院生の教育研究に支障がない限り、研究科委員会の選考を経て、研究生として在籍することができます。

資料D１-1「博士後期課程　授業科目一覧」（2025年度以降入学生）

【看護学専攻】

学科目	授　業　科　目	単位数	時間数	年次	開講期	必修選択の別	備考
基盤	ケアサイエンス特論Ⅰ	2	30	1	前期	●	
	ケアサイエンス特論Ⅱ	1	15	1	後期	●	
	ケアサイエンス特論Ⅲ	1	15	1	後期	●	
	アドバンス量的研究特論	2	30	1	前期	▲	▲いずれかを履修すること
	アドバンス質的研究特論	2	30	1	後期	▲	
	看護教育学特論	1	15	2	前期	△	
	看護教育学演習	1	15	2	後期	△	
	リーダーシップ特論	1	15	2	後期	△	
	アカデミック・プレゼンテーション	1	15	3	前期	△	
研究	看護学特別研究演習Ⅰ	2	30	1	前期	●	
	看護学特別研究演習Ⅱ	2	30	1	後期	●	
	看護学特別研究Ⅰ	2	60	1	通年	●	
	看護学特別研究Ⅱ	2	60	2	通年	●	
	看護学特別研究Ⅲ	2	60	3	通年	●	

●：必修科目　▲：選択必修　△：選択科目

＜修了要件＞

所定の科目について16単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文審査及び最終試験に合格すること。修了要件16単位のうち、必修科目14単位、選択科目２単位以上を修得すること。

資料D１-２「博士後期課程　授業科目一覧」（2024年度以前入学生）

【看護学専攻】

学科目	授　業　科　目	単位数	時間数	年次	開講期	必修選択の別	備考
看護学基礎	基礎看護学特論	2	30	1	前期	●	
	基礎看護学特別研究-1	2	60	1～3	通年	●	
	基礎看護学特別研究-2	2	60	1～3	通年	●	
	基礎看護学特別研究-3	2	60	1～3	通年	●	
応用看護学	母性看護学特論	2	30	1	前期	●	
	母性看護学特別研究-1	2	60	1～3	通年	●	
	母性看護学特別研究-2	2	60	1～3	通年	●	
	母性看護学特別研究-3	2	60	1～3	通年	●	
	小児看護学特論	2	30	1	前期	●	
	小児看護学特別研究-1	2	60	1～3	通年	●	
	小児看護学特別研究-2	2	60	1～3	通年	●	
	小児看護学特別研究-3	2	60	1～3	通年	●	
	成人看護学特論	2	60	1	前期	●	
	成人看護学特別研究-1	2	60	1～3	通年	●	
	成人看護学特別研究-2	2	60	1～3	通年	●	
	成人看護学特別研究-3	2	60	1～3	通年	●	
	老年看護学特論	2	30	1	前期	●	
	老年看護学特別研究-1	2	60	1～3	通年	●	
	老年看護学特別研究-2	2	60	1～3	通年	●	
	老年看護学特別研究-3	2	60	1～3	通年	●	
	精神保健看護学特論	2	30	1	前期	●	
	精神保健看護学特別研究-1	2	60	1～3	通年	●	
	精神保健看護学特別研究-2	2	60	1～3	通年	●	
	精神保健看護学特別研究-3	2	60	1～3	通年	●	
	地域看護学特論	2	30	1	前期	●	
	地域看護学特別研究-1	2	60	1～3	通年	●	
	地域看護学特別研究-2	2	60	1～3	通年	●	
	地域看護学特別研究-3	2	60	1～3	通年	●	
	国際・災害看護学特論	2	30	1	前期	●	
	国際・災害看護学特別研究-1	2	60	1～3	通年	●	
	国際・災害看護学特別研究-2	2	60	1～3	通年	●	
	国際・災害看護学特別研究-3	2	60	1～3	通年	●	
看護教育・管理学	看護教育学特論	2	30	1	前期	●	
	看護教育学特別研究-1	2	60	1～3	通年	●	
	看護教育学特別研究-2	2	60	1～3	通年	●	
	看護教育学特別研究-3	2	60	1～3	通年	●	
	看護管理学特論	2	30	1	前期	●	
	看護管理学特別研究-1	2	60	1～3	通年	●	
	看護管理学特別研究-2	2	60	1～3	通年	●	
	看護管理学特別研究-3	2	60	1～3	通年	●	
共通	看護科学特論Ⅰ	1	15	1	前期	△	いずれか２科目以上選択
	看護科学特論Ⅱ	1	15	1	後期	△	
	看護科学特論Ⅲ	1	15	1	後期	△	
	看護研究特論Ⅰ	1	15	1	後期	△	
	看護研究特論Ⅱ	1	15	1	前期	△	
	看護研究特論Ⅲ	1	15	1	後期	△	
	看護研究特論Ⅳ	1	15	1	後期	△	
	看護研究特論Ⅴ	1	15	1	前期	△	
	看護研究特論Ⅵ	1	15	1	前期	△	
	研究計画書セミナー	1	15	1	後期	△	

●：所属領域必修科目　△：選択科目

＜修了要件＞

所定の科目について10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文審査及び最終試験に合格すること。修了要件10単位のうち、所属領域から８単位、共通から２単位以上を修得すること。

資料Ｄ2-1「博士学位論文の審査基準」

（2025年度以降入学生及び2028年度以降修了予定者）

本学の博士学位論文及び博士論文研究計画書の審査基準は次のとおりです。

審査項目	博士学位論文　審査基準	博士論文研究計画書　審査基準
「テーマ」 （博士学位論文） 「テーマ・表題」 （博士論文研究計画書）	看護学の発展、社会への貢献度の高く、学術的に重要なテーマであるか。国内外の動向を踏まえ、研究の位置づけ、意義や必要性を妥当かつ明確に示しているか。	研究テーマあるいは研究疑問が十分に絞られ、明確になっているか。看護学の発展、社会への貢献度の高く、学術的に重要なテーマであるか。国内外の動向を踏まえ、研究の位置づけ、意義や必要性を妥当かつ明確に示しているか。研究課題（タイトル）、サブタイトルの表現は適切か。
「動機と背景・ 目的・意義」	研究の研究目的を設定するに至った動機や学術的な背景・社会的要因についての記載が適切にされているか。研究目的が明確に記述され、研究の社会的意義・臨床的意義など多面的に記述されているか。	
「文献検討」	テーマに関する先行研究を包括的かつ広範に検討しているか。研究の学術的な位置づけ、意義、関連する概念や知識について国内外の文献をもとに論理的に記述されているか。	テーマに関する先行研究を包括的かつ広範に検討しているか。研究の学術的な位置づけ、意義、関連する概念や知識について国内外の文献をもとに論理的に記述されているか。
「方法」	研究目的を達成するための方法論が明確に示され、それが適切かどうかについて一貫性のある説明がなされているか。研究対象（参加者）及びデータ収集方法、データ収集期間、データ分析方法が明確かつ具体的に記述されているか。また、それらが妥当なものであるか。	研究目的を達成するための方法論が明確に示され、それが適切かどうかについて一貫性のある説明がなされているか。研究対象（参加者）及びデータ収集方法、データ収集期間、データ分析方法が具体的に検討されているか。また、それらが妥当なものであるか。
「結果」	研究目的に沿ってデータを適切に分析し、結果が根拠に基づき論理的に導かれているか。結果の記述は、的確・明確になされているか。	
「考察」	考察は、研究目的、研究方法、結果を踏まえて論理的に導き出されているか。研究結果について先行文献を用い、多方面からの検討を加え、深く考察しているか。	
「論旨一貫性」	研究目的・研究方法、結果、考察において、論旨が明瞭でかつ一貫性があるか。	
「オリジナリティ」	研究目的、研究方法、結果、考察等において新規性、先見性、独自性などの点で高い学術的価値があるか。	研究目的、研究方法、結果、考察等において新規性、先見性、独自性などの点で高い学術的価値があるか。

「倫理的配慮」	研究目的、テーマ、研究方法、結果の記述内容等に倫理的な問題はないか。研究の全過程を通して倫理的配慮が十分に行われたか。本学の研究倫理審査委員会の承認を得たことが記載されているか。	研究目的、テーマ、研究方法、予備調査結果の記述内容等に倫理的な問題はないか。研究計画の全過程を通して倫理的配慮が十分に行われているか。予備調査は、本学の研究倫理審査委員会の承認を得たことが記載されているか。
「要旨」	要旨は論文概要を適切かつ分かりやすく記述しているか。	
「目次構成」	「目次構成」は論文の内容的構成を反映しているか。	書式が本学の学位論文執筆要領に従っており、適切に構成されているか。
「文章表現の明瞭性」	全体を通して文章表現が簡潔で読みやすいか。文章は文法的・語法的に正しく、明確かつ適切な表現で書かれているか。誤字・脱字がなく、日本語として明瞭な表現となっているか。	
「頁数（字数）」	規定の枚数以内か。論文の内容・結果を表すのに適切な枚数で記述されているか。	規定の枚数以内か。
「資料の引用」	他者の知的所有権を侵害するような記述はないか。他者の著作物・尺度・データ等の使用に関して必要な許諾を受けているか。また、その証拠となる文書が添付されているか。文献等の引用に関して適切な表記がされ、すべて間違いなく文献リストに記載されているか。	
「図表の挿入」	図表がある場合は、適切に作成し、必要箇所に必要な図表が挿入されているか。	

＊各項目を4段階　優（優れている）、良（おおむね良い）、可（一部修正が必要）、不可（大幅修正が必要）で評価する。

資料 D2-2「博士学位論文の審査基準」（2024年度以前入学生）

本学の博士学位論文の審査基準は次のとおりです。

審査項目	博士学位論文　審査基準	博士論文研究計画書　審査基準
「テーマ」 （博士学位論文） 「テーマ・表題」 （博士論文研究計画書）	看護学の発展、社会への貢献度の高いテーマであるか。国内外の動向を踏まえ、研究の位置づけ、意義を明確に示しているか。	研究テーマあるいは研究疑問が十分に絞られ、明確になっているか。看護学の発展、社会への貢献度の高く、学術的に重要なテーマであるか。国内外の動向を踏まえ、研究の位置づけ、意義や必要性を妥当かつ明確に示しているか。研究課題（タイトル）、サブタイトルの表現は適切か。
「動機と背景・ 目的・意義」		研究の研究目的を設定するに至った動機や学術的な背景・社会的要因についての記載が適切にされているか。研究目的が明確に記述され、研究の社会的意義・臨床的意義など多面的に記述されているか。
「先行文献」	テーマに関する先行研究を包括的かつ広範に検討しているか。	
「文献検討」		テーマに関する先行研究を包括的かつ広範に検討しているか。研究の学術的な位置づけ、意義、関連する概念や知識について国内外の文献をもとに論理的に記述されているか。
「方法」	研究目的を達成するための方法論が明確に示され、それが適切かどうかについて一貫性のある説明がなされているか。研究対象（参加者）及びデータ収集方法、データ収集期間、データ分析方法が明確かつ具体的に記述されているか。また、それらが妥当なものであるか。	研究目的を達成するための方法論が明確に示され、それが適切かどうかについて一貫性のある説明がなされているか。研究対象（参加者）及びデータ収集方法、データ収集期間、データ分析方法が具体的に検討されているか。また、それらが妥当なものであるか。
「結果」	研究目的に沿ってデータを適切に分析し、結果が根拠に基づき論理的に導かれているか。結果の記述は、的確・明確になされているか。	
「考察」	考察は、研究目的、研究方法、結果を踏まえて論理的に導き出されているか。研究結果について先行文献を用い、多方面からの検討を加え、深く考察しているか。	
「オリジナリティ」	研究テーマ、研究方法、結果、考察等において新規性、先見性、独自性などの点で高い学術的価値があるか。	研究目的、研究方法、結果、考察等において新規性、先見性、独自性などの点で高い学術的価値があるか。

「倫理的配慮」	研究目的、テーマ、研究方法、結果の記述内容等に倫理的な問題はないか。研究の全過程を通して倫理的配慮が十分に行われたか。本学の研究倫理審査委員会の承認を得たことが記載されているか。	研究目的、テーマ、研究方法、予備調査結果の記述内容等に倫理的な問題はないか。研究計画の全過程を通して倫理的配慮が十分に行われているか。予備調査は、本学の研究倫理審査委員会の承認を得たことが記載されているか。
「表題」	研究課題（タイトル）、サブタイトルの表現は適切か。	
「目次構成」	「目次構成」は論文の内容的構成を反映しているか。	書式が本学の学位論文執筆要領に従っており、適切に構成されているか。
「文章表現の明瞭生」	全体を通して文章表現が簡潔で読みやすいか。	全体を通して文章表現が簡潔で読みやすいか。文章は文法的・語法的に正しく、明確かつ適切な表現で書かれているか。誤字・脱字がなく、日本語として明瞭な表現となっているか。
「頁数（字数）」	規定の枚数以内か。	規定の枚数以内か。
「資料の引用」	他者の知的所有権を侵害するような記述はないか。他者の著作物・尺度・データ等の使用に関して必要な許諾を受けているか。また、その証拠となる文書が添付されているか。文献等の引用に関して適切な表記がされ、すべて間違いなく文献リストに記載されているか。	他者の知的所有権を侵害するような記述はないか。他者の著作物・尺度・データ等の使用に関して必要な許諾を受けているか。また、その証拠となる文書が添付されているか。文献等の引用に関して適切な表記がされ、すべて間違いなく文献リストに記載されているか。
「図表の挿入」	必要箇所に必要な図表が挿入されているか。	図表がある場合は、適切に作成し、必要箇所に必要な図表が挿入されているか。

Ⅴ．学生生活について

1．窓口の案内

本学における事務取扱窓口は以下の通りです。

担当窓口		取扱内容	取扱時間
学務課	教務二係 TEL 03(3409)0992	・教育課程（カリキュラム）に関すること ・履修に関すること（Web 履修システムを含む） ・単位修得に関すること ・授業・時間割・休講に関すること ・定期試験・レポートに関すること ・実習に関すること・資格取得に関すること ・各種証明に関すること ・科目等履修生・研究生に関すること ・ポータルに関すること・LMS に関すること	月～金曜日 8:50～17:20
	学生係 TEL 03(3409)0687	・休学・復学・退学等に関すること ・国家試験（看護師・保健師・助産師）に関すること ・奨学金に関すること ・就職・進学に関すること ・届出事項および届出の変更に関すること ・学生証（身分証明書）に関すること ・学割（通学証明書）に関すること ・各種証明に関すること ・大学祭・課外活動・自治会活動に関すること ・学生相談・援助に関すること ・学生の保険に関すること ・アパート情報・アルバイト情報に関すること ・遺失物・拾得物に関すること ・その他（ロッカー等）	
入学課	入試係 TEL 03(3409)0950	・入学者選抜試験に関すること	月～金曜日 8:50～17:20
	募集広報係 TEL 03(3409)0950	・学生募集に関すること ・オープンキャンパス・大学院説明会・大学見学に関すること ・広報誌（大学・大学院案内等）に関すること	
総務課	総務係 TEL 03(3409)0875	・研究倫理審査、不正防止に関すること ・学生用コピー機に関すること ・実習着の貸出に関すること ・施設利用に関すること ・その他、大学全般の事務に関すること	月～金曜日 8:50～17:20
	経営管理係 TEL 03(3409)0680	・危機管理及び防災対策に関すること ・寄付金に関すること	
	人事係 TEL 03(3409)0830	・アルバイト契約、TA 契約に関すること ・マイナンバー、個人情報に関すること ・授業改善アンケート、目安箱に関すること	

担　当　窓　口		取　扱　内　容	取扱時間
経理課	経理係 TEL 03(3409)0861	・学費等納付金に関すること	月～金曜日 9:00～17:00
	管財・契約係 TEL 03(3409)0861	・教材、器材、備品、消耗品等の購入に関すること	
企画課	企画振興係 TEL 03(3409)0924	・地域連携に関すること ・国際交流に関すること（ワシントン大学語学研修など） ・公開講座、ホームカミングデー、各種セミナー等に関すること	月～金曜日 8:50～17:20
	研究推進係 TEL03(3409)5718	・研究助成に関すること ・その他、研究推進に関すること	
図書館課	図書係 TEL 03(3409)0633	・図書館の利用に関すること ・史料室に関すること ・リポジトリ、アーカイブズに関すること	月～金曜日 8:50～20:00 土曜日 10:00～ 17:30
システム管理室	情報・システム管理・IR 担当 TEL 03(3409)0804	・コンピュータ及び学内ネットワークに関すること ・ホームページ等に関すること ・IR に関すること	月～金曜日 8:50～17:20
保健室	保健師 TEL 03(3409)0985	・健康診断、予防接種に関すること ・健康相談に関すること ・応急処置に関すること	月～金曜日 9:00～17:20

※　現金の支払いが伴う証明書等の申込は、証紙販売機を利用できる16：50までとなります。

2．各種伝達について

● 学生への伝達（連絡・通知・呼出し等）は、原則としてポータル及び学内掲示により行います。ただし、授業関係の連絡は LMS メール機能（Glexa メール）や学籍番号メールも含めて、各ツールの特徴を活かした適切な方法で行います。

以下のことに注意して、見落としのないようにしてください。

⑴ポータルでの配信

インターネット掲示板システムであるポータルで情報を配信してから原則3日を経過した事項は全て学生に周知されたものとして取り扱います。ポータル配信にあわせて学内掲示板に掲示した場合もポータルで情報を配信してから３日を経過した時点で周知されたものとします。伝達事項の見落としによる不利益を受けないためにも、定期的にポータルにアクセスして確認するとともに、メール転送設定をして下さい。

ポータルの配信は昼休み（12：30）と5限終了時（17：50）を中心とした授業時間外に行います。（当日の休講等、緊急を要する要件の場合はこの限りではありません。）

なお、ポータルには学生の返信機能は無く、インターネット掲示板の扱いですので通知を削除することもできません。（通知の表示期間は配信側で設定しています。）

また、休学中はポータルの使用はできません。

⑵学内掲示板への掲示

広尾キャンパス１階事務局前に学内掲示板があります。学内掲示板には『恒久的または年単位で掲示が必要な事項』『ポータル等の配信に加えて掲示板でも再掲すべき重要事項』『電子データによる配信が不適当な事項』『学内外の不特定多数の方に掲示が必要な事項』を中心に掲示します。大学院生・看護学部の各学年別及び全学生向けの掲示板を準備しています。登下校の際には掲示板を確認してください。

実習ローテーション表など個人情報を含むため『電子データによる配信が不適当な事項』は、スマホ等で撮影することを禁じています。

掲示板に掲示してから、原則１週間を経過した事項は全て学生に周知されたものとして取り扱います。なお、ポータルによる配信とあわせて掲示した場合はポータル配信を基準とした3日で学生に周知したものと取り扱います。未確認による見落としは学生の不利益につながることがありますので、確認する習慣をつけてください。

⑶学籍番号メールでの送信

在学中は学籍番号メール（〇〇〇@redcross.ac.jp）を使用することができます。重要な伝達事項などはポータルとあわせて学籍番号メールにも同時に配信することがあります。

また、ポータルと違い、学生が返信することが可能です。このため、授業に関する連絡等の教員と学生で相互にやり取りが必要な事項や、ポータルを使用できない休学中の連絡等で使用します。その他、通常のメール機能（本学は Outlook メール環境）ですので、受信したメールのフォルダ整理や削除などは受信（学生）側で作業が可能です。重要なメールはフォルダに保存するなど、適宜対応してください。

⑷LMS メール機能（通称 Glexa メール）

本学では学修管理システム（Learning Management System）として Glexa（グレクサ）を使用しています。Glexa は主に授業を中心に使用しています。Glexa の中にメール機能がありますので、主に授業に関する内容で連絡することがあります。Glexa にログインすることが必要ですが、連絡に対して学生が返信することも可能です。

● 各ツールの特徴が違うため、本学では学生への連絡を複数の方法から適切な方法を選択して行います。一つの方法に集約することは難しいことについて、ご理解ください。なお、ポータル、学籍番号メール、Glexa メールは**転送設定**をすることが可能です。学籍番号メール又は自身のスマホ等、一つのメールアドレスに全ての連絡が転送されるように設定することを強く推奨します。転送設定については、各システムのマニュアルを確認してください。
また、学籍番号メールや自身が契約するフリーメール等に関しては、容量の管理を常に行ってください。容量不足により情報を確認できず、不利益を被ることの無いように適切な管理をしてください。

● 学生への連絡は、緊急を要する案件を除いて**原則として平日の8：00～20：00**の間に行います。これは学生の連絡に対する本学からの返信についても同様です。

● 学外からの呼出しや問い合わせについて、本学では、休講や試験に関すること、各種証明書の申込み等、学生からの電話による問い合わせには原則として応じていません。
また、学生への取り次ぎ・伝言および学生の身上に関する問い合わせにも一切応じないことになっていますので、あらかじめ家族、友人等にも十分周知しておいてください。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

3．学生証等の発行について

［1］学籍番号について

学生証に印字してある学籍番号は、入学と同時にあなたが本学に籍があることを証明する個人番号で、入学から卒業まで使用します。学内における試験・履修登録・授業料納入および各種願書・届書・証明書などの事務取扱は、学籍番号によって処理されるので正確に記憶してください。各種提出物や試験答案・レポート等には、必ずこの学籍番号を記入することになります。学籍番号で学生呼出を行うことがあります。

学籍番号の構成（全学生共通）

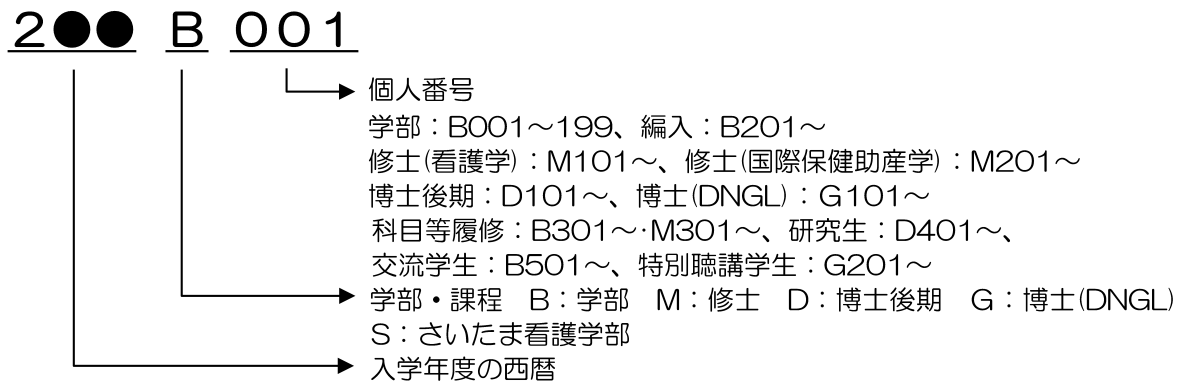

［2］学生証（身分証明書）について

学生証は、本学の学生であることを証明するものですから、紛失、汚損したりしないように大切に取り扱ってください。学生証の提示を求められたときは、いつでも提示できるよう常に携帯してください。試験を受ける際には学生証は必ず携帯しなければなりません。卒業、修了、退学、除籍等により、離籍する時は、学生証は学生係に返却してください。

また、有効期限記載のシールを配付しますので、学籍番号、氏名、住所等を記入し、学生証の裏面に必ず貼付してください。定期券の購入や学割等の利用の際には、学生証の提示を求められます。裏面にシール貼付のない学生証は、無効として扱われ、学割等を利用できませんので注意してください。

なお、学生証はICカードとなっており、図書館、情報処理室、更衣室は学生証がないと入室できません。紛失したときは、直ちに再発行の手続きをしてください。

⑴ 学生証は発行日から卒業年度まで使用します。
⑵ 学生証は他人に貸与、譲渡してはいけません。
⑶ 学生証の記載事項に変更があったときは、速やかに学生係に届け出てください。また、学生証再発行の手続きをしてください。
⑷ 卒業延期（留年）になる場合はＩＣカードのデータ更新が必要です。学生証持参のうえ学生係窓口で、更新手続きをしてください。

＜学生証再発行＞

学生証を紛失または汚損したときは、速やかに学生係に届け出て、「学生証紛失届・再発行願」に記入し、学生係で手続きをしてください。手続き時に引換券を受け取ってください。引換券は学生証を受け取る際に必要ですので紛失しないように保管してください。翌日の発行となります。(手数料：1,500円)

［3］通学証明書について

通学のために電車、バスの定期券を購入する場合は、学生証が通学証明になります。各駅に備え付けの購入用紙に必要事項を記入し、学生証を提示して購入してください。

ただし、会社によっては各社指定の用紙があり、別途大学の証明を必要とする場合があります。その場合は指定用紙に必要事項を記入して学生係に申込みをしてください。

［4］実習期間中における実習通学用定期券について

実習期間中、自宅から実習先まで電車等の交通機関を利用する場合、自宅から実習先最寄り駅までの最短区間について、通学定期券を購入することができます。

実習のための通学定期券を希望する場合は、実習開始日５週間前までに、「実習用通学定期申請書および通学証明書交付願」を学生係に提出してください。

「実習用通学証明書」の発行には、鉄道会社の承認が必要なため、申請から交付までに１ヶ月ほどかかります。実習開始日５週間前までに申請した場合は、実習開始日１週間前から学生係にて通学証明書を交付します。

なお、実習の期間によっては回数券を購入した方が安い場合もありますので、「経路の確認」「費用の比較」をしたうえで申込みをしてください。

［5］学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）について

旅客鉄道株式会社（JR 各社）の片道の営業キロが100km を超える区間を乗車船する際に、学割証を利用することで普通乗車運賃が2割引になります。

学生の旅客運賃割引制度は、学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としています。

＜使用目的の範囲＞

（1）休暇、所用による帰省
（2）実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
（3）学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
（4）就職又は進学のための受験等
（5）学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
（6）傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
（7）保護者の旅行への随行

＜交付＞

「学割証交付願」に必要事項を記入して申込み、受領する際は学生証（裏面シール貼付のもの）を持参してください（代理不可）。申込日の翌日に交付します。

（1）学割証使用については下記の点に注意してください。
①有効期限は発行日から３ヶ月間、発行日の訂正はできません。
②学割証の貸し借りはできません。違反者には学割証の発行を停止します。
③使用しなかった学割証は学生係に返却してください。
（2）１回の交付は４枚を限度とします。
（3）目的地まで同じ区間を往復する場合は１枚の学割で往復の乗車券が購入できます。

＜JR 乗車券通用期間＞

JR 関係の普通乗車券の有効日数は100km を超え200km までが２日間、200km 以上は200km を増す毎に１日追加されます。往復乗車券の有効日数は、片道乗車券の２倍です。

＜学生団体旅客運賃割引証明＞

本学教職員1名以上が引率する本学学生8人以上の団体が同一行程で旅行する場合は、JR の普通乗車運賃が5割引になります。（教職員は3割引）詳細は JR の窓口または各旅行会社に問い合わせ、必要書類を持参のうえ、申込みをしてください。

［6］各種証明書の発行手続きについて

各種証明書の発行は、「証明書発行願」に必要事項記入、証紙販売機で手数料分の証紙を購入し、貼付のうえ、学生係に申込みをしてください。交付までに日数がかかる場合もありますので、余裕をもって申込手続きをしてください。

証紙販売機利用時間　平日９：00～16：50（注：土日祝日及び開館期間は利用できません。）

なお、証明書を受領する際は、学生係職員に学生証を提示してください。申込者本人であることを確認したうえで、証明書をお渡しします。

＜証明書の種類・手数料・交付日数＞

証明書の種類	手数料	交付日	交付場所
在　学　証　明　書	500円	翌日	学生係
成　績　証　明　書　（和文） （英文）	1,000円 2,000円	翌日 １週間後	
卒業・修了証明書　（和文） （英文）	500円 1,000円	翌日 １週間後	
卒業・修了見込証明書	500円	翌日	
入　金　証　明　書	500円	翌々日	
調　　査　　書	1,000円	１～２週間	
推　　薦　　書			

※１　成績確定作業のため、成績証明書の申請・発行を停止する期間があります。詳しくは、掲示板を確認して下さい。

※２　卒業・修了見込証明書については履修登録を確認してからの発行となります。（概ね5月ゴールデンウィーク明け）

［7］届出事項の変更について

現住所、電話番号などに変更が生じた場合は、速やかに「住所変更届」を学生係に提出してください。

その他、結婚などによる改姓、保証人の変更や住所変更など、届出事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の用紙で届出をしてください。

４．学籍について

学籍とは、学生としての身分を有することを意味し、入学と同時に本学学生としての学籍が与えられます。学籍は、所定の納入期日までに授業料等を納入することによって各年度に継続していくことになります。

［1］学籍異動

学籍異動（休学・退学・復学）をする場合は、願い書を提出してください。（所定用紙）

学籍の異動は、学則により、研究科委員会の議を経て学長が願い出を許可しなければ認められません。このため、原則として学籍異動（休学・退学・復学）は、前期からの場合は２月下旬までに、後期からの場合は８月下旬までに、所定の手続きを行ってください。一身上の都合や進路の悩み等で休学・退学を考えている場合は、早めに、指導教員や学生係に相談してください。

なお、新学期に入ってから手続きをすると学期分の授業料等納入が必要となるので注意してください。

(1) 休学・復学

① 病気その他やむを得ない理由によって２ヶ月以上修学できない場合は、本学所定用紙の「休学願」（本人・保証人連署、捺印が必要）を、学生係に提出してください（病気の場合は診断書を添付）。願い出により、研究科委員会の議を経た後、休学許可書を送付します。

② 休学期間は１年以内とする。ただし、学長が特別な理由があると認める場合は、所定の手続きにより引き続きさらに１年の範囲内で休学することができる。
③ 休学の期間は修了するまで通算して２年を超えることはできません。（博士後期課程は３年、博士課程共同災害看護学専攻は5年）
④ 休学の期間は学則に定められている修業年限および在学年数に算入されません。
⑤ 休学が前期または後期の全期間にわたる者については、当該学期の授業料に替えて、在籍料として当該学期ごとに５万円を納付しなければなりません。
⑥ 休学許可後に、履修登録済の当該学期の授業科目の登録が取り消されます。
⑦ 休学の期間中は、授業科目の受講及び定期試験受験など学習活動をすることはできません。
⑧ 休学期間満了の場合、または休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、本学所定用紙の「復学願」（本人・保証人連署、捺印が必要）を学生係に提出してください。願い出により、研究科委員会の議を経た後、復学許可書を送付します。

⑵ 退学・再入学

① 病気その他やむを得ない理由によって退学を希望する場合は、本学所定用紙の「退学願」（本人・保証人連署、捺印が必要）を学生係に提出してください。願い出により、研究科委員会の議を経た後、退学許可書を送付します。
② 退学に際して、退学しようとする日の属する学期の授業料等を、全額（前期中の退学の場合は前期納入分、後期中の退学であれば後期納入分まで）を納入していなければなりません。授業料等未納のまま退学はできません。
③ 退学期日については前期末退学の場合は９月30日付、後期末退学の場合は３月31日付とします。
④ 退学してから２年以内の者が復学を願い出た時は、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがあります。

⑶ 除籍

次に該当する場合は、研究科委員会の議を経て除籍されます。

① 学則に定める期限までに授業料を納入していない者
② 学則に定める在学年限を超えた者
③ 学則に定める休学期間を超えた者
④ その他学則に定める者

［2］学納金等について

⑴ 学納金等の金額および納付期限について

本学に在籍する学生は、学納金等の納付金を下表の期限までに納入しなければなりません。

なお、納入に際し半期（前期・後期）ごとの分割納入、または年額一括納入のいずれかを選択することができます。（注：一括納入の納入期限は前期納入期限と同様です）

学納金等一覧

＜大学院＞2022年度以前入学生　（修士課程・博士後期課程・博士課程）

学費・その他	金　　額	納付期限等
入　学　金	400,000円	入学手続時
授　業　料	年額　1,200,000円	前期分60万円：　4月末まで 後期分60万円：10月末まで
実験実習料	年額　150,000円	前・後期分（年次納入総額の半額）
維持運営費	年額　150,000円	前・後期分（年次納入総額の半額）

※　計画的履修者(長期履修生)は学則参照

＜大学院＞2023年度以降入学生　（修士課程）

学費・その他	金　　額	納付期限等
入　学　金	400,000円	入学手続時
授　業　料	年額　1,200,000円	前期分60万円：　4月末まで 後期分60万円：10月末まで
実験実習料	年額　150,000円	前・後期分（年次納入総額の半額）
維持運営費	年額　150,000円	前・後期分（年次納入総額の半額）

※　計画的履修者(長期履修生)は学則参照

＜大学院＞2023年度以降入学生　（博士後期課程）

学費・その他	金　　額	納付期限等
入　学　金	400,000円	入学手続時
授　業　料	年額　1,200,000円	前期分60万円：　4月末まで 後期分60万円：10月末まで
維持運営費	年額　300,000円	前・後期分（年次納入総額の半額）

※　計画的履修者(長期履修生)は学則参照

⑵ 学納金の納入について

LC学費サイトへご登録いただいたメールアドレス宛に「学納金等納入についてのお知らせ」を配信いたします。金融機関窓口・ATM・インターネットバンキングから振り込んでください。金融機関窓口から振り込む場合は、金融機関所定の振込依頼書を使用してください。また、振込受領書は大切に保管してください。

「学納金等納入についてのお知らせ」が配信されない場合は、経理課経理係(03-3409-0861)までご連絡ください。

⑶ 学納金の延納について

① 納入期限までに授業料等の学納金の納入が経済的に困難な場合、学生係に「学納金延納願」（所定の様式）を提出することにより、納入期限を延長することが認められます。申請用紙は、学生係窓口または本学ホームページから取得できます。

② 「学納金延納願」は、学生本人及び正保証人の署名捺印の他、延納理由、学納金納入計画を記入し、前期分は４月末、後期分は１０月末までに学生係に提出してください。

③ 「学納金延納願」の納入計画は、原則　前期分は６月２５日、後期分は１２月２５日を最終納入期限として記入してください。

④ 学納金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者は、学則により除籍となります。

5．学内施設の利用について

本学の学生および学生団体(大学で活動を認められているサークル等)がクラス会、サークル集会、演奏会等の行事を開催するために大学の施設および設備・備品(器具)等を利用するときは、下記により所定の手続きを経て使用することができます。

［1］学内施設を利用する場合の手続きについて

授業時間内に学内の施設を使用する場合は、事前に学務課に空き講義室等の確認をしてください。希望する講義室を授業で使用している場合は、授業を優先します。学務課で管理している設備・備品・物品等、借用する場合は学生係に申し出て借用してください。

授業時間外および土曜日にクラブ活動（自治会等含む）を行う場合、所定の用紙（施設貸出申込書）により事前に総務課にて申込手続きをすれば利用することができます。自習等の目的で学内施設に立入ることはできません。

但し、日曜・祝日、大学の休講日、設備点検日等については、貸し出しをしていません。

<table>
<tr><th colspan="2">学内施設</th><th colspan="2">設備・備品</th></tr>
<tr><th>使用場所</th><th>届出先</th><th>使用物品</th><th>届出先</th></tr>
<tr><td>講義室・ゼミ室・実習室</td><td>学務課</td><td rowspan="2">教材・教具・教育備品
(ビデオ・プロジェクター等)</td><td>学務課</td></tr>
<tr><td>広尾ホール</td><td rowspan="2">総務課</td><td rowspan="2">総務課</td></tr>
<tr><td>多目的グランド</td><td>テニス、フットサルおよびバレーボール等のネット類他</td></tr>
</table>

＊使用する際は、騒音など、学内や病院及び周辺住民の迷惑にならないように気をつけてください。
＊破損等のないように取り扱いに注意し、使用後は元のとおりに戻してください。万一設備、備品を破損した場合は必ず各届出先に申し出てください。
＊照明は利用者自身で点灯、消灯してください。（多目的グランドは点灯できません。）
＊万が一、トラブルがあった場合には、至急、事務局または警備員に連絡してください。
＊原則、学内施設の鍵は貸し出しを行った当日中に返却してください。
＊施設の使用をキャンセルする場合、事務局まで必ずご連絡ください。

大学の指示に従い、施設・設備を正しく利用しましょう。
学生一人ひとりができる範囲で、自分たちの身の回りや、構内を整理・整頓し、だれもが良い環境で大学生活を送れるよう清潔・美化を心がけましょう。

［2］正面玄関の開閉時間について

正面玄関の扉（出入口）の開閉時間は、下記のとおりです。（土日・祝日は原則閉館）

	開　扉	閉　扉
平日（月曜日～金曜日）	７：００	２１：００

［3］学内施設の利用可能時間について

下記のとおりですが、館内施設は上記閉扉時刻に間に合うように退出してください。
利用可能時間を過ぎたら消灯しますので、余裕を持って退出の準備をしてください。

学内施設	利用可能時間	備考
講義室・ゼミ室・実習室	９：００～２０：４５	安全面から、夜間の自習は可能な限り人のいる１Ｆ学生ラウンジを使用してください。
学生ラウンジ	７：００～２１：００	
広尾ホール	原則、利用不可	利用を希望する場合は、総務課にご相談ください。
食堂	１３：００～１９：００	
多目的グランド	９：００～１７：００	夏季（6～8月）のみ１８：００まで

＊冷暖房については、原則予約管理としており、使用日前週の木曜日までに申込手続きをされた場合のみ作動します。
急な申請は予約できませんので、早めの手続きを行ってください。
また、冷暖房は基本19時３０分で動力源が停止する設定になっています。

［4］更衣室について

大学院生には院生用共有ロッカーを準備しています。女子更衣室２および男子更衣室に院生用共通ロッカーがあり、着替えをする場合等に利用できます。

① ロッカーは大学が学生に貸与するものです。常に清潔にし、損傷したりすることのないよう大切に使用してください。貸与期間中のロッカーの管理は、個人で責任をもって行ってください。
② 盗難事故が発生しても、大学では責任を負いかねます。盗難防止のため、ロッカーには必ず鍵（ダイヤル式ロッカーで暗証番号４桁、各自で設定）をかけてください。現金や貴重品は置かないなど、各自で責任をもって管理、使用してください。
③ 土日、祝日は安全管理のため更衣室には立ち入りできません。
④ 女子更衣室２および男子更衣室に院生用共通ロッカーがあり、着替えをする場合等に利用できます。長期間の貸出はしていませんので私物は置かないようにしてください。

［5］大学院生室１（修士課程）について

大学院生室１（修士課程）には、個人用の机、パソコン等を常備しており、利用時間、土日の利用についても常に研究活動ができるように配慮しています。これは学部生とは大幅に異なったもので、大学院生は責任と自覚を有するものと判断し認められています。お互いの研究活動に支障をきたさないように利用してください。また、使用にあたっては、安全と節電に努めてください。

＜大学院生室　利用時間＞

平日（月～金）８：00～22：00 / 土日８：30～17：30

※土日に院生室利用のため入退館する際は必ず１Ｆ守衛室カウンターの入退館記録簿に記帳してください。
※祝日および大学の指定する閉館日は利用できません。ただし、土・日曜日と祝日が重複した場合は利用できます。また、入学試験日・大学閉館期間等は利用することができません。詳細は掲示で確認してください。

［6］大学院生室２、３（博士後期課程および博士課程）について

大学院生室２および３（博士後期課程および博士課程）には、フリーデスク、書棚のほか、パソコン、ロッカー等を常備しており、利用時間、土日の利用についても常に研究活動ができるように配慮しています。これは学部生とは大幅に異なったもので、大学院生は責任と自覚を有するものと判断し認められています。お互いの研究活動に支障をきたさないように利用してください。また、使用にあたっては、安全と節電に努めてください。

＜大学院生室　利用時間＞
平日（月～金）8：00～22：00/土日8：30～17：30
※土日に院生室利用のため入退館する際は必ず１F守衛室カウンターの入退館記録簿に記帳してください。
※祝日および大学の指定する閉館日は利用できません。ただし、土・日曜日と祝日が重複した場合は利用できます。また、入学試験日・大学閉鎖期間等は利用することができません。詳細は掲示で確認してください。
※フリーデスクの学生用に、個人ロッカーが設置され、入学時に貸与しています。ロッカーは大学が学生に貸与するものです。常に清潔にし、損傷したりすることのないよう大切に使用してください。
貸与期間中のロッカーの管理は、個人で責任をもって行ってください。盗難事故が発生しても、大学では責任を負いかねます。盗難防止のため、ロッカーには必ず鍵（ダイヤル式ロッカーで暗証番号、各自で設定）をかけてください。

［7］交流学生の利用について
令和2年度から他大学との単位互換制度を開始しました。更衣室等の一部の施設を除き、図書館や情報処理室、食堂等の利用を可能としています。

6．奨学金について

以下に示す奨学金の募集、手続き等については、毎年４月のガイダンス時に冊子『日本赤十字看護大学奨学金案内』を配付し説明を行っています。奨学金に関する連絡は、学内ポータルおよび掲示板で行いますので、学内ポータルのメール転送設定をしてください。また、大学に届いた各種奨学金の書類は1F 奨学金支援室に掲示しています。奨学金について迷ったときには、教員や学生係に相談ください。

［1］日本赤十字看護大学伊藤・有馬記念基金奨学金
本学独自の奨学金および奨励金制度で、年度毎に申請でき、経済的事情等により修学継続が困難であること等を考慮して選考されます。学生奨学金は年額20万円以内、学生外国留学奨励金は年額10万円以内で、修学費、海外研修費の一部として多くの学生に利用されています。ほかにスウェーデン赤十字大学やラ・ソース大学への交換学生の渡航費用が助成されます。
本奨学金は返済する必要はありませんが、学生奨学金は「学生生活報告書」、学生外国留学奨励金は「留学報告書」を提出することが義務づけられています。募集人数、募集時期等の詳細については、配付資料を確認のうえ申し込みをしてください。

［2］日本赤十字看護大学大嶽康子記念奨学金
本学独自の奨学金で、経済的理由のため修学継続が困難な学生に、奨学金年額20万円以内が給付されます。募集人数、募集時期等の詳細については、配付資料を確認のうえ申し込みをしてください。

［3］日本赤十字看護大学松下清子記念教育・研究及び奨学金
本学独自の奨学金および奨励金制度です。募集人数、募集時期等の詳細については、配付資料を確認のうえ申し込みをしてください。
＜松下清子記念奨学金＞
経済的理由のため修学継続が困難な学生への奨学金給付を目的とし、年額15万円を上限として給付されます。
＜松下清子記念奨学金（海外研修・国際交流支援）＞
海外研修・国際交流支援の費用に対する支援を目的とし、年額20万円を上限として給付されます。

［4］日本赤十字看護大学同窓会奨学金

同窓会奨学金は、本学創立百周年を記念し、同窓生と母校の発展を願って平成３年に設立され、同窓生の会費および寄付等により運営されています。経済的に不安を抱くことなく、勉学・研究に集中したい学生は、申請に必要な書類、募集人数、募集時期等の詳細について、配付資料を確認のうえ申し込みをしてください。奨学金は在学中に1回限り年額50万円が貸与されます。

同窓会員である大学院生には、同窓会継続教育奨学金があり、１回限り 100 万円が貸与されます。

［5］日本赤十字看護大学サポーター募金修学支援奨学金

本学独自の給付型奨学金制度です。本学の寄付金制度であるサポーター募金を原資としており、経済的に修学困難な学生に対し、一人当たり年額 30 万円以内が給付されます。募集人数、募集時期等の詳細については、配布資料を確認のうえ申し込みをしてください。

［6］日本赤十字社の奨学金制度

日本赤十字社の各都道府県支部および病院には、将来、赤十字病院や医療センター等で勤務することを希望する学生のための奨学金制度があります。日本赤十字社奨学金を希望する場合は、４月に配付する奨学金案内を参照してください。また、４月に各施設の病院説明会を開催しますので、参加して自ら情報を収集しましょう。

奨学金額、奨学期間、募集人数などは、各支部・病院等により異なります。申請に必要な書類等の詳細については、配付資料を確認のうえ申し込みをしてください。

［7］日本学生支援機構奨学金制度

国が教育事業として実施している奨学金制度です。主として、貸与型の奨学金は、政府からの借入金と卒業生からの返還金によって運用され、教育機会均等の理念のもと、経済的理由により修学困難な学生を支援することを目的としています。奨学金には、無利子貸与の「第一種奨学金」と有利子貸与の「第二種奨学金」があります。

【緊急採用（第一種）・応急採用（第二種）】

現下の厳しい経済状況等を考慮し、失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等などで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、時期を問わず緊急採用・応急採用を受けることができます。学生係に相談してください。

【JASSO 災害支援金】

元奨学生や篤志家の方々から寄せられた寄附金を基に平成26年度に「JASSO 災害支援金」事業が創設されました。「JASSO 災害支援金」とは、在学中、自然災害等により居住する住宅に半壊以上の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生が学業を継続できるよう支援を行う制度で、支給額は10万円です。自然災害等により被害を被った場合には学生係に相談してください。

【特に優れた業績による返還免除について】

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部（半額）の返還が免除される制度です。第二種奨学金には、特に優れた業績による返還免除制度はありません。（詳しくは、貸与終了時に送付する「返還のてびき」もしくは日本学生支援機構のホームページを参照してください。）

●日本学生支援機構 HP：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/taiyochu/gyosekimenjyo/index.html

【授業料後払い制度】

令和6（2024）年度より、国の施策により、大学院修士課程を対象に「授業料後払い制度」が創設さ

れました。
本制度は、経済的に厳しい状況にある学生等が、進学・修学を断念することがないよう、在学中の授業料を国が立て替え、返還は卒業・修了後の所得に応じて「後払い」とする仕組みです。
詳細は、学生係へお問い合わせください。

［8］地方公共団体奨学金制度・その他の奨学金制度
都道府県および市区町村では、地元出身者のために各種の奨学金制度を設けています。募集は、大学を通して行うものと、各教育委員会が独自に行うものがあります。他奨学金との併用不可の場合がありますので、詳細は希望する居住地の教育委員会に問い合わせてください。
また、その他の奨学金の募集案内は、随時１F 就職支援室・奨学金支援室に提示しますので活用してください。

【貸与型の奨学金を受けるにあたっての注意】
近年、多額の奨学金の貸与を受け、就職した後に返還が困難となっているケースを見受けます。貸与奨学金を複数受けるにあたっては、返還計画を十分吟味し、必要であれば教職員に相談してください。
また、貸与を受けるにあたり出資先との契約を結ばなくてはなりません。契約を成立させる前には、条件をよく読み要件が実施可能であるかどうかを注意深く考えてください。

7．大規模災害などによる授業料減免等について

［1］学校法人日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学費
災害救助法適用地域において被災したため経済的に支援を必要とする入学生及び在学生に対する奨学費で、半期授業料が減免されます。この奨学費は同一事由につき在学中に1回限りとなります。詳細につきましては、配布資料を確認のうえお申し込みください。
［2］災害見舞金制度
学費負担者の住宅が災害に被災した場合に見舞金（一律1万円）を支給する制度があります。詳細は学生係にお問い合わせください。

8．就職

採用試験の案内や求人の情報は就職支援室で随時閲覧出来ます。

9．課外活動について

課外活動は、大学の重要な教育活動の一環として位置づけられており、学生の自由な選択意志と主体的な行動のもとに、団体構成員相互の責任と人間関係を円滑に保持し、リーダーシップやメンバーシップ等を学びながら人間的に成長を期待される集団活動です。本学では次のクラブ団体が活動しています。

クラブサークル等の活動状況は本学ホームページに掲載しています。

［クラブ・サークル］

本学では、団体結成の手続きや課外活動における相談や助言を目的として、クラブ・同好会に顧問教員を置くことを義務づけています。また、毎年５月末までに、活動内容や顧問教員等を記載した「クラブ・同好会等活動継続届」を学生係に提出することになっています。

サークル活動等課外活動において web サイトの作成や SNS を利用する場合は、顧問にもアドレスを共有し、本学のソーシャルメディアガイドラインに則った運用をしてください。

［ソーシャルメディアガイドライン］

その他、課外活動に関する届け出の一覧は、次のとおりです。

課外活動における届け出

提出書類	該当時	提出期日	提出先
クラブ・同好会等結成届	クラブ等を結成した時	随時	学生係
クラブ・同好会等活動継続届	クラブ等の活動を新年度も継続する時	５月末	
学外活動届(団体)	クラブ等で合宿等をする時	１ヶ月前	
	クラブ等で学外団体主催行事等に参加する時	７日前	
	クラブ等で登山等の危険を伴う活動を行う時	７日前	
海外活動届(団体)	クラブ等で海外旅行・研修等に参加する時	１ヶ月前	
SNS公式アカウント利用届出書	クラブ等で web サイトや SNS を用いた活動をする時	アカウント作成時	
施設貸出申込書	クラブ等で教室等を使用する時	10日前	総務課

※海外活動届を提出する際は保護者連名の同意書・受入承諾書も一緒に提出してください。

１０．学外・海外活動の届け出について

クラブ等の課外活動(団体活動)だけでなく、個人で学外の団体等の活動に参加する場合や、登山等の危険を伴う活動への参加、海外旅行・研修等への参加に際して、所定の書類で届け出ることになっています。これは学生の皆さんが万一災害等に巻き込まれた場合、大学として速やかな対応ができるようにするためです。

なお、海外に行く場合は、最近の渡航安全情報を確認し、外務省の「海外安全ホームページ(http://www.anzen.mofa.go.jp/)」から「たびレジ」に渡航予定を必ず登録しましょう。クラブ等で課外活動を行う場合は、顧問教員と日程等について十分相談をし、海外滞在中の連絡方法等についても確認を行っておくことが必要です。

個人での学外・海外活動に関する届け出

提出書類	該当時	提出期日	提出先
学外団体加入届(個人)	個人で他大学等のクラブ等に加入し活動を行う時	随時	学生係
学外活動届（個人）	個人で学外活動に参加する時	１ヶ月前	
海外活動届(個人)	個人で海外旅行・研修等に参加する時	１ヶ月前	
被災地ボランティア活動届	被災地において活動を行う時	５日前	

１１．指導教員について

本学の学生が、心身ともに健康でより充実した学生生活を送り、また有能な社会人として巣立つことを支援するため、教職員が連携しながら体系的な学修・履修支援を行っています。指導教員はアカデミック・ア

ドバイザーを兼ね、奨学金・就職・進学などの相談をはじめ、学修・履修および学生生活全般について相談・助言を行います。迷ったり困ったりしたときや問題が生じた場合には、指導教員に相談してください。プライバシーの保護に十分配慮し、学生の立場に立って対応します。

１２．教員一覧について

本学に所属する教員は本学 HP に掲載されています。

［教員一覧］

１３．健康管理について

充実した学生生活を送っていくためには、心身ともに健康であることが基本となります。毎日の生活のリズムを整えるなど、健康の自己管理を心がけましょう。尚、本学では健康管理について、次のような対応を行っています。

［1］保健室について

⑴ １号棟１階に保健室があります。
⑵ 保健師が在室しており、急な発熱や腹痛など具合が悪くなったとき、または負傷したときなどの対応をしています。
⑶ 具合が悪い時は保健室で休むこともできます（9：00～17：00）。
⑷ 健康上や受診の相談がある時は、お気軽に保健師に相談してください。
⑸ 保健師不在の場合には、学生係職員に声をかけて使用してください。
⑹ 保健室を利用した際は、「健康相談票」に氏名、症状などの必要事項を記入してください。
⑺ 日赤医療センターでの受診が必要な学生には、保健室で紹介状の交付をする場合があります（紹介状発行受付時間　平日9：00～17：00　保健師在室時）。受診の際は健康保険証、診察カード（持っている場合）、紹介状を持参し、診療時間内（初診平日午前8：30～11：00、診療科によっては要予約）に受診してください。※診療受付時間外での受診には紹介状は発行できませんので、初診選定療養費を支払うか、かかりつけ医からの紹介状持参での受診となります。

［2］健康診断について

本学では、学校保健安全法に基づき、全学生を対象に毎年春季に定期健康診断を実施しています。身体測定、胸部レントゲン検査、内科診察等を行います。後日、受診した学生に健康診断結果を渡しますので、紛失しないよう各自で保管してください。

なお、健康診断当日、病気その他の理由により受診できない場合は、速やかに各自医療機関で健康診断を受け、結果を保健室に必ず提出してください。ただし、この場合にかかる健康診断費用は学生負担となります。

［3］予防接種について

本学では、実習における院内感染予防や自身の健康管理のため、十分な免疫を獲得できるよう、入学年度の健康診断時に麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎、B型肝炎の抗体検査を実施しています。麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の抗体検査の結果、抗体価が十分でなく、かつ接種回数が不足している場合には追加の予防接種が必要となり、実習や TA をされる場合にも必ず必要です。また、インフルエンザの予防接種も原則毎年接種していただきます。

麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の予防接種については、保健室から入学時のガイダンスや健診結果の返却の時に説明があります。インフルエンザの予防接種は、毎年予約制にて、10～11月に学内で実施しております。なお、予防接種はすべて自費となります。

［4］感染症について

⑴ 下記の感染症にかかっている（疑いを含む）と診断された学生は、学校保健安全法の規定に従い、「感染症の恐れがないと医師から認められるまでの期間」は登校できません。感染症にかかっている（疑いを含む）学生は、大学に登校せず、速やかに保健室と指導教授に状況を連絡し、医師の指示に従い療養してください。

＜学校保健安全法で規定されている主な感染症＞

第一種	ジフテリア及び重症急性呼吸器症候群（病原体がＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る）・Ｈ５Ｎ１型インフルエンザなどの他、指定感染症及び新感染症、エボラ出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ
第二種	インフルエンザ・新型コロナウイルス・百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘・咽頭結膜熱及び結核、髄膜炎菌性髄膜炎など
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 ※その他の感染症（ウイルス性肝炎・溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎・流行性嘔吐下痢症・ノロウイルス・ロタウイルス）など

※感染症に罹患した場合は、76頁の別表を参照に大学へ連絡してください。
※第三種その他感染症は、実習期間中、または周囲に感染を広げる恐れがあるため登校を控えるように、医師から指示された場合に報告してください。

⑵ その他、激しい下痢症状、37.5度以上の発熱、随伴症状を伴う発熱、嘔気・嘔吐などの症状がある場合、また、海外渡航先で発症した下痢や発熱が持続している場合などは、必ず受診をして、「登校に差し支えないことを確認」したうえで、登校してください。判断が難しい場合は、保健室に連絡してください。

⑶ 感染症・事故等の連絡先

感染症に罹患、事故に遭遇した場合は、医療機関で受診するとともに76～80頁の別表を参照に適切に大学へ連絡してください。

１４．学生相談について

どこも具合が悪くないのにどうも体調がすぐれない、なんとなく不安だ、気分が晴れない、眠れない、イライラする、勉強に身が入らないといった悩みのある方はいませんか。あるいは家族や友人関係に悩んでいたり、課題や論文で悩んでいたり、だれかに自分の気持ちを聞いてもらいたいと思っている方はいませんか。学生生活を送る上で、さまざまな悩みや困難に出会うことは自然なことですし、それは一つの成長のチャンスでもあります。悩み事や心配事がある時には、ひとりで抱え込まずに、思い切って専門家に相談してみることが大切です。

［1］学生相談室について

本学には学生相談室があり、カウンセラーが在室しています。また、特別な悩みはなくても、現在の自分を見つめ直すためにカウンセラーと語らったり、相談室にある心理学関連の書物を眺めたり、さまざまな形の利用が可能ですので、気軽に活用して下さい。

学生相談室は、１号棟1階（保健室の隣）にあり、開室曜日や開室時間は学内ホームページの在学生専用ページ、掲示等で確認をしてください。相談時間内であれば直接相談室を訪ねるか、または、事前にメール等で予約をすることも可能です。

相談内容や来談の有無について無断で他に漏らすことはありません。また、相談したことが成績や評価につながることは一切ありません。

＜相談室の活動＞

・個別相談　個別カウンセリング

・心理学（自己理解など）関連の書物の閲覧・貸出

・ニュースレター『学生相談室だより』発行

＜連絡先＞　電話（直通 03-3409-0845）

メールアドレス（soudan@redcross.ac.jp）(soudan02@redcross.ac.jp)

本学ではカウンセラーの他、教員も修学から日常生活にわたる指導や助言を行っています。カウンセラー不在時に困ったことや心配なことがあったら、いつでも相談してください。教員の都合の良い時間帯、連絡方法などはシラバスのオフィスアワーの項目に掲載されています。

１５．学生の保険について

教育活動中の事故の予防については、日頃から十分に対策をたてておく必要がありますが、それでも不慮の事故は思わぬときに起こるものです。正課（講義や実習）、学校行事、通学中、また大学に届け出ている課外活動中の事故により身体に傷害を被った場合など、被害を受けた学生に対する救済措置を十分にはからなければなりません。

本学では、次の保険に入学時に全員が加入することとなっています。

・日本看護学校協議会共済会「Will」（傷害・総合保険）

詳細な補償内容は、以下の「パンフレット（電子版）」をご確認下さい。

この保険の対象となる事故が生じたときは、速やかに学生係に報告・相談して下さい。

2026年学生用 Will パンフレット（電子版）
URL：https://www.medic-office.co.jp/will/2026/

１６．アパート等の情報紹介・アルバイト

［1］アパート等について

住環境は、有意義な学生生活をおくるうえでは、非常に大切な要件です。先輩や親戚、知人などから情報を得るなど、安心できる住居を確保するよう心がけ、生活スタイルなどを考慮し、選択の際には事前に見学するなどして十分検討してください。問合わせ先は下記のとおりです。

・指定学生会館㈱共立メンテナンス（所在地：千代田区神田2-18-8）／TEL：0120-88-1030
・日本赤十字看護大学生活協同組合／TEL：03-5468-5857
・UniLife 渋谷店（所在地／渋谷区道玄坂 1-3-3 楠本ビル 5F）／TEL：0120-300-920

［2］アルバイトについて

経済的な理由等でやむを得ない事情によりアルバイトをする時は学業と両立できるよう、また健康を第一に考え、無理のない時間に学生としてふさわしい仕事を選ぶようにしましょう。アルバイト中の求人先とのトラブルについて大学は責任を負いませんので、就労条件（就労時間・賃金等）を十分確認したうえ、以下のことに注意しながら各自の責任において選択してください。

また、学生が学業に支障をきたすほどの労働を強いるアルバイトのことをブラックバイトといいます。正社員並みに働かせられることによって学業に支障をきたしてしまったり、シフトを一方的に決められることによって授業や課外活動に参加できなくなってしまったりするケースが社会的問題になっています。

労働契約を締結する際は、学生らしく働けるアルバイト先であるかどうかをしっかり確かめておく必要が重要です。もし問題を抱えている、雇用者と直接話合っても解決しないときは、一人で悩まず、下記窓口に相談しましょう。

①自分でアルバイトを探す場合においても、危険を伴う仕事、法令に違反する仕事、教育上好ましくない仕事は選ばない。

②健康面、学業に支障をきたさないよう無理のない範囲で就労する。

③大学生として最低限のモラル・マナーを守り、責任を持って就労する。

④履歴書には個人情報が記載されているので、求人先に提出する時は十分注意する。

⑤相談窓口

総合労働相談コーナー　フリーダイヤル：0120-601-556

労働条件相談ほっとライン　フリーダイヤル：0120-811-610

17. 危機管理

［1］地震・火災・事故等災害発生時の対応について

災害はいつ、どこで起こるかわかりません。「いざ」という時のため「防災ハンドブック」を本学ホームページに掲載しています。このハンドブックは自然災害および火災発生時における基本的な対応と本学の対応等が掲載されていますので、必ず目を通してください。

１）学内において緊急事態が発生したとき、大学事務局に直ちに報告をし、教職員の指示等に従って行動してください。

⑴ 地震が発生した場合の対応

① あわてて飛び出さず、机の下などに身を伏せ、しばらく様子を見る。

② 非常放送や教職員の指示に従い、落ち着いて避難する。

③ 一時避難場所は、大学内又は病院敷地とする。避難場所については掲示にて案内をする。

⑵ 火災が発生した場合の対応

① 火災報知器により周囲に知らせるとともに、教職員に状況を連絡する。

② 非常放送や教職員・消防士などの指示に従い、落ち着いて避難する。

③ 避難を優先とし、初期消火は安全が確認できる範囲で行う。

２）登下校・課外活動中、学外で事故や災害にあった場合、70頁を参照に適切に大学に連絡して下さい。

［2］緊急安否システム「安否コール」について

安否コールは、大学が災害時等に学生及び教職員の安否を確認するためのシステムです。登録及び入力方法等の詳細についてはガイダンス期間に説明しますので、全員必ず登録してください。

災害時には、スマートフォンのアプリに通知、または、携帯電話にメールが届きます。身の安全が確保されたら、スマートフォンや携帯電話から安否状況を返信してください。

なお、在学期間中に、スマートフォン、携帯電話の機種変更等により電話番号・メールアドレスを変更したら必ず変更手続きを行ってください。

［3］ＡＥＤ（自動体外式除細動器）について

ＡＥＤとは、何らかの原因によりけいれんを起こし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して電気ショックを与え、正常な心拍に戻すための医療機器です。

操作方法を音声でガイドしてくれるため、簡単に使用することができます。また、心臓の動きを自動解析し、必要な場合のみ電気ショックを与える仕組みになっているので

安全性が確保されています。
　心肺停止の可能性がある人を発見したら、直ちに大声で人を呼び、119番通報・心肺蘇生・ＡＥＤの手配をしてください。できるだけ早い処置が大切な命を救うことにつながります。
　本学では構内6か所にＡＥＤを設置しています。
　【ＡＥＤ設置場所】（キャンパスマップ参照）
　　①　1号棟1階　守衛室前
　　②　2号棟1階　広尾ホールホワイエ
　　③　2号棟2階　学生ラウンジ
　　④　2号棟3階　学生ラウンジ
　　⑤　2号棟4階　院生室1
　　⑥　屋外　　多目的グランド

［4］アイラック安心サポートデスク
　正課教育および課外教育活動における海外渡航の際、本学では日本アイラック株式会社の危機管理支援サービス「アイラック安心サポートデスク」と提携しており、24時間年中無休のホットラインによる緊急相談窓口を設けています。
　緊急時は学生本人だけではなくご家族も利用できます。万一の際は、本学並びに保険会社・在外公館等関係機関と連携し被災学生の支援にあたります。
「アイラック安心サポートデスク」の利用については、渡航前オリエンテーションで案内します。

大学が承認する海外渡航中の緊急時や深刻なトラブルに巻き込まれた場合に、
皆さんが２４時間３６５日ご利用いただける緊急相談窓口をご提供しております。

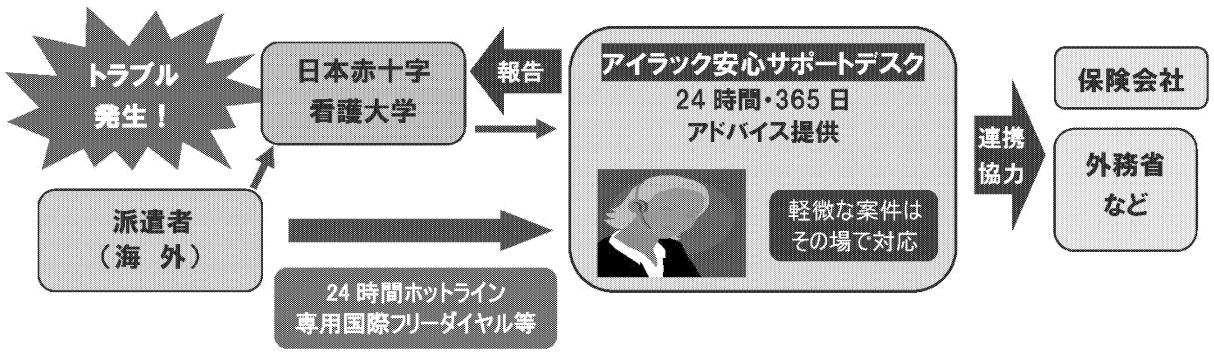

＜24時間年中無休のホットラインによる緊急受付＞

１８．学生の懲戒について

　学生が犯罪や不正行為などの非違行為を行った場合、学校教育法第11条および学校教育法指定規則第26条および日本赤十字看護大学学則第44条に基づき、その様態、結果、影響などを総合的に検討し、教育的配慮を基に以下の懲戒処分を行います。
・戒告：非違行為を戒め事後の反省を求め、繰り返すことのないよう口頭および文書により注意すること。
・停学：非違行為を戒め事後の反省を求めたうえで、無期あるいは有期の期間、学生の教育課程の履修および課外活動を禁止すること。
・退学：非違行為を戒め事後の反省を求めたうえで、本学における学籍関係を一方的に終了させること。再入学は認めない。

【日本赤十字看護大学学生懲戒規程（本学ホームページ）】▶

１９．その他

［1］通学について

本学では、自動車・バイクによる通学は認めていません。

自転車通学をする学生は、学生係で手続きを行い、登録シールを自転車の見える位置に貼付してください。また、自転車は決められた場所に駐輪してください。登下校の際は時間に余裕をもち、交通事故等には十分注意してください。

［2］人権に関する相談について

本学では、「本学における性的人権侵害、男女の固定的役割意識からくる差別的人権侵害、権力構造からくる修学の上での人権侵害等を防止し、排除することによって学生の人権を擁護する」こととしています。

被害にあったと感じたときまた見聞きしたときは、まずは信頼できる人に相談してください。もし身近に相談できる人がいなければ、本学人権・倫理問題相談員、保健室保健師、学生相談室カウンセラー、クラス担当教員等に相談をしてください。

人権・倫理問題相談員、連絡先等については掲示にてお知らせします。

［3］障がい学生支援について

本学では、「すべての学生が、障がいの有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに学び合う大学を目指し、障がい学生支援を行う」こととしています。

障がいによる修学の支援を希望される学生は、教職員に相談してください。本学では障がい学生支援委員、保健室保健師、学生相談室カウンセラー、クラス担当教員等も相談に応じます。

障がい学生支援委員の連絡先については掲示にてお知らせします。

［4］ソーシャルメディアガイドラインについて

本学では、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）の運用にあたり、ガイドラインを設けて適切に管理しています。Facebook、Instagram、Twitter、LINE などは、誰でも容易に利用できるようになった反面、社会に及ぼす影響も大きくなっています。個人情報の管理はもとより、インターネットで何気なく書いた一言が大きな誤解を生むこともあります。また、トラブルに巻きこまれるということもあります。不適切な情報を発信することがないよう日頃から心がけてください。

本学ホームページにソーシャルメディアガイドラインについて掲載されていますが、利用にあたってのルール・マナーを紹介しますので参考にしてください。

① 法律を守りましょう
- 国内の法令で定められた基本的人権、プライバシー権、肖像権、著作権、商標権などを侵害しない。
- 海外旅行や留学などに際して、外国の法令や慣習を守り、他国や他民族の人々を尊重した情報発信を心がける。
- 自分だけでなく友人や知人が写っている写真やその個人情報を発信する時は、相手の同意を得てから発信する。

② 本学の一員としての自覚と責任を持ちましょう
- ソーシャルメディアでの活動は、個人としてだけでなく、本学の一員としての自覚と責任を持って行う。特に、本学の学生であることを公開して情報発信する場合には、本学の伝統と名誉を傷つけないように注意する。
- 本学や日本赤十字社、赤十字に関する見解を発信する時は、個人的見解であることを明確にする。
- 本学の校章や赤十字マーク、特定のロゴなどを無断で使用しない。

③ 守秘義務を守り、機密情報の取り扱いに注意しましょう
- 授業や実習、アルバイトなどで知り得た個人情報や企業情報などを、ネット上に発信しない。

④ 正確な情報を適切な表現で発信しましょう

・間違った情報や不確かな情報、独善的主張などは発信しない。もし間違ったことを発信した場合は、すぐに訂正と謝罪を行う。また、他人の悪口を書いたり傷つけたりする表現はしない。

・不特定多数の人があなたの発信した情報をみているという意識を常に持ち、他人に不快な思いをさせないような表現を心がける。

⑤ 自分の個人情報の公開・管理に注意しましょう

・自分のアカウントを登録する際、公開する個人情報などの安全性や必要性をよく考えてから登録する。

・アカウントやパスワードを他人に知られて悪用されないように、定期的にパスワードを変更するなどして管理する。

［5］郵便物について

学生の個人宛郵便物については取り扱いません。

自治会やクラブ、同好会宛に届いた郵便物は所定のレターボックス（就職支援室設置）におきますので、代表の学生は定期的に取りにきてください。

［6］名刺について（大学院生）

個人名刺は、実習先との円滑なやり取りに資するものであるため、その作成を妨げるものではありません。しかしながら、本学（大学院）の名称や住所、連絡先等を記載し、相手方に交付するものでもあるため、作成する場合は以下のとおりお願いいたします。なお、名刺の作成は任意です。強制するものではありません。

（1）住所について

本学の所在地を表すものとして、記載することは差支えありません。

広尾キャンパス　〒150-0012　東京都渋谷区広尾4-1-3

◎ただし、本便覧記載のとおり、個人宛郵便物は取り扱いませんので、上記宛先に個人宛郵便物が届くことのないよう、十分配慮してください。

（2）E-Mailアドレスについて

学籍番号アドレス（2OOM‥‥@redcross.ac.jp）は記載して差支えありません。

（ただし、課程修了後、本アドレスは使用できなくなくなります）

（3）電話番号について

本便覧に記載のとおり、学生への電話取り次ぎは行っておりません。よって、代表電話番号の記載はせず、基本的には（2）E-Mail アドレスで運用してください。どうしても電話番号の記載が必要な場合は研究指導教員の承諾を得た上で、研究指導教員の直通研究室番号等の記載としてください。

［7］遺失物・拾得物について

遺失物・拾得物については、学生係で取り扱います。所持品には必ず氏名を記入するとともに、紛失しないように十分注意してください。

また、学内で所持品を紛失したときは、ただちに学生係に連絡をしてください。連絡後、発見された場合はその旨、学生係に届け出てください。

［8］防犯対策について

学生が様々な犯罪被害に巻き込まれるケースが増えています。大学生になって初めて一人暮らしをする学生は、安全について自分で管理することが必要になります。被害にあわないためには「自分は大丈夫」という意識を捨て、正しい防犯意識を持ちましょう。

本学ホームページにも掲載されていますが、防犯対策のポイントを紹介しますので参考にしてください。

① 夜道
・少し遠回りでも、人通りが多く明るい道を選び、できるだけ一人歩きは避け友人と一緒に帰る。
・歩きながらのメールをしない、音楽を聴いたりしながら歩かない。
・防犯ブザーなどを目立つように携帯する。
② エレベーター・公衆トイレなど
・周囲を確認してから入る。（不審者と２人きりにはならない。）
・非常ベルがあれば、その場所を確認し、いざというときに備える。
③ 一人暮らし
・表札や郵便受けの名前は姓だけの表示にし、家の中に入るときは周囲を確認する。
・玄関の鍵は二重にし、ドアチェーンも必ずかける。窓の鍵もかけ忘れない。（高層階であっても）
・洗濯物を外に干す場合は、女性の一人暮らしだとわからないような工夫をする。
④ 個人情報の管理
・フェイスブックやブログなどのソーシャルメディアを利用する際、安易に個人情報（プライバシー）を公開しない。
・郵便物を捨てる時は、宛名や住所などが他人にわからないように、シュレッダーなどで裁断する。
⑤ 盗難・置き引きについて
教室・学生食堂・更衣室・図書館等、学内でバッグ等を放置していて、盗難や置き引きにあうケースがある。盗難防止のため、以下のことに注意すること。
・貴重品類は、身辺から離さない。
・更衣室のロッカーには必ず鍵をかけ、暗証番号は他人に教えない・簡単な番号にしない・定期的に変更する、多額の現金や貴重品は置かないなど、各自で責任をもって管理、使用する。
・被害にあったときは、すみやかに学生係に届け出る。
・キャッシュカード、クレジットカード、携帯電話、学生証、運転免許証等が盗難・紛失にあった場合、第三者による不正使用を避けるために以下の行動を迅速に行うこと。

盗難・紛失物	連絡・届出先
キャッシュカード	1.金融機関（銀行閉店後は緊急連絡先）に連絡して他人に使用されないようにする 2.最寄りの警察へ届け出る
クレジットカード	1.カード会社に連絡して他人に使用されないようにする 2.最寄りの警察へ届け出る
運転免許証	1.最寄りの警察 2.免許センター
学生証	1.最寄りの警察 2.学生係
携帯電話	1.携帯電話会社（使用停止の届け） 2.最寄りの警察

⑥その他
・安全で楽しい仲間が待っているかのように「サークル」を隠れみのに、不審な団体が大学生を勧誘している例もある。他大学や他団体のサークルに所属して活動する場合は、各大学、各団体のＨＰ等により事前に活動内容を確認する等、慎重に行動する。
・安易に個人情報（携帯番号やメールアドレス）は教えない。

［9］喫煙について

学校敷地内・校舎内は、全面禁煙です。

学校敷地内・校舎内はもとより、病院敷地内・周辺地域一帯は、渋谷区喫煙ルールに基づき全面禁煙です。

渋谷区内の公共の場所は禁煙で、違反した場合は過料に処せられます。

20歳未満の喫煙は、法律により禁止されています。ルールを厳守してください。

［１０］飲酒について

大学構内は、校舎内、敷地内ともに全て飲酒禁止です。

飲酒は満20歳を過ぎてから、他人に迷惑をかけない健康的で楽しい飲酒にしましょう。集団での飲酒は楽しい反面、飲酒事故にあう危険性も出てきます。「イッキ飲み」などの危険な飲酒や飲酒運転は絶対にしないでください。また、飲み会などでは、他人にお酒を強要しない、先輩のすすめだからといって無理に飲まないようにしてください。

［１１］大麻等の薬物乱用について

近年、大学生等による大麻等の薬物使用事件が多発しています。大麻等の薬物乱用は本人の健康だけでなく、友人や家族関係の崩壊にもつながります。使用はもちろんのこと、種子の所持、提供、栽培等も大麻取締法等の法律で禁止されています。大麻・麻薬・覚せい剤・MDMA・MDA・シンナー等には絶対に手を出さないでください。薬物乱用については警視庁または文部科学省のホームページに詳しく掲載されています。

〇薬物乱用のない社会を（警察庁）

https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/yakubutu/nodrug.pdf

〇薬物のない学生生活のために～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20231218-mxt_kenshoku-000033160_2.pdf

［１２］闇バイトについて

闇バイトとは、SNSやインターネット掲示板などで、短時間で高収入が得られるなど甘い言葉で募集しています。応募してしまうと、詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯など、犯罪組織の手先として利用され犯罪者となってしまいます。

闇バイトに手を出さないために、アルバイトを探すときは「高額」「即日現金」「高額即金」「副業」「ハンドキャリー」「書類を受け取るだけ」「行動確認・現地調査」等の言葉に注意してください。楽をして大金を稼げるアルバイトは存在しません。申込時に匿名性の高いアプリのインストールを求められる場合は、闇バイトの可能性があります。怪しいと思ったら、すぐに警察に相談してください。

一度でも闇バイトをしてしまうと、やめたいと思っても、応募のときに送った身分証明書から「家に行く」「家族に危害を加える」と犯罪組織から脅されて逮捕されるまでやめられません。

逮捕されたあとに待ち受けるのは懲役や被害者への損害賠償です。もちろん犯罪グループは助けてくれません。闇バイトに申し込んでしまったら、いますぐ最寄りの警察署、警視庁総合相談センター又はヤング・テレホン・コーナーに相談してください。

警視庁総合相談センター

相談内容に応じて相談窓口等をご案内します。

電話：#9110 又は 電話：03-3501-0110（代表）

ヤング・テレホン・コーナー（警視庁少年相談係）

電話：03-3580-4970

［１３］宗教団体等の宣伝・勧誘について

学内はもとより学外における実習や課外活動の際も含めて、特定の政治団体、宗教団体等の宣伝や勧誘を行わないでください。

本学において学習する際には、学生同士、実習等で接する人々を尊重し、国籍、人種、宗教、社会的地位や政治上の意見による差別をしないように務める義務があります。日本赤十字看護大学で学んでいることの意味を十分に考え、公平、中立を旨とする赤十字によせる人々の信頼を損ねることのないように、自覚を持った行動を取りましょう。

［１４］クレジットカード・路上アンケート・悪徳商法等について

⑴ クレジットカード・学生ローン

借用手続が簡単で、頭金もいらないなど、いろいろなクレジットカードを簡単に利用する学生が増えてきています。また、学生証だけで簡単にお金が借りられる学生ローンやいわゆる「サラ金」もあります。わずかな借金でも利息が利息を生み、元金の何倍もの借金に追われ、学生生活はもとより家族全員の生活にも深刻な影響を及ぼしかねません。借りる際はまず保護者に相談をしてください。

また、最近ではカードの盗難やカードデータがスキミング(盗み取られること)されるなどの被害も多発しています。カードを利用するときは目を離さない、人には貸さない等、カード利用の基本的なルールを守ることが肝心です。利用した覚えのない請求があったときやクレジットカードトラブル(盗難・偽造など)にあったときには、速やかに契約しているカード会社に連絡してください。

⑵ 路上アンケート

路上アンケートは、路上で呼び止められて商品を勧められたり、署名と称して電話番号を書かせて後で突然電話がかかってきたりと、アンケートの一部に記入したり、答えたりしてしまったために、思わぬ事態につながることもあります。不要なときはきっぱりと断る、欲しいと思っても本当に必要なものか、支払えるかを良く考え、安易に誘いにのらないよう十分注意してください。

⑶ 悪徳商法

悪質な物品販売や入会勧誘の被害が多発しています。法の網の目をくぐる巧妙な手口で言葉巧みに勧誘してきます。若年層をねらったキャッチセールス、アポイントメントセールス、マルチ商法、かたり商法、当選商法等の悪徳商法には十分注意してください。

① 注意を要する場合

- 路上で呼び止められて　・・・・・・・・・・　化粧品、会員券、着物など
- 突然電話がかかってきて　・・・・・・・・・　英会話教材など
- 友達に誘われて　・・・・・・・・・・・・・　アクセサリー、健康食品、布団など

② トラブルをさけるために

- 不要なときはきっぱり断る
- 欲しいと思っても、本当に必要なものか、支払えるかを良く考える
- 契約をするときは契約書をよく確認し、うかつにサインや捺印をしない
- 契約にあたって、少しでも疑問が残っている場合には代金を支払わない。またクーリング･オフ（返却・解約）の権利を確保するために、商品には手をつけない

③ うっかり契約してしまった場合には

商品の購入契約をした後解約したい場合に、契約日を含め８日間以内に書面で通知することにより、契約を無条件で解約できるクーリング･オフ制度があります。必ず書面で行い、発信した証拠を残すために内容証明郵便を配達証明で出すのが一番確実です。

但し、消耗品の一部を使用、または消費してしまった場合、また、3,000円未満の商品を受け取り、代金を全額支払った場合にはクーリング・オフはできません。

④ トラブルに巻き込まれてしまった場合には、下記に問い合わせ、相談をしてください。

経済産業省消費者相談室	０３－３５０１－４６５７
（財）日本消費者協会消費者相談	０３－５２８２－５３１９
東京都消費生活総合センター消費生活相談	０３－３２３５－１１５５

※表の見方：対応する事例・時間帯に照らし合わせて、指定された連絡先全てに連絡してください。

連絡先　　実習担当教員：実習オリエンテーションで連絡先を指示します

保健室：03-3409-0985、学生係：03-3409-0687、教務一係：03-3409-0905

教務二係：03-3409-0992、大学緊急連絡先：070-3525-8562

No.	事例	時間帯	連絡先					備考
			教員	保健室	事務局	大学緊急連絡先	その他	
1	実習期間中（実習開始直前・終了後の期間含む）の感染症への罹患 **＜第一種感染症＞**	平日昼間	**実習担当**	**保健室 ※保健室につながらない場合は学生係へ**		---	---	実習期間中に感染症に罹患したことが疑われる（あるいは発祥）した場合は、**「看護学実習における感染予防対策（学生用）」**を参照してください。 実習担当教員の連絡先は各実習オリエンテーションで指示されます。また、実習担当教員が連絡方法を別に指定した場合はそれに従ってください。 **※実習終了後に感染症への罹患が判明した場合も実習担当教員に連絡してください。**報告を要する期間については、実習オリエンテーション等での教員の指示に従ってください。
		平日夜間及び休日全時間帯	**実習担当**	---	---	**大学緊急連絡先**	---	
2	実習期間中（実習開始直前・終了後の期間含む）の感染症への罹患 **＜第二種・三種感染症＞**	平日昼間	**実習担当**	**保健室 ※保健室につながらない場合は学生係へ**		---	---	
		平日夜間及び休日全時間帯	**実習担当**	**phn-soudan@redcross.ac.jp へ報告**		---	---	医師から登校が許可されたら、治癒した証明となる「出校停止期間証明書」をもらってください。用紙は大学HPの在学生ページからダウンロードできます。
3	実習期間外（授業期間内のみ）での感染症への罹患 **＜第一種感染症＞**	平日昼間	---	**保健室 ※保健室につながらない場合は学生係へ**		---	---	医師から登校が許可されたら、治癒した証明となる「出校停止期間証明書」をもらってください。用紙は大学HPの在学生ページからダウンロードできます。
		平日夜間及び休日全時間帯	---	---	---	**大学緊急連絡先**	---	医師から登校が許可されたら、治癒した証明となる「出校停止期間証明書」をもらってください。用紙は大学HPの在学生ページからダウンロードできます。
4	実習期間外（授業期間内のみ）での感染症への罹患 **＜第二種・三種感染症＞**	平日昼間	---	**phn-soudan@redcross.ac.jp へ報告**		---	---	医師から登校が許可されたら、治癒した証明となる「出校停止期間証明書」をもらってください。用紙は大学HPの在学生ページからダウンロードできます。
		平日夜間及び休日全時間帯	---			---	---	次の平日昼間に連絡してください。医師から登校が許可されたら、治癒した証明となる「出校停止期間証明書」をもらってください。用紙は大学HPの在学生ページからダウンロードできます。

No.	事例	時間帯	連絡先					備考
			教員	保健室	事務局	大学緊急連絡先	その他	
5	授業期間中に感染症罹患以外の理由で体調不良になった場合や忌引き等でやむを得ず授業を欠席する場合	平日昼間	---	---	---	---	---	次回授業時に教員に報告してください。 教員から個別の指定がある場合はそちらに従ってください。
		平日夜間及び休日全時間帯	---	---	---	---	---	-
6	実習期間中（直前の期間を含む）に感染症罹患以外の理由で体調不良になった場合や忌引き等でやむを得ず実習を欠席する場合	平日昼間	**実習担当**	---	---	---	---	実習を欠席する場合は必ず実習担当教員に連絡してください。 （ただし、実習担当教員から連絡先を別途指定された場合はこの限りではない。）
		平日夜間及び休日全時間帯	**実習担当**	---	---	---	---	
7	試験期間中に感染症罹患以外の理由で体調不良になった場合や忌引き等でやむを得ず授業を欠席する場合	平日昼間	---	---	**教務一係**	---	---	試験開始前までに連絡してください。
		平日夜間及び休日全時間帯	---	---	---	---	---	次の平日昼間に連絡してください。
8	実習期間中（実習開始直前期間含む）のケガ（交通事故等）	平日昼間	**実習担当**	---	**（学生係）**	---	---	全時間帯において、実習担当教員に連絡してください。 事務局に対しては軽傷や軽微な事故の場合（2週間以上の欠席をしない）場合は、特に連絡は不要です。ただし、重傷をおった場合は保証人（保護者）を通じ学生係（夜間・休日の場合は大学緊急連絡先）にも連絡してください。
		平日夜間及び休日全時間帯	**実習担当**	---	---	**（ 大学緊急連絡先 ）**	---	

No.	事例	時間帯	連絡先					備考
			教員	保健室	事務局	大学緊急連絡先	その他	
9	実習期間外(授業期間内)でのケガ(交通事故等)	平日昼間	---	---	(学生係)	---	---	軽傷や軽微な事故の場合(2週間以上の欠席をしない)は、特に連絡は不要です。欠席した授業について、次回授業時に科目担当教員に報告し、指示に従ってください。 ただし、重傷をおった場合は保証人(保護者)を通じ学生係(夜間・休日の場合は大学緊急連絡先)にも連絡してください。
		平日夜間及び休日全時間帯	---	---	---	(大学緊急連絡先)	---	
10	No.1～9の場合において、大学を2週間以上欠席するとき **＜欠席届の提出が必要な場合＞**	平日昼間	**それぞれの事例で指定された連絡方法を参照すること**					2週間以上欠席する場合は欠席届の提出が必要です。 病気やケガを理由とする場合は診断書の添付が必要となるため注意してください。
		平日夜間及び休日全時間帯	**それぞれの事例で指定された連絡方法を参照すること**					
11	キャンパス内での事故	平日昼間	---	(保健室)	事務局窓口	---	---	ケガをした場合は、直ちに保健室で手当を受けてください。
		平日夜間及び休日全時間帯	---	---	---	---	警備員	平日夜間などで事務局職員が在室している場合は事務局への報告でも良いです。
12	正課中の事故 **＜国内／引率教員がいる場合＞**	平日昼間	引率教員	---	---	---	---	-
		平日夜間及び休日全時間帯	引率教員	---	---	---	---	-
13	正課中の事故 **＜国内／引率教員がいない場合＞**	平日昼間	科目担当もしくは指導教員	---	(教務一・二係)	---	活動先担当者	最初に活動先担当者に事故発生の報告を必ず行ってください。 その後、平日昼間は科目担当または指導教員(つながらない場合は教務係)に連絡してください。 平日夜間及び休日は科目担当または指導教員(つながらない場合は大学緊急連絡先)に連絡してください。
		平日夜間及び休日全時間帯	科目担当もしくは指導教員	---	---	(大学緊急連絡先)	活動先担当者	

No.	事例	時間帯	連絡先					
			教員	保健室	事務局	大学緊急連絡先	その他	備考
14	正課中の事故 **＜海外／引率教員がいる場合＞** 学部「国際看護学演習」「赤十字国際活動論演習」等	平日昼間	**引率教員**	---	---	---	---	-
		平日夜間及び休日全時間帯	**引率教員**	---	---	---	---	-
15	正課中の事故 **＜海外／引率教員がいない場合＞** 交換留学、論文の為の調査活動等	平日昼間	**科目担当もしくは指導教員**	---	**（教務一・二係）**	---	**24時間対応ホットライン**	最初に24時間対応ホットラインへ連絡（連絡先は個別指示）してください。 その後、平日昼間は科目担当または指導教員（つながらない場合は教務係）に連絡してください。 平日夜間及び休日は科目担当または指導教員（つながらない場合は大学緊急連絡先）に連絡してください。
		平日夜間及び休日全時間帯	**科目担当もしくは指導教員**	---	---	**（ 大学緊急連絡先 ）**	**24時間対応ホットライン**	
16	課外活動中の事故 **＜国内＞**	平日昼間	---	---	**（学生係）**	---	**顧問・代表者**	顧問・代表者に連絡してつながらない場合は学生係に連絡してください。 平日夜間及び休日の場合、顧問（代表者）につながらない場合は次の平日昼間に再度連絡すれば良い。ただし、重傷を負う等緊急に報告を要すると判断されるものについては、大学緊急連絡先に連絡してください。
		平日夜間及び休日全時間帯	---	---	---	**（ 大学緊急連絡先 ）**	**顧問・代表者**	
17	課外活動中の事故 **＜海外＞** ワシントン大学語学研修等大学主催の海外研修含む	平日昼間	---	---	**学生係**	---	**24時間対応ホットライン↓顧問・代表者**	最初に24時間対応ホットラインへ連絡（連絡先は個別指示）してください。 その後、顧問・代表者、または学生係（ただし平日夜間及び休日は大学緊急連絡先）に連絡してください。
		平日夜間及び休日全時間帯	---	---	---	**大学緊急連絡先**	**24時間対応ホットライン↓顧問・代表者**	
18	個人活動中の事故 **＜国内＞**	平日昼間	---	---	**学生係**	---	---	-
		平日夜間及び休日全時間帯	---	---	---	**（ 大学緊急連絡先 ）**	---	次の平日昼間に連絡すれば良いが、重傷を負う等緊急に報告を要すると判断される場合は大学緊急連絡先に連絡してください。

No.	事例	時間帯	連絡先					
			教員	保健室	事務局	大学緊急 連絡先	その他	備考
19	個人活動中の事故 **＜海外＞**	平日昼間	---	---	**学生係**	---	---	事故対応の相談は、各自が海外保険による相談窓口や旅行会社・大使館等適切なところにまず連絡し、直ちに適切な指示を受けてください。 （個人活動には24時間対応ホットラインへの相談はできません。）
		平日夜間及び 休日全時間帯	---	---	---	**大学緊急 連絡先**	---	

Ⅵ. 大学 ICT 環境について

1．案内

◆本項記載内容の詳細については、『学生向け情報システム関係ガイドブック』を参照してください。
ガイドブックは本学ホームページの「在学生専用ページ」で閲覧ができます。

2．学内ネットワークについて

本学の学内ネットワークを JRCCNnet（Japanese Red Cross College of Nursing Network）と称します。学内のパソコンは JRCCNnet に接続されており、利用する際にはガイダンスで配付した「JRCCNnet 利用通知書」に記載されている ID とパスワードが必要となります。「JRCCNnet 利用通知書」には、これから後述する大学メールや学内パソコンを利用する際に必要となる重要な情報が記載されていますので、第3者と共有せずに各自で大切に保管・管理するようにしてください。紛失・忘れた場合、「JRCCNnet利用通知書」は、当日に発行できない場合がありますので、余裕をもって情報システムまで申請してください。授業等で即日発行が必要となる場合は担当教員へ相談してください。

3．学内共有パソコンについて

学内での指定場所に共有パソコン（全てインターネットに接続）とプリンターが設置されています。各教室の利用時間及び機器台数は、下記のとおりです（土日・祝日は原則閉館）。ただし、授業等で使用されているときは、利用できません。また、メンテナンスで使用できない時期があります。

【広尾キャンパス】

教室	開館時間（平日）	パソコン	プリンター（モノクロ）	プリンター（カラー）	BYOD 用環境
第１情報処理室	大学に準ずる	－	2台	1台	－
第２情報処理室		30台	１台	－	－
視聴覚教室（CALL システム）		44台	1台	－	－
図書館	図書館に準ずる	2台	１台	－	－
大学院生室１（修士）	大学院生室に準ずる	8台	2台	1台	5式（27型:1台 23.8型:4台）
大学院生室２（博士）		4台	1台	1台	4式（23.8型）
就職支援室	就職支援室に準ずる	1台	－	－	－

※第２情報処理室、視聴覚教室、大学院生室のパソコンには SPSS がインストールされています。パソコンの仕様については、『学生向け情報システム関係ガイドブック』を参照してください。

※授業等で必要になった場合、当日に限り、大学所有のノートパソコン（教室に設置されているパソコンと同じ仕様）を事務局から貸し出すことができます。

※BYOD 用環境は外部ディスプレイ、マウス、キーボード、LAN ケーブルがセットになっており、私用パソコンを付属の USB Type-C ケーブルに接続することで上記の周辺機器を利用できます。

※BYOD（Bring Your Own Device）環境とは、個人のデバイス（PC 等）を持ち込んで作業できる環境のことです。

【大宮キャンパス】

教室	開館時間（平日）	パソコン	プリンター（モノクロ）	プリンター（カラー）
情報処理室	大学に準ずる	48台	1台	1台
SALA（Saitama Active Learning Area）	大学に準ずる	—	1台	—
図書館	図書館に準ずる	1台	1台	—
貸出用 Surface（図書館）	図書館に準ずる	34台	情報処理室以外のプリンターから印刷可	1台
3階印刷室	大学に準ずる	—	1台	1台

■ 利用上の注意事項

○同居室内に設置されているプリンターの用紙とトナー交換はセルフでお願いしておりますが、交換方法が不明な場合や交換用の用紙やトナーが不足している場合は情報システムまで連絡してください。

○学生証を携行してください。入室の際（大学院生室は除く）及びプリンターの出力に必要です。

○他の人に迷惑をかけないよう、静かに利用してください。

○パソコンを終了する際には、必ず画面左下にある「スタート」から「シャットダウン」を選んで終了してください。パソコン本体の電源スイッチを手動で切ると、故障の原因になります。

○情報処理室、視聴覚教室には防犯カメラが設置されています。

○『飲食』、『ゴミの放置』は禁止です。この禁止行為が発見された場合、学籍番号・違反行為が情報システム担当に報告されます。１回目の違反の場合は、警告を受け学籍番号が掲示されます。２回目の違反の場合、１学期間の学内 LAN 利用の停止処分を受けることとなります。

飲食……ペットボトル・缶・コップ等の飲み物および食べ物(未開封を含む)を持ち込むと違反とみなします。ただし、カバン等の中に入れてあるものは違反としません。

○学内パソコン内におけるデータ及び学内プリンターの出力データの取り扱い（不要な印刷物はシュレッターに掛ける）や、私用パソコン（スマートフォン・タブレット等を含む）のデータ管理については、認証管理等個人でもセキュリティ意識を高く持って使用してください。

4．自宅におけるパソコン及びインターネット環境の整備について

授業は原則対面形式となりますが、状況に応じてオンライン形式で授業を実施することもありますので、受講するために適した通信環境やパソコンなどの機器は、自身で整えるようにお願いします。

推奨環境は大学のホームページに掲載していいますので、参考にしてください。

・https://www.redcross.ac.jp/campus-life/pc/

【機器の一時貸し出しについて】

自宅のパソコンが故障で修理に出している、もしくは不具合等で新規に購入するまで使用できない期間については、大学所有のノートパソコンを、在庫の許す限り一時的に貸し出すことができますので、事務局窓口まで問い合わせしてください。（※貸出期間は最大2ヶ月）その際、学生証の呈示が必要です。

また、学内で当日使用する際にも随時貸し出しをしています。

5．大学メールについて

入学時に個人メールアドレス（学籍番号@redcross.ac.jp）が付与されます。使用するアプリのOutlookは自身のPC、スマートフォン等に設定することを推奨します。

なお、卒業後もメールアドレスは継続され（返信は不可となる）、大学からの通知が届くことがあります。卒業後の利用詳細については、別途卒業年度に案内します。

6．学内無線LAN（Wi-Fi）・インターネット接続について

キャンパス内では無線LAN（Wi-Fi）環境を整備しています。

※更衣室やトイレなど一部範囲外の場所があります。

SSID名	パスワード
redcross.local	uZ9V2KGk2wD8

※接続方法は情報システム関係ガイドブックを参照。

※パスワード変更の際は別途お知らせします。パスワードは外部に漏らさないでください。

※メンテナンス時は利用できなくなる場合があります。

※在籍期間中のみの利用となります。卒業後の利用は控えてください。

【インターネットアクセスの制限及びログの取得について】

学内パソコン及び学内無線LAN（Wi-Fi）を介したインターネット接続については、悪質・危険サイトへの閲覧制限及びアクセスログを大学で取得しています。

【注意事項】

JRCCNnetの利用にあたっては、次の行為を禁止しています。これらの行為を発覚した場合、利用を停止することがあります。

（１）公序良俗に反する行為
（２）誹謗・中傷など人権を侵害する行為
（３）著作権及び特許権等の知的財産権を侵害する行為
（４）ウィルスなどで情報資源を破壊、又はこれへの侵入を目的としたプログラムを作成、配布する行為
（５）許可されていない情報資源を見たり、入手したり、破壊する行為
（６）損害又 は不利益を与える行為
（７）その他ネットワークの正常な維持及び運用を妨げる行為

7．外部記録媒体の取り扱いについて

セキュリティ上の観点から学内のパソコンでは、外部記録媒体（USBメモリ・SDカード・スマートフォン等）を使用することができません（接続しても認識されません）。データの保存や受け渡しには、大学が契約しているMicrosoft 365のクラウドサービス「OneDrive（10GB/ユーザー）」を活用してください。

8．Microsoft 365の提供について

本学の学生は、在籍期間中に限り、個人が所有する PC 等に個人の費用負担なく、Office アプリ（Microsoft 365 Apps for enterprise）をインストールすることができます。

１．インストールできるソフト、利用できるサービス
Word、Excel、PowerPoint、Outlook、Access、OneNote、Publisher、OneDrive、Cpilot
※機種によって一部対応していないアプリケーションもあります。
※卒業後はメール受信のみとなります。

２．インストールできる機器
一人につき端末の種類（PC(Windows・MacOS)、タブレット、スマートフォン）ごとに5台まで（最大15台）。※インストールした Office を同時に使用することは禁止されています。

９．印刷管理システムについて

本学では、パソコンからの印刷について印刷管理システムを導入し、プリンター設置場所（３．学内共有パソコンについて を参照）で出力が可能です。（印刷の際は学生証のタッチが必要です。必ず携帯するようにしてください。）入学時に無料で印刷できる枚数を設定しており、上限に達した場合は有料で印刷枚数を追加できます。印刷枚数を追加する際は、事務局窓口で申請が必要です（状況によっては追加の反映が翌日の午後３時以降（土日祝日を除く）になる場合がありますので、余裕を持って、申請してください）。

なお、最短修業年限を超える学生に対しては、翌年度以降は年度始めに印刷枚数を1年分無償で付与します。

また、専用のソフトをインストールすることで、個人が所有する PC から大学のプリンターで印刷をできるようにすることも可能です。

詳細については、『学生向け情報システム関係ガイドブック』を参照してください。

課程	付与枚数（枚）*モノクロ換算
修士	2,000
博士後期	5,000

※カラー印刷した場合は、カラー1枚当たりモノクロ5枚分引かれますのでご注意ください。
※カラープリンターを使用する場合は、モノクロ原稿でもカラー印刷の場合はカラーでカウントされますので印刷時に必ず「モノクロ印刷」であることを確認してください。

１０．ホームページの学内専用ページについて

大学ホームページに在学生専用ページがあり、実習記録用紙のダウンロードや定期試験結果などの在学生情報及びシステム関連のマニュアルが確認できます。ログイン用の ID・PW は4月初旬にポータルシステムで配信します。学内向けコンテンツとなりますので、ID・PW は外部に漏らさないよう気を付けてください。※セキュリティ上の観点から ID・PW は毎年変更します。

学内専用＜広尾キャンパス（在学生）＞

１１．システムのID、パスワードについて

セキュリティ上の観点から、パスワードは初回ログイン時に必ず変更してください。なお、以下のシステムはあくまでも一部となります。その他のシステムについては各担当者からの案内を参照してください。

システム	ID	パスワード（初期）	問い合わせ先
学内共有パソコン＊	学籍番号	JRCCNnet 利用通知書	情報システム担当
大学メール＊（Microsoft 365）	メールアドレス	JRCCNnet 利用通知書	情報システム担当
Zoom＊	メールアドレス	JRCCNnet 利用通知書	情報システム担当
在学生専用ページ	全学生共通（4月初旬にポータルで配信）		情報システム担当
Glexa	学籍番号	誕生日西暦8桁	広尾キャンパス：教務二係 大宮キャンパス：学務係
ポータルシステム	学籍番号	誕生日西暦8桁	広尾キャンパス：教務二係 大宮キャンパス：学務係

※学内共有パソコン、大学メール、Zoom のパスワードは、初回は共通ですが、いずれかを変更した場合、それぞれ変更したパスワードとなりますので、忘れないよう気を付けてください。

※大学メール（Microsoft 365）のパスワードは、事前に個人情報（電話番号か電子メールアドレス）を登録することで、忘れた場合にご自身で再発行することができます。詳細については、『学生向け情報システム関係ガイドブック』を参照してください。

１２．学生メーリングリスト

本学には、学生（大学メール）のみが登録されているメーリングリストがあります。入力の際はアドレスを間違いないように気を付けてください。メーリングリストのアドレスは『学生向け情報システム関係ガイドブック』を確認してください。

なお、私的利用を禁止とし、「自治会」「大学祭」などの学内行事やサークル活動（必ず顧問の先生に確認）、「卒業研究」に限り必要に応じて利用してください。私的利用が発覚した場合、利用を停止することがあります。

１３．その他

■法定電気設備点検（広尾キャンパス 令和8年度実施日：7月4日（土）※予定）
（大宮キャンパス 令和9年度実施日：12月頃 ※予定）

広尾キャンパスでは年に1度、大宮キャンパスでは3年に1度、キャンパス全体を停電し、電気設備やIT 機器の点検作業を行います。点検日は原則学内立ち入り禁止となりますので、注意してください。広尾キャンパスの点検日は一部のサービスが大宮キャンパスも含め、学外からも利用できなくなるサービスがありますので、注意してください。

〔点検日に学内外で利用できなくなるサービス〕
- Glexa　→　ログインができません。
- ポータルサイト　→　ログインができません。
- 図書館蔵書検索システム（My Library 含む）　→　ログイン、検索ができません。

なお、Microsoft365サービス（Teams、OneDrive、Outlook 等）や大学ホームページの閲覧に影響はありません。今年度の実施日が確定しましたらポータル配信する予定となります。

■問い合わせ先

【担当】事務局 情報システム担当

【取扱時間】平日開館日の8:50～17:20

【連絡先】メール： system@redcross.ac.jp

電　話　（広尾キャンパス：内線101、121、145、711、外線03-3409-0804）

（大宮キャンパス：内線3114、外線048-799-2747）

Ⅶ. 図 書 館

（広尾館）

日本赤十字看護大学図書館は、広尾館と大宮館の２館で構成されています。
本学学生はどちらの図書館も利用できます。
探している本が見つからない等、不明な点は遠慮なくメールまたはカウンターにお問合せください。
※最新の開館時間・休館日、利用案内については、ホームページをご確認ください。
図書館ホームページ：https://www.redcross.ac.jp/research/library/
E-mail：h-lib@redcross.ac.jp　　TEL.：03-3409-0633

1．開館時間・休館日

授業・試験・実習期間	月-金	8:50-21:00
	土	10:00-17:30
	日	休館
上記以外	月-金	8:50-17:00 入学者選抜試験前日　8:50-14:00
	土	休館
	日	

参考）大宮館の開館時間・休館日

授業・試験・実習期間	月-金	8:50-20:00
	土	月2回程度　10:00-17:00
	日	休館
上記以外	月-金	8:50-17:00 入学者選抜試験前日　8:50-12:30
	土	休館
	日	

＊祝日（授業日除く）、年末年始、日本赤十字社創立記念日(５月１日)は休館です。
＊入学者選抜試験、大学行事、図書の点検・整理等のため臨時に休館することがあります。
事前に広尾館カレンダー（図書館ホームページからアクセスできます）をご確認ください。

2．図書館利用の際の注意事項

○　学生証は入退館や貸出手続き等に必要ですので常に携帯してください。
○　館内では静粛に、携帯電話やスマートフォンは電源を切るか、マナーモードに設定してください。
○　館内の清潔保持のため、濡れた傘や飲食物を持ち込まないでください。
ただし、水筒やペットボトル等ふたで密閉できる飲み物は持込可です。
○　図書館資料は大学の財産です。書き込みや飲食物等で汚損しないようにしてください。
また、紛失の場合は、原則として同一の資料を弁償していただきます。
○　貸出手続きをしていない資料を持ち出しますと、図書館出口のブザーが鳴ります。

その場合、職員が荷物の確認をさせていただきますのでご了承ください。

○　図書館入口のロッカーは開館日のみ利用可能です。利用日当日にカウンターでお申し込みください。当日の閉館時間まで利用できます。

○　又貸し及び代理返却の禁止：自分が借りた資料を友人に貸したり、友人の代わりに借りたりしないでください。また、自分が借りた資料の返却を友人に依頼したり、友人の代わりに返却したりしないでください。
善意でしたことでもトラブルの原因になります。

○　学生証の貸し借り禁止：学生証の貸し借りは厳禁です。万一発覚した場合には、厳重に処罰します。

○　撮影禁止：検索結果の画面や所蔵資料を含む館内におけるすべての撮影を禁じます。

○　盗難注意：荷物を置いたまま、席を離れないでください。貴重品・所持品は各自責任を持って管理してください。

3．閲覧

閲覧室内及び書庫内の蔵書は、一部を除いて直接手にとって閲覧することができます。閲覧後は自分で元の配架位置に戻してください。次に利用する方へのご配慮をお願いします。

［1］ 図書

目的の資料を探す前に、目印となる請求記号と並び方を知っておくと便利です。請求記号とは、図書の住所のようなもので、通常は図書の背に貼られたラベルに記載されています。
まずは蔵書検索（OPAC）で資料の配架場所と請求記号を確認し、フロアガイド等を参考に探してください。蔵書検索（OPAC）は学外からも利用できます。
資料は棚の左から右へ、上から下へと並んでおり、請求記号1段目の数字もしくはアルファベットの順に書架に並んでいます。棚の右下に来たら、右隣の棚の左上へ、右隣に棚がない場合はその裏側または向かい側の棚の左上へと進みます。

［2］ 雑誌

発行年により配架場所が異なります。原則として雑誌の貸出はできません。製本雑誌（バーコード貼付のもの）のみ一時貸出ができます。
①新着雑誌架：今年度分　　②閲覧室内の開架書架：今年度を除く過去5年分
③書庫内の電動書架：②以前の過去分

［3］ 紀要

大学や研究機関が研究論文を発表するために発行する定期刊行物を紀要といいます。紀要は、すべて書庫に配架しています。貸出はできません。

［4］ 視聴覚資料

当館が所蔵するDVDやビデオテープは、館内の機器を用いて視聴することができます。
カウンターで利用手続きをしてください。貸出可のラベルが貼ってある資料は著作権処理済ですので貸出も可能です。

［5］ 学位論文

本学に提出された学位論文（修士・博士）を所蔵しています。
貸出はできません。複写は著者が許諾した範囲に限り可能です。複写不可の論文もあります。

4．貸出・返却・予約

［1］ 貸出

⑴ 借りられる図書・資料の数と期間

	学部生	大学院生 認定研修生	教職員
貸 出 数	10点まで	20点まで	無制限
貸出期間	２週間　１回のみ延長可 〇長期休暇中は長期貸出を実施。延長不可		
貸出資料	閲覧室内及び書庫内の図書（雑誌・指定図書を除く） 視聴覚資料の一部（貸出可のラベルが貼ってあるもののみ）		

〇大宮館から取り寄せもできます。

〇大宮館から取り寄せた図書、または大宮館で借りた図書・資料も貸出数に含まれますので、ご注意ください。

〇辞書や製本雑誌等通常の貸出ができない資料でも、５点まで一時貸出が可能です。
（当日中に返却。ただし、閉館1時間前以降の貸出は翌開館日正午までに返却。）

〇未製本雑誌・紀要等バーコードの貼られていない資料は館内利用のみとなります。

⑵ 貸出手続

貸出を希望する資料と学生証をカウンターで提示してください。

⑶ 貸出期間の延長

返却日までにカウンターへ資料を持参して延長手続きをしてください。

My Library（図書館ホームページからアクセスできます）からも延長可能です。

予約が入っていなければ延長できます。なお、延滞資料がある場合は延長できません。

貸出延長は１回のみです。長期休暇中の長期貸出資料は延長できません。

⑷ 再貸出し

返却後の同一図書の同一利用者による貸出は1週間後以降可能となります。

［2］ 返却

⑴ 手続き

資料をカウンターにお持ちください。開館時間外は図書館入口前右手にある返却ポストに投函してください。

ただし、視聴覚資料は破損の恐れがありますので、返却ポストには投函せず必ずカウンターにお返しください。

また、学内に立ち入れない場合、図書の返却は図書館南側入口（日赤医療センター附属乳児院の道向かいにあります）の外に設置してある時間外専用の返却ポストをご利用ください。

⑵ 返却期限に遅れた場合

１冊でも返却期限に遅れている資料がある場合、その資料が返却されるまで貸出・予約・延長・取り寄せ不可となります。

⑶ 資料を紛失または汚損した場合

原則として同一の資料を弁償していただきます。

［3］ 予約

探している資料が貸出中の場合は、My Library から、もしくはカウンターで予約することができます。冊数の上限は5冊です。

資料の確保ができましたらメールで連絡しますので、1週間以内にカウンターで貸出手続きをしてください。なお、延滞資料がある場合、予約はできません。

［4］ 大宮館からの図書の取り寄せ

探している図書が大宮館にある場合は、My Library から、もしくはカウンターで用紙に記入して、取り寄せを依頼することができます。冊数の上限は5冊です。広尾館の図書と同様に貸出ができます。

運搬の都合でお申込みから1～2週間かかる場合がありますので、ご承知おきください。

図書が届きましたらメールで連絡しますので、1週間以内にカウンターで貸出手続きをしてください。

なお、延滞資料がある場合や貸出数を超過する場合は、取り寄せの依頼はできません。

大宮館の資料は広尾館でも返却できます。

［5］ 図書のロッカー受け取りサービス

広尾館の所蔵図書について、大学院生・TBC メンバー（※）を対象に、週末限定でロッカー受け取りサービスを実施しています。（※9.図書館ビューティークラブ（TBC）を参照）

毎週木曜日（閉館の場合はその前日の開館日）12時（正午）までに所定の申し込みを行った場合、その週末の閉館時間帯に図書館ラウンジのロッカーで図書を受け取ることができます。

5．複写

図書館資料の複写は、著作権法第31条に基づき、著作権者の権利を不当に害しない範囲で可能です。図書館内で複写する際はコピー機に備付の「図書館資料複写申込書」に必要事項を記入し、コピー終了後に複写枚数を記録してコピー機手前にある「図書館資料複写申込書専用 BOX」へ入れてください。

範囲については以下のとおりです。

1. 調査研究を目的とすること
2. 公表された著作物の一部分のみであること
3. 定期刊行物に掲載された各論文その他の記事は、刊行後相当の期間を経たものに限ること
   （相当の期間とは、次号が既刊となったもの、または刊行後３ヵ月を経たもの等）
4. 複写部数は一人につき一部のみであること
5. 再複写は許されないこと

著作権法を遵守して複写をしてください。なお、図書館所蔵資料以外の資料を図書館のコピー機で複写することはできません。コピー機はセルフサービスです。プリペイドカードまたはコインで使用できます。プリペイドカードは、図書館内の自動販売機で購入できます。

6．その他の図書館サービス

［1］ My Library 利用状況照会

図書館ホームページからアクセスできる利用者向けサービスです。学外からも①現在のご自分の利用状況（貸出中の資料と返却期限、予約状況）の確認、②貸出期限の延長、③別のキャンパスからの図書の取り寄せ依頼、④貸出中の図書の予約、⑤文献取り寄せの依頼、⑥CINAHL（看護・コメディカル分野の洋雑誌記事データベース）の利用が可能です。

学籍番号、パスワードでログインしてください。初期パスワードは図書館からメールでお知らせします。パスワードをお忘れの場合は再設定しますので、メールまたはカウンターにお申し出ください。

［2］ 利用相談

資料の探し方、図書館の利用方法、知りたい事柄について調べ方がわからない、データベースがうまく検索できない等の相談がありましたら、メールまたはカウンターにお問合せください。内容によっては回答に時間がかかることもあります。

必要な資料が本学図書館で見つからない場合は、他機関の図書館で所蔵しているか調べることができます。所蔵している図書館が確認できたときには、直接閲覧に行くための図書館利用依頼状を発行します（所蔵館の方針で、資料によっては貸出・複写ができない場合があります）。

［3］ 文献依頼

当館で所蔵していない資料の利用を希望する場合は、必要な部分の複写の取り寄せや資料の借用（いずれも有料）ができます。My Library または図書館カウンターでお申込みください。

［4］ 図書の購入希望（リクエスト）

当館に必要と思われる資料が所蔵されていない場合は、リクエストが可能です。1人年間3冊までリクエストできます。なお、国家試験関係問題集、各検定試験問題集等はリクエストの対象外です。購入の可否は図書館運営委員会で決定します。

［5］ AV ブース

5席あります。個人で視聴覚資料を利用できるブースです。利用のお申込みはカウンターで受け付けます。

［6］ AV ルーム（予約優先：定員4名）

２室あります。原則として２名以上で利用してください。予約優先ですが、空いている場合は予約なしで利用できます。グループで視聴覚資料を利用することもできます。

予約は90分単位で１日2コマまで、カウンターまたは予約フォームで受け付けます。

［7］ グループ学習室（予約優先：定員6名）

３室あります。原則として２名以上で利用してください。予約優先ですが、空いている場合は予約なしで利用できます。

予約は90分単位で１日2コマまで、カウンターまたは予約フォームで受け付けます。

※1名での利用は、大学院生はリモート実習・研究・学修など Web 画面を通して会話を必要とする場合に限り、学部４年生はリモートによる就職試験・面接の目的に限り受け付けます。定員1名1室で予約優先でご利用いただけます。

※AV ルーム、グループ学習室で睡眠、ゲーム等、学習以外のことを行っている場合には退出していただくことがありますのでご注意ください。

［8］ 図書館ラウンジ

入口前の図書館ラウンジには、学習机とソファーが整備されています。グループワークや学習等にご利用ください。寒さ対策としてひざ掛けも用意しています。利用を希望する場合はカウンターにお申し出ください。

図書館ラウンジのみ食事が可能です。図書館利用中に食事をとるスペースとしても利用可能です。

自販機も設置されています。

［9］ パソコン、プリンターの利用

検索専用のパソコン6台と、文書の作成が可能なパソコン（印刷可）が2台あります。

［１０］ 無線 LAN

無線 LAN スポットが設置されています。ご持参のノートパソコンをインターネットに接続できます。

［１１］ タブレット端末等の貸出

iPad 及び Surface を貸出しています（台数には限りがあります）。館内及び学内で利用可能で貸出時間は９０分以内です。学生証を提示してカウンターにお申し出ください。

［１２］ マイクロフィルムリーダー

図書、雑誌等の資料を写真撮影して、縮小化し、フィルムにしたものをマイクロ資料といいます。当館ではマイクロフィルムを所蔵しています。閲覧は専用のリーダーで行いますので、ご希望の場合はカウンターにお申し出ください。

［１３］ 学術情報リテラシー習得のためのガイダンス

図書館の豊富な情報源を使いこなして効果的に学習をすすめ、入手した情報を授業や研究で活用するスキルを身につけられるように、データベース講習会等を開催しています。

☆ 図書館ホームページから利用できる主なデータベース

※学外からの利用に必要な ID・パスワード等の情報はポータルをご確認ください。

- 系統別看護師国家試験問題・保健師国家試験問題 WEB： 過去問題・模擬問題、解答・解説、参考資料を収録した国試の総合データベース
- 医中誌 Web： 看護学を含む基礎・臨床医学等広範囲の国内の雑誌記事データベース
- CINAHL Ultimate： 看護・コメディカル分野の洋雑誌記事データベース（一部全文閲覧可）
- Cochrane Library： コクラン共同計画が提供する EBM に役立つデータベースの集合体
- ProQuest（Nursing & Allied Health）： 看護・コメディカル分野の洋雑誌全文・抄録データベース
- ナーシングチャンネル： 看護・医療系教育映像を視聴できる動画データベース
- 最新看護索引 Web： 日本看護協会図書館編集・提供の国内の看護文献情報データベース
- メディカルオンライン： 国内の医学関連学術文献検索、全文閲覧のほか、医薬品や医療機器の情報も含んだデータベース
- メディカルオンラインイーブックスライブラリー（電子書籍）： 国内の医学関連書籍を配信するデータベース

※KinoDen、EBSCO eBOOKS、Maruzen eBook Libraryは蔵書検索（OPAC）から利用できます。

- MEDLINE with Full Text： 医学情報データベース MEDLINE のフルテキスト版（CINAHL Ultimate から利用可能）
- NII-REO(OJA)： 国立情報学研究所提供の洋雑誌の電子ジャーナルアーカイブ
- RefWorks： 文献情報の管理や参考文献リストの作成、文献情報の公開・共有などの機能を有する文献管理ツール

［１４］ 図書館向けデジタル化資料送信サービス（国立国会図書館）

国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を国立国会図書館の承認を受けた図書館内で利用できるサービスで、次の条件があります。

- 図書館内限定
- ダウンロード不可
- 複写制限（図書館職員が有料で複写）

利用を希望する場合は、事前にメールまたはカウンターにお問合せください。

7．史料室

日本赤十字社で看護婦養成が開始された明治23年からの史料や看護に関する貴重書を保管しています。閲覧のみ可。利用方法については史料室ホームページをご覧ください。

史料室ホームページ　　https://redcross-nursing-history.jp/

8．大学学術情報リポジトリ

大学学術情報リポジトリ（愛称 RECCORE：リッコリー）は、本学の学術研究の発展と社会への貢献を目的として、本学で生まれた研究成果や教育資源等を収集・蓄積・保存し、学内外にインターネットを通じて無償で発信・提供するものです。教員の研究成果だけでなく、博士学位論文の要約等も閲覧することができます。

9．図書館ビューティークラブ（TBC）

図書館ビューティークラブ（TBC）は、本や図書館が好きな学部生・大学院生による有志の会です。学生ならではの目線で、より利用しやすく楽しい図書館を目指し、さまざまなアイデアや要望から企画・運営を行っています。随時メンバーを募集していますので、是非ご参加ください。入会特典もありますので、興味のある方はメールまたはカウンターにお問合せください。

10．広尾館だより

図書館からのお知らせとして年４回「広尾館だより」を発行し、図書館ホームページで PDF 版を公開しています。最新号の印刷版は図書館入口にも置いてありますので、ご自由にお持ちください。

11．古本募金

「古本募金」は書籍（2010年以降発行で ISBN のあるもの、ＣＤ・ＤＶＤ等を含む）の買い取り金額が寄付金となり、本学図書館の蔵書の充実に活かされる仕組みです。本やＣＤ・ＤＶＤをご提供いただける方は、図書館入口、1階学生ラウンジ、事務局前の回収ボックスに投函してください。

12．ご意見箱

利用者の声を少しでも図書館運営に反映できるように、図書館入口にご意見箱を設置しています。些細な事でも結構ですので、ぜひご意見をお寄せください。

13. 他大学図書館との提携

◎当館は、下記の大学図書館と相互利用提携をしています。
学生証の提示により各図書館内での閲覧・複写が可能です。（図書館利用依頼状は不要です）
一時的に相互利用を休止している場合がありますので、ご利用の前にメールまたはカウンターにお問合せください。

- 青山学院大学図書館（青山キャンパス本館）
- 杏林大学医学図書館
- 国際連合大学図書館
- 実践女子大学・短期大学図書館（渋谷キャンパス）
- 聖心女子大学図書館
- 帝京短期大学図書館
- 東京慈恵会医科大学学術情報センター図書館

14. フロアガイド

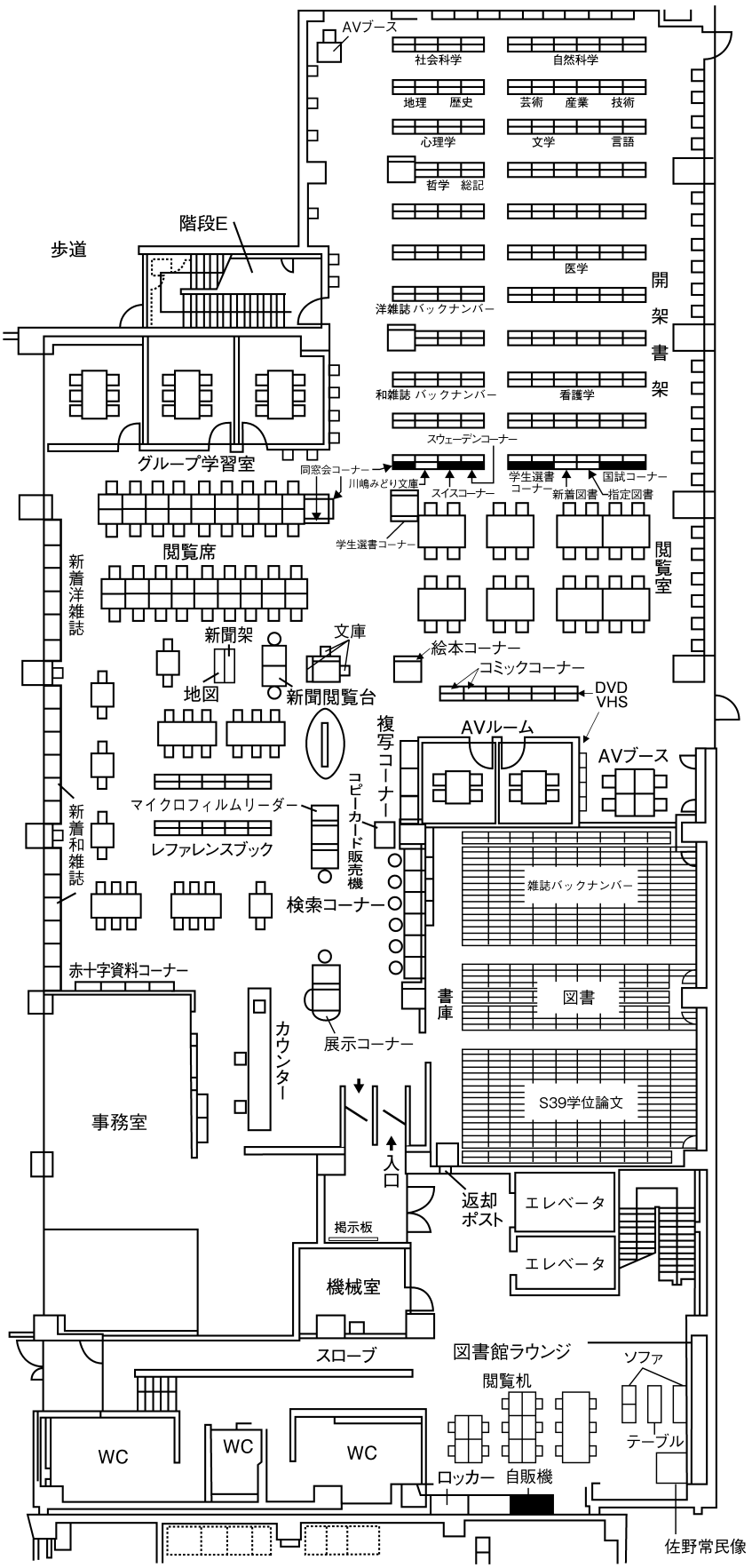
AVブース
社会科学
自然科学
地理
歴史
芸術
産業
技術
心理学
文学
言語
哲学
総記
医学
洋雑誌 バックナンバー
和雑誌 バックナンバー
看護学
開架書架
サンクンガーデン
階段E
歩道
スウェーデンコーナー
グループ学習室
同窓会コーナー
川嶋みどり文庫
スイスコーナー
学生選書コーナー
新着図書
国試コーナー
指定図書
学生選書コーナー
閲覧席
閲覧室
新着洋雑誌
新聞架
文庫
絵本コーナー
コミックコーナー
DVD
VHS
地図
新聞閲覧台
AVルーム
AVブース
複写コーナー
コピーカード販売機
マイクロフィルムリーダー
レファレンスブック
新着和雑誌
検索コーナー
雑誌バックナンバー
赤十字資料コーナー
書庫
図書
展示コーナー
カウンター
事務室
S39学位論文
入口
返却ポスト
エレベータ
エレベータ
掲示板
機械室
スロープ
図書館ラウンジ
閲覧机
ソファ
テーブル
WC
WC
WC
ロッカー
自販機
佐野常民像

Ⅷ. 学則・学位規程等

日本赤十字看護大学学則

第１章　総則

（目的）

第１条　日本赤十字看護大学（以下「本学」という。）は、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広い知識と深い専門の学芸とを教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることによって、保健医療の分野で活躍できる人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉に寄与することを目的とする。

（自己点検評価等）

第２条　本学は、その教育研究水準の向上を図り、第１条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について学校教育法第109条第１項の点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）を行い、その結果を公表する。

２　自己点検評価の実施体制並びに方法については、学長が別に定める。

３　本学の教育研究活動等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

４　本学は、自己点検評価の結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めるものとする。

（情報の積極的な提供）

第３条　本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供する。

第２章　組織

（学部、学科）

第４条　本学に次の学部、学科を置く。

看護学部　　看護学科

さいたま看護学部　看護学科

２　前項の学部における収容定員は、次のとおりとする。

看護学部　　入学定員　130名

３年次編入学定員　10名

さいたま看護学部　入学定員　80名

収容定員　860名

（学部の教育研究上の目的）

第４条の２　看護学部は、赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目的とする。

２　さいたま看護学部は、赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目指す。とりわけ、現代の保健医療福祉の特性から、高度医療の担い手はもとより、「コミュニティケア＝地域に根ざした看護」を担える看護職の育成を目的とする。

（大学院）

第５条　本学に大学院を置く。

看護学研究科　看護学専攻

国際保健助産学専攻

共同災害看護学専攻

２　大学院に関する学則は別に定める。

第３章　教職員

（教職員）

第６条　本学に学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長、事務局次長、教授、准教授、講師、助教、助手、課長、係長、主事、司書その他必要な教職員を置く。

２　本学に前項のほか、副学長、参事、主査を置くことができる。

第４章　教授会

（教授会）

第７条　本学に教授会を置く。

２　教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第８条　教授会は、学長、教授をもって構成する。

２　教授会構成員に准教授、講師を加えることができる。ただし、教育職にかかる採用予定者及び任用等候補者の教育研究業績の審査等に関する事項は除く。

第５章　学年、学期、休業日及び授業期間

（学年）

第９条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（学期）

第 10 条　学年を分けて２学期とする。

前学期　４月１日から９月 30 日まで

後学期　10 月１日から翌年３月 31 日まで

（休業日）

第 11 条　休業日は、次のとおりとする。

（１）日曜日及び土曜日

（２）国民の祝日に関する法律に規定する休日

（３）日本赤十字社創立記念日（５月１日）

（４）春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日（学年暦により定める。）

ただし、必要がある場合は、学長は休業日に授業を行うことができる。

２　前項の規定にかかわらず、学長は第４号の休業期間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第６章　修業年限及び在学期間

（修業年限及び在学期間）

第 12 条　本学の修業年限は、４年とする。

２　在学期間は、８年を超えることができない。ただし、再入学、編入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の２倍を超えて在学することはできない。

３　前項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

第７章　入学、再入学、編入学、転入学及び転学部

（入学の時期）

第 13 条　入学の時期は、学年の始めとする。

（入学ができる者）
第14条　本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学の入学者選抜試験に合格した者を、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。
（1）高等学校又は中等教育学校を卒業した者
（2）通常の課程により12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
（3）外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
（4）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（5）専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（6）文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
（7）高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
（8）学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
（9）学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
（10）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（入学の志願）
第15条　入学者の選抜は、本学の入学者受入れの方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行う。
第15条の2　本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に別に定める検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、学長が別に定める。
（入学者の選考）
第16条　入学志願者については、選考試験を行う。
2　出願の手続及び選考の方法については、その都度公示する。
（入学手続及び入学の許可）
第17条　前条の選考試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。
2　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
（保証人）
第18条　身元保証書には、保証人を定めなければならない。
2　保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。
3　保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。
4　学生は、保証人を変更したとき、又は身元保証書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。
（再入学）
第19条　退学した者又は除籍とされた者で、退学した日、又は除籍された日から2年以内の者が再入学を願い出た時は、学長は、欠員のあるときに限り、選考のうえ、教授会の意見を聴いて、相当年次に再入学を許可することができる。
2　再入学を許可された者の既修単位の取扱いについては、別に定める。
（編入学）
第20条　本学に編入学を志願する者があるときは、審査のうえ、教授会の議を経て、学長が相当する学年に編入学を許可することができる。
2　前項の規定によるもののほか、第4条第2項において3年次編入学定員の定めがある学部に編入学を志願することができる者は、選考のうえ、教授会の意見を聴いて、学長が編入学を許可する。
3　編入学を許可する場合は、第15条の2及び第17条の規定を準用する。
4　編入学を許可された者が他の大学等において在学した年数及び修得した単位は、学長の認定するところによりその全部又は一部を本学の修業年限及び履修すべき単位に通算することができる。
5　編入学に関して必要な事項は、別に定める。
（転入学）
第21条　他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、学長は、欠員のあるときに限り、審査のうえ、教授会の意見を聴いて、相当年次に転入学を許可することができる。
2　転入学を許可する場合は、第15条の2及び第17条の規定を準用する。
（転学部）
第21条の2　本学の学生で、他の学部に転学部を志願する者があるときは、学長は、欠員のあるときに限り、審査のうえ、教授会の意見を聴いて、相当年次に転学部を許可することができる。

第8章　退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

（退学又は転学）
第22条　学生が病気その他やむを得ない事由により退学又は本学から他の大学に転学しようとするときは、保証人署名の願書を提出し、学長の許可を受けなければならない。
（休学）
第23条　学生が病気その他やむを得ない事由により、2月以上修学することができない場合は、保証人署名の休学願書に医師の診断書又は理由書を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。
2　学生が病気その他の理由により修学することが適当でないと認められる場合は、学長は1年以内の休学を命ずることができる。
3　休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別な事由があると認められるときは、学長は引き続きさらに1年の範囲内の休学を許可することができる。休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
（復学）

第24条　前条の規定により休学した者が復学を願い出た時は、学長は、原則として原学年に復学を許可することができる。

（留学）

第25条　外国の大学又はこれに相当する教育機関への留学を希望する者があるときは、学長は、留学を許可することができる。

２　留学期間は、修業年限及び在学期間に算入できる。

３　留学の取扱いについては、別に定める。

（除籍）

第26条　次の各号の一に該当する者は、学長は、教授会等の意見を聴いて、これを除籍する。

（１）授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

（２）第12条に規定する在学期間を超えた者

（３）第23条第3項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

（４）病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

（５）長期間にわたり行方不明の者

第９章　教育課程及び授業科目

（教育課程）

第27条　本学の教育課程は、別表第１のとおりとする。

２　本学は、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を自ら開設して体系的に教育課程を編成するものとし、その編成に当たっては、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを基礎として、当該学部及び学科に係る専門の学芸を教授するよう配慮するものとする。

（授業科目の区分）

第28条　授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

２　授業科目としての看護実習計画は、別に定める。

（１年間の授業期間）

第29条　１年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

２　各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、８週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

（履修方法）

第29条の２　学生は、看護学部又はさいたま看護学部において、各学部所定の授業科目を履修しなければならない。

２　前項の履修方法については、別に定めるところによる。

（授業の方法）

第29条の３　授業若しくは授業の一部は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（組織的な研修等）

第29条の４　本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

２　本学は、学生に対する教育の充実を図るため、本学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

３　本学は、授業科目を補助させる学生及び本学が定める者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

（単位の計算方法）

第30条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（単位の認定）

第31条　本学は、各授業科目を履修した者に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

２　授業科目の単位は、第27条別表第１に定めるところによる。

３　学部により教育上必要があるときは、学部が指定した範囲内における単位を、他学部で開講される授業科目の単位で代えることができる。

４　各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

５　成績の評価は、Ｓ．Ａ．Ｂ．Ｃ．ＤとしてＣ以上を合格とし、Ｄを不合格とする。

６　急病、その他の正当な事由があって、試験に欠席した学生に対して追試験を行うことができる。追試験の手続は別に定める。

７　不合格の学科目については、事情により再試験を許可することができる。

（成績評価基準等の明示等）

第31条の２　本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第32条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は、学生が外国の大学又は外国の短期大学に留学する場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第33条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

２　前項により与えることができる単位数は、前条第１項及び

第２項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第34条　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この規定は学生が外国の大学又は外国の短期大学に留学する場合に準用する。

２　学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第１項及び第２項並びに前条第１項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第１０章　卒業及び学位等

（卒業の要件）

第35条　卒業の要件は、次項に定める単位を修得することのほか、本学が定める卒業の要件を満たすこととする。

２　卒業認定に必要な単位は、次のとおりとする。

看護学部	124単位以上
さいたま看護学部	128単位以上

３　第１項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第29条の３で定める授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

（卒業証書及び学位の授与）

第36条　学長は、第35条に定める卒業の要件を満たした者には、教授会の意見を聴いて、卒業を認定する。

２　学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

３　前項の卒業証書を授与された者には、学長は学士（看護学）の学位を授与する。

（資格の取得）

第37条　本学において取得することができる資格は、保健師・看護師国家試験受験資格とする。

２　前項の保健師国家試験受験資格取得を希望する者は、第35条の規定によるほか、公衆衛生看護学に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

第１１章　授業料等

（授業料等の納付）

第38条　学生は第39条に規定する授業料等を納付しなければならない。

（授業料等の徴収方法等）

第38条の２　授業料等は、学期ごとに、学長の指定する期日までに納付しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料等を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料等を併せて納付することができる。

（退学、転学、復学、停学又は除籍の者の授業料等）

第38条の３　退学、転学、復学、停学又は除籍の者であっても、その期の授業料等は全額納付しなければならない。

（休学者、留学者の授業料等）

第38条の４　前期又は後期の中途で休学又は留学した者は、休学又は留学した各学期の授業料等は全額を納付しなければならない。

２　休学又は留学が前期又は後期の全期間にわたる者については、当該学期の授業料等に替えて、在籍料として当該学期ごとに５万円を納付しなければならない。

３　前期又は後期の中途で復学した者は、復学した当学期の授業料等から納入された在籍料を差し引いた額を納付しなければならない。

（授業料等納付金の不還付）

第38条の５　既納の検定料、入学金及び授業料等は返還しない。ただし、その特例については別に定める。

（授業料等の種類、納付金額及び期限）

第39条　授業料等の種類、納付金額及び期限は、別表第２のとおりとする。

第１２章　図書館等附属施設

（図書館）

第 40 条　本学に図書館を置く。

２　図書館に関して必要な事項は、学長が別に定める。

（保健施設）

第 40 条の２　学生の健康維持を図るために、毎年定期に健康診断を行う。

２　本学に保健室等を設け、学生の健康相談に応じる。

（センター）

第 40 条の３　本学にセンターを置く。

２　センターに関して必要な事項は、学長が別に定める。

（研究所）

第 40 条の４　本学に研究所を置く。

２　研究所に関して必要な事項は、学長が別に定める。

第１３章　研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人学生

（研究生）

第41条　本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、学長は、選考のうえ、教授会の意見を聴いて、研究生としてこれを許可することができる。

２　前項のほか研究生に関する事項は、学長が別に定める。

（科目等履修生）

第42条　本学学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、学長は、教授会の意見を聴いて、科目等履修生としてこれを許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

２　前項のほか科目等履修生に関する事項は、学長が別に定める。また、単位の授与については、第31条の規定を準用する。

（聴講生）

第42条の２　本学において特定の科目について聴講することを

志願する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考のうえ、学長は、教授会の意見を聴いて、聴講生としてこれを許可することができる。
２　前項のほか聴講生に関する事項は、学長が別に定める。
（外国人学生）
第42条の３　第14条の各号の一に該当し、十分に日本語を話し聴講に差し支えない者は、選考のうえ、学長は、教授会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

第１４章　賞罰

（表彰）
第43条　学力優秀な学生又は学生として表彰に値する行為があった者に対しては、学長は、教授会等の意見を聴いて、褒賞することができる。
（罰則）
第44条　本学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反した者は、学長は、教育上必要と認めたときは、教授会等の意見を聴いて、懲戒することがある。
２　懲戒は、戒告、停学及び退学とする。
３　前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者
（２）学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
（３）正当な事由がなく出席が常でない者
（４）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為があった者

第１５章　大学開放等

（公開講座等）
第45条　学長は、地域社会と連携し、開かれた大学とするため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

第１６章　学則の改正等

（学則の改正）
第46条　この学則を改正しようとするときは、学長は、経営会議及び教授会の意見を聴いて、理事長の承認を得なければならない。
２　この学則に定めるもののほか、本学における修学に関し必要な事項は、学長が別に定める。
（施行細則）
第47条　この学則実施に必要な細則は、学長が、経営会議及び教授会の意見を聴いて、これを定める。

附　則
この学則は、昭和61年４月１日から施行する。
附　則
この学則の改正は、昭和62年４月１日から施行する。
附　則
この学則の改正は、昭和63年４月１日から施行する。
附　則
この学則の改正は、平成元年４月１日から施行する。
附　則
１　この学則の改正は、平成２年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、平成２年度以降に入学する者について適用し、平成２年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
この学則の改正は、平成３年４月１日から施行する。
附　則
この学則の改正は、平成４年４月１日から施行する。
附　則
この学則の改正は、平成４年５月25日から施行する。
附　則
この学則の改正は、平成５年４月１日から施行する。
附　則
この学則の改正は、平成６年４月１日から施行する。
附　則
１　この学則の改正は、平成７年４月１日から施行する。
２　改正後の第24条、第31条及び第33条並びに別表第１の規定は、平成７年度以降に入学する者について適用し、平成７年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
１　この学則の改正は、平成８年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第３の規定は、平成８年度以降に入学する者について適用し、平成８年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
この学則の改正は、平成９年４月１日から施行する。
附　則
１　この学則の改正は、平成10年４月１日から施行する。
２　改正後の第３条第２項の規定は、平成10年３月31日に３年次に在学する者については、なお、従前の例による。
３　改正後の別表第２の規定は、平成10年度以降に入学する者について適用し、平成10年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
１　この学則は、平成11年４月１日から施行する。
２　改正後の第73条の規定は、平成11年10月１日から適用する。
附　則
この学則の改正は、平成13年４月１日から施行する。
ただし、平成13年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
この学則は、平成14年３月１日から施行する。
附　則
１　この学則の改正は、平成15年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第２、別表第５、別表第６の規定は、平成15年度以降に入学する者について適用し、平成15年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
１　この学則の改正は、平成16年４月１日から施行する。
２　第10条第２項の規定、第60条第１項教育課程別表第３の規定は、在学する者についても適用する。
附　則

１　この学則の改正は、平成17年４月１日から施行する。
２　改正後の第22条別表第１の規定は、平成17年度以降に入学する者について適用する。
附　則
この学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。
附　則
この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。
附　則
１　この学則の改正は、平成20年４月１日から施行する。
２　改正後の第35条の４の第２項の規定は、在学する者についても適用する。
附　則
１　この学則の改正は、平成21年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、平成21年度以降に入学する者について適用し、平成21年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
１　この学則の改正は、平成23年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、平成23年度以降に入学する者について適用し、平成23年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則
１　この学則の改正は、平成24年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、平成24年度以降に入学するものについて適用し、平成24年３月31日に在
学する者については、なお、従前の例による。
附　則
この学則の改正は、平成26年４月１日から施行する。
附　則
この学則の改正は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成30年12月　日赤学第377号）
１　この学則の改正は、平成32（令和２）年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、平成32（令和２）年度以降に入学する者について適用し、平成32（令和２）年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則（令和３年４月　日赤学第679号）
この学則の改正は、令和３年６月１日から施行する。
附　則（令和３年８月　日赤学第187号）
１　この学則の改正は、令和４年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、令和４年度以降に入学する者について適用し、令和４年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則（令和３年８月　日赤学第195号）
１　この学則の改正は、令和４年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、令和４年度以降に入学する者について適用し、令和４年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則（令和４年10月　日赤学第244号）
この学則の改正は、令和４年10月３日から施行する。
附　則（令和５年3月　日赤学第459号）
この学則の改正は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（令和５年10月　日赤学第240号）
１　この学則の改正は、令和６年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１看護学部の規定は、令和６年度以降に入学する者について適用し、令和６年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則（令和６年２月　日赤学第469号）
１　この学則の改正は、令和６年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第２の看護学部編入生の実験実習料については、令和６年度以降に編入学する者について適用し、令和６年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
３　改正後の別表第２の看護学部における公衆衛生看護学に関する履修料については、看護学部生においては令和６年度以降に入学する者について適用し、令和６年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。看護学部編入生においては、令和８年度以降に編入学する者について適用し、令和８年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則（令和７年３月　日赤学第468号）
１　この学則の改正は、令和７年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第２のさいたま看護学部における公衆衛生看護学に関する履修料については、令和７年度以降に入学する者について適用し、令和７年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。
附　則（令和８年３月　日赤学第480号）
１　この学則の改正は、令和８年４月１日から施行する。
２　改正後の別表第１の規定は、令和８年度以降に入学する者について適用し、令和８年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

別表第1　教育課程（第27条関係）
看護学部

	授業科目の名称	単位 必修	選択	自由	備考
赤十字	赤十字概論	1			
	赤十字国際活動論		2		
	赤十字国際活動論演習		1		
人間	哲学と医療		1		人間、社会、自然と科学、情報領域の選択科目から10単位以上選択 人間2科目以上、社会2科目以上、自然と科学および情報2科目以上とする。
	医療人文学		2		
	生命倫理	1			
	心理学概論		2		
	臨床心理学		2		
	教育学概論		2		
	現代教育論		2		
	身体運動論Ⅰ（理論）		1		
	身体運動論Ⅱ（実技）		1		
	人間工学		1		
社会	社会学概論		2		
	現代社会論		2		
	社会保障論	1			
	家族社会学		2		
	異文化論		2		
	国際関係論		2		
	日本国憲法		2		
	地域健康社会学	1			
	医療と文化		2		
自然と科学	基礎数学		1		
	基礎統計学		1		
	生物学		2		
	地球科学		1		
	化学		2		
情報	情報リテラシー	1			
	情報科学		2		
	保健統計学	2			
言葉	日本語の表現		1		選択科目から4単位以上選択
	英語R1-1	1			
	英語R1-2	1			
	英語W1-1		1		
	英語W1-2		1		
	英語LS1-1		1		
	英語LS1-2		1		
	英語R2-1	1			
	英語R2-2	1			
	英語W2-1		1		
	英語W2-2		1		
	英語LS2		1		
	語学研修		1		
	英語文献を読むⅠ		1		
	英語文献を読むⅡ		1		
	中国語		1		
	フランス語		1		
健康	人体の構造と機能Ⅰ	2			看護師教育課程履修者は※印の選択科目5単位と、※※印の選択科目から1単位以上選択
	人体の構造と機能Ⅱ	2			
	人体の構造と機能Ⅲ	2			
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2			
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2			
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2			
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2			
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ　※		1		
	薬理学	1			
	リハビリテーション医学	1			
	遺伝と遺伝カウンセリング　※		1		
	栄養学	1			
	ラボラトリー・プラクティス		1		
研究	研究基礎Ⅰ	1			
	研究基礎Ⅱ	1			
	研究方法論Ⅰ	1			
	研究方法論Ⅱ	1			
	卒業研究	1			

【注】卒業要件は、必修科目104単位、選択科目20単位、計124単位とする。
保健師国家試験受験資格を得て卒業する場合の選択科目は32単位となり、計136単位とする。

	授業科目の名称	単位 必修	選択	自由	備考
看護論	看護学概論Ⅰ	1			看護師教育課程履修者は※印の選択科目5単位と、※※印の選択科目から1単位以上選択 保健師教育課程履修者は◎印の選択科目7単位選択
	看護学概論Ⅱ	1			
	セクシャリティと看護	1			
	こころの看護	1			
	看護関係法規	1			
	看護の歴史		1		
基盤臨床看護論	基盤臨床看護論Ⅰ（看護コミュニケーション論）	1			
	基盤臨床看護論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ①）	1			
	基盤臨床看護論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ②）	1			
	基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術①）	1			
	基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術②）	1			
	基盤臨床看護論Ⅲ（基礎看護技術③）	1			
	基盤臨床看護論Ⅳ（看護過程）	1			
	基盤臨床看護論Ⅴ（基盤臨床看護論総合演習）	1			
精神保健看護学	精神保健看護学・理論	2			
	精神保健看護学・方法論	1			
	精神病態学	1			
	精神保健看護学演習	1			
生涯発達看護学	成育期看護学概論	1			
	成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ヘルスと看護①）	1			
	成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ヘルスと看護②）	2			
	成育期看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ヘルスと看護③）	1			
	成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	1			
	成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	2			
	成育期看護学Ⅱ（子どもと家族の看護③）	1			
	成熟期看護学概論	1			
	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護①）	1			
	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護②）	2			
	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護③）	2			
	成熟期看護学Ⅰ（成人期の看護④）	1			
	成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護①）	1			
	成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護②）	2			
	成熟期看護学Ⅱ（高齢者と家族の看護③）	1			
地域・在宅看護学	地域看護学	2			
	公衆衛生看護活動論　◎		2		
	保健医療福祉行政論　◎		2		
	疫学　◎		2		
	プライマリーヘルスケア	1			
	在宅看護学概論Ⅰ	1			
	在宅看護学概論Ⅱ	1			
	在宅看護学演習Ⅰ	1			
	在宅看護学演習Ⅱ	1			
看護管理学・看護教育学	看護管理学Ⅰ	1			
	看護管理学Ⅱ		1		
	看護教育学Ⅰ	1			
	看護教育学Ⅱ		1		
応用看護学	応用看護学特論Ⅰ　※		1		
	応用看護学特論Ⅱ　※※		1		
	応用看護学特論Ⅲ　※※		1		
	交換留学看護研修			3	
国際・災害看護学	国際看護学	1			
	国際看護協働論		1		
	国際看護協働演習（グローバルヘルス演習）		1		
	災害看護学Ⅰ	1			
	災害看護学Ⅱ　※		1		
	災害看護活動論Ⅰ（災害急性期）		1		
	災害看護活動論Ⅱ（災害中長期）		1		
	災害看護活動論Ⅲ（こころのケア）		1		
看護学実習	看護学導入実習Ⅰ	2			看護学総合実習Ⅱ（応用看護学）は看護師教育課程履修者のみ履修し、保健師教育課程履修者は履修できない。 看護学総合実習Ⅲ（公衆衛生看護学）は保健師教育課程履修者のみ履修し、看護師教育課程履修者は選択できない。
	看護学導入実習Ⅱ	1			
	基盤臨床看護論実習Ⅰ	1			
	基盤臨床看護論実習Ⅱ	3			
	成育期看護学実習Ⅰ	2			
	成育期看護学実習Ⅱ	2			
	成熟期看護学実習Ⅰ	3			
	成熟期看護学実習Ⅱ	2			
	精神保健看護学実習	2			
	地域・在宅看護学実習	2			
	看護学総合実習Ⅰ（チーム医療）	2			
	看護学総合実習Ⅱ（応用看護学）　※		1		
	看護学総合実習Ⅲ（公衆衛生看護学）　◎		1		
公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動展開論		1		
	公衆衛生看護管理論		1		
	公衆衛生看護方法論		2		
	公衆衛生看護活動論演習Ⅰ		2		
	公衆衛生看護活動論演習Ⅱ		1		
	公衆衛生看護学実習		4		

別表第1　教育課程（第27条関係）

さいたま看護学部

授業科目の名称		単位 必修	選択	自由	備考	
赤十字	赤十字概論	1				
	赤十字国際活動論		2			
	赤十字国際活動論演習		1			
人間	生命倫理	2			選択から2科目以上	人間、社会、自然と科学、情報領域の選択科目から9単位以上選択 選択の内訳は、左記のとおり
	哲学と倫理		1			
	心理学概論		2			
	臨床心理学		1			
	教育学概論		2			
	現代教育論		1			
	身体運動論理論		1			
	身体運動論実技		1			
社会	社会学概論	2			選択から1科目以上	
	臨床社会学		1			
	社会保障論	2				
	日本国憲法		2			
	生活環境論	1				
	障がい論	1				
	保健医療福祉行政論		2			
自然と科学	数学		2		選択から1科目以上	
	生物学		2			
	化学		2			
情報	情報学概論		1		選択から1科目以上	
	情報科学		2			
	保健統計学	2				
言葉	日本語の表現		1		選択科目から4単位以上取得	
	英語RWⅠ	1				
	英語RWⅡ	1				
	英語RWⅢ		1			
	英語LS	1				
	英語文献を読む		1			
	中国語Ⅰ		1			
	中国語Ⅱ		1			
	韓国語Ⅰ		1			
	韓国語Ⅱ		1			
基礎ゼミ	基礎ゼミⅠ	1				
	基礎ゼミⅡ	1				
健康	人体の構造と機能Ⅰ	2				
	人体の構造と機能Ⅱ	2				
	人体の構造と機能Ⅲ	2				
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ	2				
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅱ	2				
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅲ	2				
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅳ	2				
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ	1				
	疾病の成り立ちと回復の促進Ⅵ	1				
	薬理学	1				
	疫学		2			
	リハビリテーション医学	1				
	遺伝と遺伝カウンセリング	1				
	栄養学	1				
	ラボラトリー・プラクティス		1			
看護論	看護学概論Ⅰ	1				
	看護学概論Ⅱ	1				
	看護関係法規	1				
看護技術論	看護技術論Ⅰ（援助的人間関係）	1				
	看護技術論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ①）	1				
	看護技術論Ⅱ（ﾌｨｼﾞｶﾙｱｾｽﾒﾝﾄ②）	1				
	看護技術論Ⅲ（基礎看護技術①）	1				
	看護技術論Ⅲ（基礎看護技術②）	1				
	看護技術論Ⅲ（基礎看護技術③）	1				

授業科目の名称		単位 必修	選択	自由	備考
看護援助論	看護援助論Ⅰ	2			
	看護援助論Ⅱ	1			
	看護援助論Ⅲ	1			
	看護援助論Ⅳ	1			
	看護援助論Ⅴ	1			
	看護援助論Ⅵ	1			
	看護援助論Ⅶ	1			
コミュニティケア	コミュニティ論Ⅰ	1			
	コミュニティ論Ⅱ	1			
	コミュニティ演習	1			
	コミュニティケアⅠ	2			
	コミュニティケアⅡ	1			
	コミュニティケアⅢ	2			
	コミュニティケアⅣ	2			
健康レベル別看護学	慢性期ケア	2			
	急性期ケア	2			
	緩和・終末期ケア	1			
	健康レベル別看護学演習Ⅰ	1			
	健康レベル別看護学演習Ⅱ	1			
発達看護学	発達看護学概論	2			
	発達看護学（成人期の看護）	1			
	発達看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ヘルスと看護①）	2			
	発達看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ヘルスと看護②）	1			
	発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①）	2			
	発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護②）	1			
	発達看護学Ⅲ（老年期の看護①）	2			
	発達看護学Ⅲ（老年期の看護②）	1			
精神保健看護学	精神保健看護学Ⅰ	2			
	精神保健看護学Ⅱ	1			
多様な状況における看護学	国際看護学	1			
	国際看護学演習		1		
	災害看護論	1			
	災害看護活動論Ⅰ		1		
	災害看護活動論Ⅱ		1		
応用看護学	看護管理学	1			
	看護教育学	1			
	応用看護学特論Ⅰ		1		
	応用看護学特論Ⅱ		1		
	交換留学看護研修			3	
看護学実習	看護援助論実習〔レベルⅠ〕	2			
	看護援助論実習〔レベルⅡ〕	4			
	精神保健看護学実習〔レベルⅢ〕	2			
	発達看護学Ⅰ（ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ・ヘルスと看護）実習〔レベルⅢ〕	2			
	発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護）実習〔レベルⅢ〕	2			
	発達看護学Ⅲ（老年期の看護）実習〔レベルⅢ〕	2			
	健康レベル別看護学実習〔レベルⅢ〕	3			
	コミュニティケア実習Ⅰ〔レベルⅣ〕	2			
	コミュニティケア実習Ⅱ〔レベルⅣ〕	1			
	看護学総合実習	3			
研究	研究方法論Ⅰ	1			
	研究方法論Ⅱ	1			
	研究Ⅰ	1			
	研究Ⅱ		1		
公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動展開論		1		
	公衆衛生看護管理論Ⅰ		1		
	公衆衛生看護管理論Ⅱ		1		
	公衆衛生看護方法論Ⅰ		1		
	公衆衛生看護方法論Ⅱ		1		
	公衆衛生看護活動論演習Ⅰ		1		
	公衆衛生看護活動論演習Ⅱ		1		
	公衆衛生看護学実習		5		

【注】卒業要件は必修科目115単位、選択単位13単位、計128単位とする。

別表第２　授業料等の種類、納付金額及び期限（第39条関係）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">種類</td><td>看護学部</td><td>さいたま看護学部</td><td rowspan="2">期限等</td></tr>
<tr><td colspan="2">金額（円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">入学金</td><td colspan="2">300,000</td><td>入学者選抜合格時</td></tr>
<tr><td colspan="2">授業料</td><td colspan="2">1,200,000</td><td>年額 前期　４月中
後期　１０月中</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実験実習料</td><td>1年次</td><td colspan="2">100,000</td><td rowspan="3">年額 前期　４月中
後期　１０月中</td></tr>
<tr><td>2年次</td><td colspan="2">200,000</td></tr>
<tr><td>３・4年次</td><td colspan="2">220,000</td></tr>
<tr><td colspan="2">維持運営費</td><td>240,000</td><td>180,000</td><td>年額 前期　４月中
後期　１０月中</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">入学検定料</td><td colspan="2">35,000</td><td>入学願書提出時</td></tr>
<tr><td colspan="2">17,000</td><td>１　大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ・Ⅱ）
２　入学願書提出時</td></tr>
<tr><td colspan="2">20,000</td><td>１　大学入学共通テスト利用選抜（赤十字６看護大学連携併願）
２　入学願書提出時</td></tr>
<tr><td colspan="2">公衆衛生看護学に関する履修料</td><td colspan="2">200,000</td><td>第４年次の４月</td></tr>
<tr><td colspan="2">在籍料</td><td colspan="2">前期・後期　各50,000</td><td>前期　４月中
後期　１０月中</td></tr>
</table>

備考
　複数の受験を併願する場合、入学検定料を減額することができる。減額について必要な事項は、別に定める。

日本赤十字看護大学大学院学則

第１章　総則

（目的）

第１条　日本赤十字看護大学大学院（以下「本大学院」という。）は、赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識及び卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通して、看護学の発展と深化に寄与するとともに、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献することを目的とする。

（自己点検及び評価）

第２条　本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表する。

２　前項の点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

３　本大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

（情報の積極的な提供）

第３条　本大学院における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供する。

第２章　課程及び組織

（課程の種類及び研究科の名称等）

第４条　本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

看護学研究科　看護学専攻

国際保健助産学専攻

２　本大学院に、博士課程を置く。

３　看護学専攻の博士課程は、前期２年の課程（以下「修士課程」という。）及び後期３年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、国際保健助産学専攻は、修士課程に区分する。

４　看護学研究科における入学定員等は、次のとおりとする。

修士課程看護学専攻	入学定員	32名
国際保健助産学専攻	入学定員	15名
	収容定員	94名
博士後期課程看護学専攻	入学定員	10名
	収容定員	30名

（課程の目的）

第５条　修士課程において、看護学専攻は、人びとの尊厳と権利を尊重する人間性を涵養するとともに、広い視野と幅広い学識をもとに看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うことを目的とする。国際保健助産学専攻は、人びとの尊厳と権利を尊重する人間性を涵養するとともに、広い視野と幅広い学識をもとに助産学における研究能力又は高度な専門性を必要とする国際的に活躍できる助産師としての高い能力を培うことを目的とする。

第６条　博士後期課程は、人びとの尊厳と権利を尊重することを基盤とし、自立した看護研究者として、またはその他の専門的な業務に従事するために必要な研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を世界的な視野から養うことを目的とする。

第６条の２　博士課程共同災害看護学専攻は、看護学を基盤として、他の関連諸学問と相互に関連・連携しつつ、学術の理論及び応用について産官学を視野に入れた研究を行い、特に災害看護に関してその深奥を極め、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与することを目的とする。

第３章　教員

（教員）

第７条　本大学院に、教育研究上必要な教員を置くものとする。

第４章　研究科委員会

（看護学研究科委員会）

第８条　本大学院に看護学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

２　研究科委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第８条の２　研究科委員会は、学長、研究科教授をもって構成する。

２　研究科委員会構成員に研究科准教授・講師を加えることができる。

（研究科長）

第９条　研究科に研究科長を置く。

（事務）

第10条　本大学院に関する事務は、日本赤十字看護大学（以下「本学」という。）の事務組織がこれに当たる。

第５章　学年、学期、休業日及び授業期間

（学年、学期、休業日及び授業期間）

第11条　本大学院の学年、学期、休業日及び授業期間は、本学学則の規定を準用する。

第６章　修業年限及び在学期間

（修業年限及び在学期間）

第12条　修士課程の標準修業年限は、２年とする。

２　修士課程の在学期間は、４年を超えることはできない。ただし、再入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の２倍を超えて在学することはできない。

３　前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行

う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、別に定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ 、標準修業年限を１年以上２年未満の期間とすることができる。

４　博士後期課程の標準修業年限は、３年とする。

５　博士後期課程の在学期間は、６年を超えることはできない。ただし、再入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の２倍を超えて在学することはできない。

６　第２項及び第５項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

７　学生が職業を有している等の事情により、第１項及び第４項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第7章　入学、再入学、転入学及び転専攻

（入学の時期）

第13条　本大学院の入学の時期は、本学学則の規定を準用する。

（入学ができる者）

第14条　修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学院の入学者選抜試験に合格した者を、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

（１）大学を卒業した者

（２）学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第７項の規定により学士の学位を授与された者

（３）外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

（４）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

（５）我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（６）外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

（７）専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

（８）文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

（９）学校教育法第102条第２項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

（10）大学に３年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程若しくは我が国において外国の大学の課程（その修了者が学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定する当該課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

（11）本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

２　博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学院の入学者選抜試験に合格した者を、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

（１）修士の学位を有する者

（２）専門職学位を有する者

（３）外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

（４）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

（５）我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

（６）国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第１条第２項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

（７）外国の学校、第５号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

（８）文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

（９）本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学者受入れの方針）

第14条の２　前条に規定した入学者の選抜は、本大学院の入学者受入 れ の方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（入学・再入学・転入学の志願、選考、手続及び許可）

第15条　本大学院の入学・再入学・転入学の志願、選考、手続及び許可については、本学学則の規定を準用する。この場合において、学則中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

（転専攻）

第15条の２　本大学院の学生で、他の専攻に転専攻を志望する者があるときは、学長は、審査のうえ、研究科委員会の意見を聴いて、相当年次に転専攻を許可することができる。

第８章　退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

（退学、転学、休学、復学及び留学）

第16条　本大学院の退学、転学、休学、復学及び留学については、本学学則の規定を準用する。この場合において、学則中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

２　休学の期間は、修士課程では通算して２年、博士後期課程では通算して３年を超えることができない。また、休学した期間は、在学期間に算入しない。

（除籍）

第17条　次の各号の一に該当する者は、学長は、研究科委員会等の意見を聴いて、これを除籍する。

（１）　授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しない者

（２）　第12条に規定する修業年限及び在学期間を超えた者

（３）　第12条第７項に規定する履修計画を達成できない者

（４）　休学期間を超えてなお復学できない者

（５）　病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

（６）　長期間にわたり行方不明の者

第９章　教育課程及び授業科目

（授業の方法、授業科目及び履修方法）

第18条　本大学院の授業は、授業科目の講義、演習及び実習、研究指導のいずれか、又はこれらの併用によって行うものとする。

２　本大学院は、前項に規定する授業を、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　研究指導に関する細則は、別に定める。

（教育課程）

第19条　修士課程の教育課程は、別表第１のとおりとする。

２　博士後期課程の教育課程は、別表第２のとおりとする。

３　本大学院は、修了認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を自ら開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。この教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（組織的な研修等）

第19条の２　組織的な研修等については、本学学則の規定を準用する。なお、学則第29条の４第２項中「授業の内容及び方法」とあるのは「授業及び研究指導の内容及び方法」と読み替えるものとする。

（単位の計算基準、試験、成績評価、成績評価基準の明示等）

第20条　履修単位の計算基準、試験、成績評価、及び成績評価基準の明示等については、本学学則の規定を準用する。なお、学則第31条の２第１項中「授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び内容並びに１年間の授業及び研究指導の計画」と読み替えるものとする。また、同第２項中「学修の成果に係る評価及び卒業の認定」とあるのは「学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定」と読み替えるものとする。

（研究指導）

第21条　本大学院においては、入学時に学生ごとに担当教員を定める。

２　学生は、履修する授業科目の選択及び研究に当たり、担当教員の指導を受けなければならない。

（学科開設科目の履修）

第22条　担当教員が必要と認めた場合は、修士課程の学生に学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

（履修科目届）

第23条　学生は各学期始めに履修する科目を選定し、所定の期間内に研究科長に届け出るものとする。

（他の大学院における研究指導）

第24条　学長は、教育研究上有益かつ必要と認めるときは、他の大学院（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）との協議に基づき、当該大学院において学生が必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生についてこれを認める場合には、当該研究指導を受ける期間は１年を超えないものとする。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第25条　本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学院（外国の大学院又

はそれに準ずる高等教育機関を含む。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が行う他の大学院における学修を、本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

３　前２項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて15単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第25条の２　本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に行った前条第２項に規定する学修を本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。

４　前条第３項及び前項で修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

（教育方法の特例）

第26条　学長は本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（教育内容の改善のための組織的な研修等）

第26条の２　本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第１０章　課程修了及び学位

（単位修得の認定）

第27条　本大学院は、各授業科目を履修した者（所定の出席時間数に達した学生に限る。）に対しては、試験又は論文審査その他の本大学院が定める適切な方法により担当教員が学修成果を評価し、その内容に基づき、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、単位を認定する。なお、急病、その他の正当な事由があって、試験に欠席した学生に対しては追試験を行うことができる。追試験の手続は別に定める。

２　各授業科目の成績の評価は、Ｓ．Ａ．Ｂ．Ｃ．ＤとしてＣ以上を合格とし、Ｄを不合格とする。ただし、不合格の授業科目については、事情により再試験を許可することができる。

（課程の修了）

第28条　修士課程の修了要件は、当該課程に２年（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数）以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　博士後期課程の修了要件は、当該課程に３年以上在学し、所定の授業科目について16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に２年以上在学すれば足りるものとする。

３　本大学院は、本大学院に入学前に修得した単位（学校教育法第102条第１項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、１年を超えない範囲で当該大学院が定める期間、在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも１年以上在学するものとし、修士課程を修了した者の博士課程における在学期間については適用しない。

（資格の取得）

第28条の２　修士課程国際保健助産学専攻において取得することができる資格は、助産師国家試験受験資格とする。

２　前項の助産師国家試験受験資格取得を希望する者は、第28条第1項の規定によるほか、助産学分野に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

（論文等の審査及び最終試験）

第29条　学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験は、本学学位規程の定めるところにより、研究科委員会の指名する審査委員会がこれを行うものとする。

（合否の決定及び課程修了の認定）

第30条　学位論文又は特定の課題についての研究の成果及び最終試験の合否は、本学学位規程の定めるところにより、審査委員会の報告に基づいて、研究科委員会が行う。

第31条　学長は、前条の研究科委員会の意見を聴いて、課程修了を決定する。

（学位の授与）

第32条　修士課程を修了した者には、修士（看護学）の学位を授与する。

２　博士後期課程を修了した者には、博士（看護学）の学位を授与する。

第１１章　学生納付金

（入学検定料）

第33条　本大学院に入学を志願する者は、入学検定料として第34条に定める金額を納めなければならない。

（入学金）

第33条の２　本大学院に入学を許可された者は、入学金として第34条に定める金額を納めなければならない。

２　次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学金の全額又は半額等を免除することがある。

（１）本学及び本大学院を卒業又は修了した者

（２）その他学長が必要と認める者

３　入学金の取扱いは、別に定める。

（授業料等の納付）

第33条の３　学生は第34条に規定する授業料等を納付しなければならない。

２　前項の規定に関わらず、標準修業年限を超えて在学する者の授業料等の納付金額及び期限は別に定める。

（授業料等の徴収方法等）

第33条の４　授業料等は、学期ごとに、学長の指定する期日までに納付しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料等を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料等を併せて納付することができる。

（退学、転学、停学又は除籍の者の授業料等）

第33条の５　退学、転学、停学又は除籍の者であっても、その期の授業料等は全額納付しなければならない。

（休学者、留学者の授業料等）

第33条の６　前期又は後期の中途で休学又は留学した者は、休学又は留学した各学期の授業料等は全額を納付しなければならない。

２　休学又は留学が前期又は後期の全期間にわたる者については、当該学期の授業料等に替えて、在籍料として当該学期ごとに５万円を納付しなければならない。

３　前期又は後期の中途で復学した者は、復学した各学期の授業料等は全額を納付しなければならない。

（授業料等納付金の不還付）

第33条の７　既納の検定料、入学金は返還しない。ただし、特例については別に定める。

（授業料等の種類、納付金額及び期限）

第34条　修士課程における授業料等の種類、納付金額及び期限は、別表第３のとおりとする。

２　博士後期課程における授業料等の種類、納付金額及び期限は、別表第４のとおりとする。

第１２章　図書館・保健施設等

（図書館・保健施設等）

第35条　本大学院は、本学の研究施設及び設備を利用できるものとし、図書館・保健施設等の使用等について、本学学則の規定を準用する。

２　本大学院に学生研究室（以下「院生研究室」という。）を設ける。

３　院生研究室に関する細則は別に定める。

第１３章　特別聴講学生、科目等履修生、特別の課程履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生

（特別聴講学生）

第36条　他の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で本大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て 、学長は特別聴講学生として入学を許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

２　協定に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第37条　本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学長は科目等履修生として入学を許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

２　科目等履修生の入学資格は、第14条に定める入学資格を有する者又は本大学院において当該授業科目を履修する能力があると認めた者とする。

３　科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別の課程履修生）

第37条の２　本大学院は、学校教育法第105条に規定する本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、研究科委員会の議を経て、学長は特別の課程履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

２　学長は、特別の課程を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

３　特別の課程履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（聴講生）

第38条　本大学院が開設する一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学長は聴講生として入学を許可することがある。

２　聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第39条　本大学院において、特定の事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学長は研究生として入学を許可することがある。

２　研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第40条　外国人で、本大学院において教育を受ける目的を持って入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、学長は外国人留学生として入学を許可することがある。

２　外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第１４章　賞罰

（表彰等）

第41条　本大学院における学生の表彰及び罰則については、本学学則の規定を準用する。

第１５章　大学開放等

（公開講座等）

第42条　本大学院における公開講座等については、本学学則の規定を準用する。

第１６章　学則の準用及び改正等

（学則等の準用）

第43条　本大学院学則に定めるもののほか、必要な事項は本学学則の規定を準用し、かつ本大学院における教育研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（学則の改正）

第44条　この学則を改正しようとするときは、学長は、経営会議及び研究科委員会の意見を聴いて、理事長の承認を得なければならない。

（施行細則）

第45条　この学則実施に必要な細則は、学長は、経営会議及び研究科委員会の意見を聴いて定める。

附　則

この学則は、平成18年4月１日から施行する。

附　則

この学則の改正は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則の改正は、平成20年４月１日から施行する。

２　改正後の第38条の４の第２項の規定は、在学する者についても適用する。

附　則

１　この学則の改正は、平成21年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第１の規定は、平成21年度以降に入学する者について適用し、平成21年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附　則

１　この学則の改正は、平成22年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第１の規定は、平成22年度以降に入学する者について適用し、平成22年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附　則

この学則の改正は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則の改正は、平成24年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第１の規定は、平成24年度以降に入学する者について適用し、平成24年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附　則

この学則の改正は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則の改正は、平成26年４月１日から施行する。

２　改正後の第33条第3項、別表第１、別表第２の規定は、平成26年度以降に入学する者について適用し、平成26年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附　則

１　この学則の改正は、平成27年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第１の規定は、平成27年度以降に入学する者について適用し、平成27年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附　則

１　この学則の改正は、平成29年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第１の規定は、平成29年度以降に入学する者について適用し、平成29年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附　則（平成28年９月　日赤学第277号）

この学則の改正は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成29年11月　日赤学第352号）

この学則の改正は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年２月　日赤学第535号）

１　この学則の改正は、平成31年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第３の規定は、平成31年度以降に入学する者について適用し、平成31年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附　則（令和２年10月　日赤学第333号）

１　この学則の改正は、令和３年４月１日から施行する。

２　看護学研究科の共同災害看護学専攻については、令和３年４月より学生募集を停止し、在学生の修了をもって廃止する。令和２年度以前に入学した学生に係る教育課程及び修了要件等については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。ただし、学生が連続して休学できる期間は、令和３年４月１日時点での Preliminary Examination 審査の状況に応じ、次のとおりとする。

（１）通過している者　３年

（２）通過していない者　２年

３　改正後の第４条の規定にかかわらず、令和３年度から令和６年度における看護学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

年　度	課 程 名	収容定員
令和３年度	修士課程	92名
	博士後期課程	24名
	博士課程	8名
	合　計	124名
令和４年度	修士課程	94名
	博士後期課程	24名
	博士課程	6名
	合　計	124名
令和５年度	修士課程	94名

	博士後期課程	26名
	博士課程	4名
	合　計	124名
令和６年度	修士課程	94名
	博士後期課程	28名
	博士課程	2名
	合　計	124名

附　則（令和３年８月　日赤学第188号）

１　この学則の改正は、令和４年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、令和４年度以降に入学する者について適用し、令和４年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附　則（令和４年８月　日赤学第186号）

１　この学則の改正は、令和５年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第４の規定は、令和５年度以降に入学する者について適用し、令和５年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附　則（令和４年10月　日赤学第245号）

１　この学則の改正は、令和４年10月３日から施行する。

附　則（令和６年２月　日赤学第470号）

１　この学則の改正は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年４月　日赤学第19号）

１　この学則の改正は、令和７年４月１日から施行する。

２　改正後の別表第１及び第２の規定は、令和７年度以降に入学する者について適用し、令和７年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則（令和７年３月　日赤学第469号）

１　この学則の改正は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１　教育課程（第19条第1項関係）

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考
看護学	基礎看護学	基礎看護学特講Ⅰ	2	
		基礎看護学特講Ⅱ	2	
		基礎看護学特講Ⅲ	2	
		基礎看護学特講Ⅳ	2	
		基礎看護学実習Ⅰ	3	
		基礎看護学実習Ⅱ	3	
	がん看護学	がん看護学特講Ⅰ	2	
		がん看護学特講Ⅱ	2	
		がん看護学特講Ⅲ	2	
		がん看護学特講Ⅳ	2	
		がん看護学特講Ⅴ	2	
		がん看護学演習Ⅰ	2	
		がん看護学演習Ⅱ	2	
		がん看護学実習Ⅰ	4	
		がん看護学実習Ⅱ	2	
		がん看護学実習Ⅲ	4	
	小児看護学	小児看護学特講Ⅰ	2	
		小児看護学特講Ⅱ	2	
		小児看護学特講Ⅲ	2	
		小児看護学特講Ⅳ	2	
		小児看護学演習Ⅰ	2	
		小児看護学演習Ⅱ	2	
		小児看護学演習Ⅲ	2	
		小児看護学実習Ⅰ	2	
		小児看護学実習Ⅱ	4	
		小児看護学実習Ⅲ	4	
	成人看護学	成人看護学特講Ⅰ	2	
		成人看護学特講Ⅱ	2	
		成人看護学演習Ⅰ	2	
		成人看護学演習Ⅱ	2	
		クリティカルケア看護学特講Ⅰ	2	
		クリティカルケア看護学特講Ⅱ	2	
		クリティカルケア看護学特講Ⅲ	2	
		クリティカルケア看護学特講Ⅳ	2	
		クリティカルケア看護学演習Ⅰ	2	
		クリティカルケア看護学演習Ⅱ	2	
		クリティカルケア看護学演習Ⅲ	2	
		クリティカルケア看護学実習Ⅰ	2	
		クリティカルケア看護学実習Ⅱ	5	
		クリティカルケア看護学実習Ⅲ	3	
		慢性看護学特講Ⅰ	2	
		慢性看護学特講Ⅱ	2	
		慢性看護学特講Ⅲ	2	
		慢性看護学特講Ⅳ	2	
		慢性看護学特講Ⅴ	2	
		慢性看護学演習Ⅰ	2	
		慢性看護学演習Ⅱ	2	
		慢性看護学実習Ⅰ	2	
		慢性看護学実習Ⅱ	4	
		慢性看護学実習Ⅲ	4	
	老年看護学	老年看護学特講Ⅰ	2	
		老年看護学特講Ⅱ	2	
		老年看護学特講Ⅲ	2	
		老年看護学特講Ⅳ	2	
		老年看護学演習Ⅰ	2	
		老年看護学演習Ⅱ	2	
		老年看護学演習Ⅲ	2	
		老年看護学実習Ⅰ	5	
		老年看護学実習Ⅱ	5	
	精神保健看護学	精神保健看護学特講Ⅰ	2	
		精神保健看護学特講Ⅱ	2	
		精神保健看護学特講Ⅲ	2	
		精神保健看護学特講Ⅳ	2	
		精神保健看護学演習Ⅰ	2	
		精神保健看護学演習Ⅱ	2	
		精神保健看護学演習Ⅲ	1	
		精神保健看護学演習Ⅳ	1	
		精神保健看護学演習Ⅴ	1	
		精神保健看護学演習Ⅵ	1	
		精神保健看護学実習Ⅰ	1	
		精神保健看護学実習Ⅱ	2	
		精神保健看護学実習Ⅲ	4	
		精神保健看護学実習Ⅳ	2	
		精神保健看護学実習Ⅴ	2	
		精神保健看護学実習Ⅵ	1	

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考
看護学	地域・在宅看護学	地域・在宅看護学特講Ⅰ	2	
		地域・在宅看護学特講Ⅱ	2	
		地域・在宅看護学特講Ⅲ	2	
		地域・在宅看護学特講Ⅳ	2	
		地域・在宅看護学特講Ⅴ	2	
		地域・在宅看護学演習Ⅰ	2	
		地域・在宅看護学演習Ⅱ	2	
		地域・在宅看護学演習Ⅲ	2	
		地域・在宅看護学演習Ⅳ	2	
		地域・在宅看護学実習Ⅰ	3	
		地域・在宅看護学実習Ⅱ	3	
		地域・在宅看護学実習Ⅲ-1	2	
		地域・在宅看護学実習Ⅲ-2	2	
	看護教育学	看護教育学特講Ⅰ	2	
		看護教育学特講Ⅱ	2	
		看護教育学特講Ⅲ	2	
		看護教育学特講Ⅳ	2	
		看護教育学特講Ⅴ	2	
		看護教育学特講Ⅵ	2	
		看護教育学演習	2	
		看護教育学実習Ⅰ	3	
		看護教育学実習Ⅱ	3	
	看護管理学	看護管理学特講Ⅰ	2	
		看護管理学特講Ⅱ	2	
		看護管理学特講Ⅲ	2	
		看護管理学特講Ⅳ	2	
		看護管理学特講Ⅴ	2	
		看護管理学特講Ⅵ	2	
		看護管理学実習Ⅰ	2	
		看護管理学実習Ⅱ	3	
		看護管理学実習Ⅲ	3	
	国際・災害看護学	国際看護学特講Ⅰ	2	
		国際看護学特講Ⅱ	2	
		国際看護学特講Ⅲ	2	
		国際看護学特講Ⅳ	2	
		災害看護学特講Ⅰ	2	
		災害看護学特講Ⅱ	2	
		災害看護学特講Ⅲ	2	
		災害看護学特講Ⅳ	2	
		災害看護学特講Ⅴ	2	
		国際・災害看護学演習Ⅰ	2	
		国際・災害看護学演習Ⅱ	2	
		国際・災害看護学実習Ⅰ-1	1	
		国際・災害看護学実習Ⅰ-2	2	
		国際・災害看護学実習Ⅱ-1	2	
		国際・災害看護学実習Ⅱ-2	2	
		国際・災害看護学実習Ⅲ	3	
		国際・災害看護学実習Ⅳ	2	
	ヘルスケア科学とヒューマニティ	ＨＳＨ特講Ⅰ-1	1	
		ＨＳＨ特講Ⅰ-2	1	
		ＨＳＨ特講Ⅱ-1	2	
		ＨＳＨ特講Ⅱ-2	2	
		ＨＳＨ特講Ⅲ-1	2	
		ＨＳＨ特講Ⅲ-2	2	
		ＨＳＨ特講Ⅳ-1	1	
		ＨＳＨ特講Ⅳ-2	2	
		ＨＳＨ特講Ⅳ-3	1	
		ＨＳＨ特講Ⅳ-4	1	
	研究	看護研究	2	
		看護科学特講	2	
		エビデンス・ベースド・ヘルスプロモーション	2	
		特別研究Ⅰ	2	
		特別研究Ⅱ	2	
		特別研究Ⅲ	2	
	共通Ａ	看護教育論	2	
		看護管理論	2	
		看護理論	2	
		コンサルテーション論	2	
		看護倫理	2	
		看護政策論	2	
	共通Ｂ	フィジカルアセスメント	2	
		病態生理学	2	
		臨床薬理学	2	

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考
国際保健助産学	ウィメンズ・ヘルス・プロモーション分野	ｳｨﾒﾝｽﾞ･ﾍﾙｽ･ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ特講Ⅰ	2	
		ｳｨﾒﾝｽﾞ･ﾍﾙｽ･ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ特講Ⅱ	2	
		ｳｨﾒﾝｽﾞ･ﾍﾙｽ･ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ特講Ⅲ	2	
		ｳｨﾒﾝｽﾞ･ﾍﾙｽ･ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ研究Ⅰ	2	
		ｳｨﾒﾝｽﾞ･ﾍﾙｽ･ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ研究Ⅱ	2	
		ｳｨﾒﾝｽﾞ･ﾍﾙｽ･ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ研究Ⅲ	2	
	国際保健助産分野	国際保健助産論Ⅰ	2	
		国際保健助産論Ⅱ	2	
		国際保健助産論Ⅲ	2	
		国際保健助産演習Ⅰ	1	
		国際保健助産演習Ⅱ	1	
		国際保健助産実習	3	
		ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ･ﾍﾙｽｹｱ研究Ⅰ	2	
		ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ･ﾍﾙｽｹｱ研究Ⅱ	2	
		ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ･ﾍﾙｽｹｱ研究Ⅲ	2	
	ヘルスケア科学とヒューマニティ	HSH特講Ⅰ-1	1	
		HSH特講Ⅰ-2	1	
		HSH特講Ⅲ-1	2	
		HSH特講Ⅳ-1	1	
		HSH特講Ⅳ-2	2	
		HSH特講Ⅳ-3	1	
		HSH特講Ⅳ-4	1	
	共通	発達と家族の理論	2	
		看護研究特講	2	
		看護理論	2	
		コンサルテーション論	2	
		看護政策論	2	
		エビデンス・ベースド・ヘルスプロモーション	2	
		助産フィジカルアセスメント	1	
		助産病態生理学	1	
	助産学分野	基礎助産学特講Ⅰ	2	
		基礎助産学特講Ⅱ	2	
		基礎助産学特講Ⅲ	2	
		実践助産学演習Ⅰ	2	
		実践助産学演習Ⅱ	2	
		実践助産学演習Ⅲ	2	
		実践助産学演習Ⅳ	2	
		実践助産学演習Ⅴ	2	
		地域母子保健Ⅰ	1	
		地域母子保健Ⅱ	1	
		助産管理	2	
		助産学実習Ⅰ	3	
		助産学実習Ⅱ	2	
		助産学実習Ⅲ	3	
		助産学実習Ⅳ	2	
		助産学実習Ⅴ	2	
		助産学実習Ⅵ	1	

別表第２　教育課程（第19条第2項関係）

専攻	学科目	授業科目	単位数	備考
看護学	基盤	ケアサイエンス特論Ⅰ	2	
		ケアサイエンス特論Ⅱ	1	
		ケアサイエンス特論Ⅲ	1	
		アドバンス量的研究特論	2	
		アドバンス質的研究特論	2	
		看護教育学特論	1	
		看護教育学演習	1	
		リーダーシップ特論	1	
		アカデミック・プレゼンテーション	1	
	研究	看護学特別研究演習Ⅰ	2	
		看護学特別研究演習Ⅱ	2	
		看護学特別研究Ⅰ	2	
		看護学特別研究Ⅱ	2	
		看護学特別研究Ⅲ	2	

別表第３　授業料等の種類、納付金額及び期限（第34条第1項関係）

種類	金額	期限等	
入　学　金	400,000円	入学合格時	
授　業　料	1,200,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
実験実習料	150,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
維持運営費	150,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
入学検定料	40,000円	入学願書提出時	

種類	金額	期限等	
在　籍　料	前期・後期 各50,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中

計画的履修（長期履修学生）

種類	金額	期限等	
入　学　金	400,000円	入学合格時	
授　業　料	830,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
実験実習料	100,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
維持運営費	100,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
入学検定料	40,000円	入学願書提出時	

種類	金額	期限等	
在　籍　料	前期・後期 各50,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中

別表第４　授業料等の種類、納付金額及び期限（第34条第2項関係）

種類	金額	期限等	
入　学　金	400,000円	入学合格時	
授　業　料	1,200,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
維持運営費	300,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
入学検定料	40,000円	入学願書提出時	

種類	金額	期限等	
在　籍　料	前期・後期 各50,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中

計画的履修（長期履修学生）

種類	金額	期限等	
入　学　金	400,000円	入学合格時	
授　業　料	920,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
維持運営費	235,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中
入学検定料	40,000円	入学願書提出時	

種類	金額	期限等	
在　籍　料	前期・後期 各50,000円	年　額	前期　4月中 後期　10月中

日本赤十字看護大学学位規程

（目的）

第１条　この規程は、学位規則（昭和２８年文部省令第９号）、日本赤十字看護大学学則及び日本赤十字看護大学大学院学則に基づき、日本赤十字看護大学（以下、「本学」という。）において授与する学位の種類、論文審査、試験及び学力の確認の方法、その他学位に関し必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第２条　本学において授与する学位は、学士（看護学）、修士（看護学）及び博士（看護学）とする。

（博士）

第３条　博士（看護学）の学位は、看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を有する者に授与する。

（修士）

第４条　修士（看護学）の学位は、広い視野に立って深い学識を修め、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者として高い能力を有する者に授与する。

（学位授与の要件）

第５条　学士の学位は、本学学則第３６条により本学を卒業した者に授与する。

２　修士の学位は、本学大学院学則第３２条第１項により本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

３　博士の学位は、本学大学院学則第３２条第２項により本学大学院の博士後期課程、又は、本学大学院学則第３２条第３項により、博士課程共同災害看護学専攻を修了した者に授与する。

４　前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う学位論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与する。

（学位授与の申請）

第６条　第５条第２項及び第３項により学位の授与を申請できる者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日（３月３１日又は９月３０日）に修了し得ると認めた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者とする。

２　博士後期課程に在籍する者が学位の授与を申請する場合は、研究科委員会が行う研究計画書の審査に合格していなければならない。これについては別に定める。

３　博士課程共同災害看護学専攻に在籍する者が学位の授与を申請する場合については、別に定める。

４　第５条第４項により学位の授与を申請する者は、所定の学歴及び研究歴を有し、学力を確認するための試験に合格したのち、予備審査会による審査を受けなければならない。これについては別に定める。

（申請方法及び申請書類）

第７条　修士課程に在籍する者が修士（看護学）の学位の申請をするときは、予め審査願を提出し、定められた期日までに、所定の修士（看護学）学位論文審査申請書に論文及び論文概要を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

第８条　博士後期課程に在籍する者が博士の学位の申請をするときは、予め審査願を提出し、定められた期日までに博士（看護学）学位論文審査申請書に、主論文及び論文概要、研究業績目録、参考論文別刷及び履歴書各６部を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。なお、博士課程共同災害看護学専攻に在籍する者の博士の学位の申請については別に定める。

２　第５条第４項により学位論文の審査の申請をするときは、学位論文審査申請書に、主論文及び論文概要、研究業績目録及び論文別刷、履歴書及び最終学歴証明書各６部を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

（審査の付託）

第９条　学位審査の申請があった場合には、学長はその審査を研究科委員会に付託するものとする。

（論文審査会）

第１０条　研究科委員会は、修士の学位論文の審査及び最終試験を行うために、研究科に所属する教員３名により構成する修士学位論文審査会（以下、「修士論文審査会」という。）を設置し、これに当たらせる。修士論文審査会の構成については、別に定める。

２　修士論文審査会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、学位授与の可否についての審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

３　研究科委員会は、博士後期課程に在籍する者の学位論文の審査及び最終試験を行うために、博士審査委員会を設置し、これに当たらせる。これについては別に定める。

４　博士審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行うため、研究科に所属する教員のうちから選出された５名により構成する博士学位論文審査会（以下、「博士論文審査会」という。）を設置し、これに当たらせる。博士審査委員会及び博士論文審査会の構成については、別に定める。

５　博士論文審査会は、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨を添えて、審査結果を博士審査委員会に報告しなければならない。

６　博士審査委員会は、博士論文審査会の報告に基づき、論文及び最終試験について総合審査を行い、学位授与の可否についての審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

７　研究科委員会は、博士課程共同災害看護学専攻に在籍する者の学位論文を受理したときは、共同災害看護学専攻共同教育課程運営委員会（以下、「運営委員会」という。）にその審査を付託するものとする。学位論文審査の構成員については、別に定める。

８　運営委員会は、学位授与の可否について審議し、議決したときは、論文審査の要旨及び最終試験の結果並びに議決の結果を、文書をもって研究科長に報告しなければならない。

（審査の協力）

第１１条　研究科委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認に当たって必要があるときは、他の大学院又は研

究所等の協力を得ることができる。

（学力の確認の特例）

第１２条　大学院博士後期課程における教育課程を終え、学位論文を提出しないで退学した者のうち、退学の日から起算して研究科委員会が定める年限以内に、再入学した上で論文による博士の学位を申請した者については、研究科委員会が適当と認めた場合、学力の確認の一部もしくはすべてを行わないことができる。

（審査期間）

第１３条　博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、学位申請を受理したときから１年以内に終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を１年以内に限り延長することができる。

（研究科委員会の判定）

第１４条　研究科委員会は、第５条第２項から第４項までに規定する当該学位授与の可否について判定する。

（研究科長の報告）

第１５条　研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、文書で、学長に報告しなければならない。

（学位の授与）

第１６条　学長は、本学学則第３６条第３項の定めるところにより、本学を卒業した者に学士の学位を授与し、所定の学位記を授与する。

２　学長は、本学大学院学則第３２条の定めるところにより、研究科委員会の報告に基づいて、修士又は博士の学位を授与し、所定の学位記を授与する。

３　第５条で定める学位の授与日は、別に定める。

（学位論文の要旨等の公表）

第１７条　本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から３か月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第１８条　博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から１年以内に、論文の全文を公表するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

４　第１項及び第２項の規定により、学位論文を公表する場合には「日本赤十字看護大学審査学位論文」又は「日本赤十字看護大学審査学位論文（要約）」である旨を明記しなければならない。ただし、博士課程共同災害看護学専攻に係る学位論文の公表については、当該共同教育課程を構成するすべての大学において審査を受けた学位論文又は要約である旨を明記しなければならない。

（学位名称の使用）

第１９条　学位記を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位の次に（日本赤十字看護大学）を付記するものとする。ただし、博士課程共同災害看護学専攻に係る学位については、当該共同教育課程を構成するすべての大学名を付記するものとする。

２　学位の様式は、別表第１から別表第５までのとおりとする。

（学位授与の取消）

第２０条　学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士の学位に関しては教授会、修士の学位及び博士の学位に関しては研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させることがある。

２　教授会又は研究科委員会において、前項の議決をするには、構成員の３分の２の出席と、出席者３分の２以上の賛成を必要とする。

３　学位の授与の取消しについては、公表しなければならない。

（登録）

第２１条　本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、３か月以内に、学位（博士）授与報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（学位記の再交付）

第２２条　学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を具し、学長に願い出なければならない。

（細則）

第２３条　この規程で定めるもののほか、必要な細則は、別に定めることができる。

附　則

この規程は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この規程の改正は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この規程の改正は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この規程の改正は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規程の改正は、平成２０年１２月１１日から施行する。

附　則

１　この規程の改正は、平成２５年４月１日から施行する。

２　改正後の第１７条の規定は、平成２５年４月１日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

３　改正後の第１８条の規定は、平成２５年４月１日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附　則

この規程の改正は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規程の改正は、平成27年４月１日から施行する。
附　則（平成30年７月　日赤看大第351号）
この規程の改正は、平成30年７月１日から施行する。
附　則（令和　２年４月　日赤看大第958号）
この規程の改正は、令和　２年４月１日から施行する。
附　則（令和　６年４月　日赤看大第1310号）
この規程の改正は、令和　６年４月１日から施行する。
附　則（令和　７年１月　日赤看大第906号）
この規程の改正は、令和　７年１月１日から施行する。
附　則（令和　７年４月　日赤看大第1183号）
この規程の改正は、令和　７年４月１日から施行する。

別表第１（第５条第１項の規定により授与する学位記の様式）

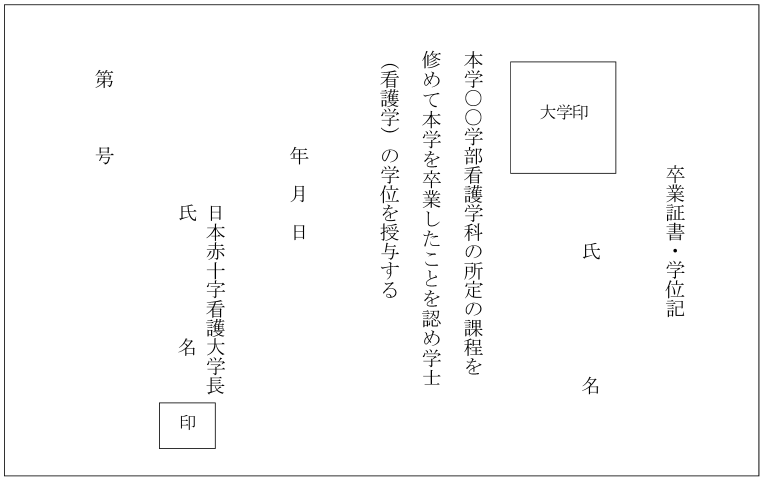

備考　　○印には、学部の名称を記入する。

別表第２（第５条第２項の規定により授与する学位記の様式）

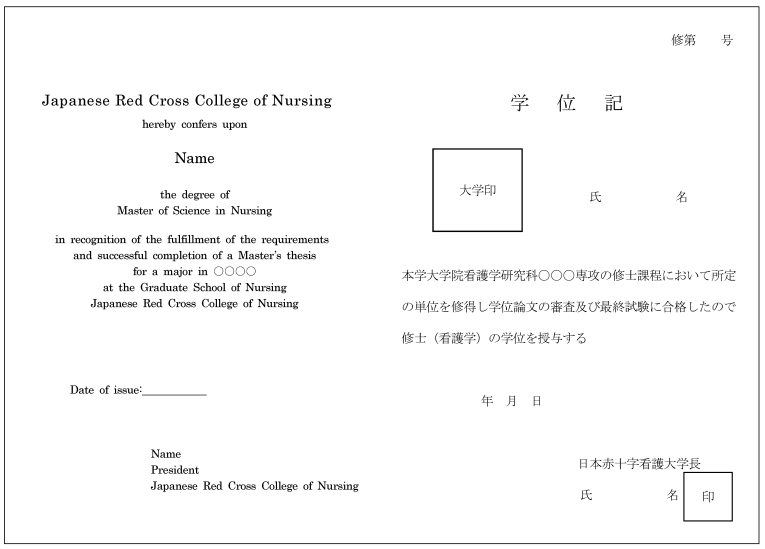

備考　　○印には、専攻の名称を記入する。

別表第３
（第５条第３項の規定により授与する学位記の様式―博士後期課程の場合―）

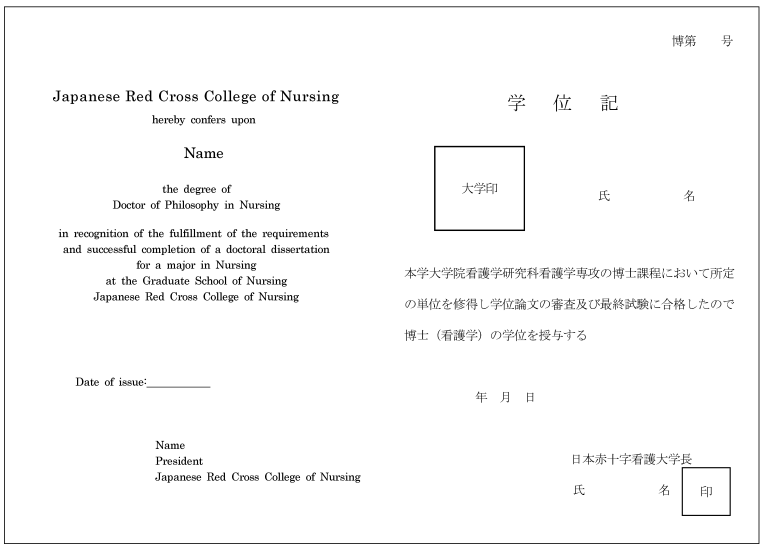

別表第４
（第５条第３項の規定により授与する学位記の様式　―博士課程共同災害看護学専攻の場合―）

共博第　　号

Japanese Red Cross College of Nursing

hereby confers upon

Name

the degree of
Doctor of Philosophy in Nursing

in recognition of the fulfillment of the requirements
and successful completion of a doctoral dissertation
for a major in the Cooperative Doctoral Program for Disaster Nursing

at

the Graduate School of Nursing, Japanese Red Cross College of Nursing
the Graduate School of Nursing Art and Science, University of Kochi
the Graduate School of Nursing, University of Hyogo
the Graduate School of Health Care Sciences, Institute of Science Tokyo and
the Graduate School of Nursing, Chiba University

and in addition recognizes the completion of
the Disaster Nursing Global Leader Degree Program

Date of issue:

Japanese Red Cross College of Nursing
University of Kochi
University of Hyogo
Institute of Science Tokyo
Chiba University

学　位　記

大学印

氏　　名
学籍：日本赤十字看護大学

日本赤十字看護大学大学院看護学研究科、高知県立大学大学院看護学研究科、兵庫県立大学大学院看護学研究科、東京科学大学大学院保健衛生学研究科及び千葉大学大学院看護学研究科の共同災害看護学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（看護学）の学位を授与する

災害看護グローバルリーダー養成プログラム（Disaster Nursing Global Leader）を修了したことを証する

年　月　日

日本赤十字看護大学　大学印　　高知県立大学　大学印

兵庫県立大学　大学印　　東京科学大学　大学印

千葉大学　大学印

別表第５（第５条第４項の規定により授与する学位記の様式）

学位記

大学印

氏　名

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（看護学）の学位を授与する

年月日

日本赤十字看護大学長
氏　名
印

論博第　号

日本赤十字看護大学大学院
看護学研究科履修規程

（趣旨）

第１条　日本赤十字看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）の定めによるもののほか、授業科目の履修方法等及び試験等に関する事項は、この規程の定めるところによる。

（授業科目の種類及び単位数）

第２条　授業科目の種類及び単位数については、大学院学則別表第１及び別表第２のとおりとする。

（履修科目の登録）

第３条　履修登録は、年度始めに、当該年度の前期及び後期に履修しようとするすべての授業科目について行う。

２　後期開講の授業科目は、後期の所定の期間に履修登録の追加又は取消を行うことができる。

３　次の各号のいずれかに該当する場合は、その授業科目の履修を認めない。

（１）既に単位を修得した授業科目

（２）授業時間が重複する授業科目

（３）休学中の場合

４　修士課程の学生が他専攻の科目を履修する場合、所属する領域の担当教授の指導のもと、履修登録を行う。また、その上限は10単位とし、この修得単位は、修了要件として算入することができる。

（試験）

第４条　試験には、本試験、追試験及び再試験がある。

２　試験の方法は、筆記試験、レポート、実技試験ならびにその他の方法によるものとする。

３　試験の期日、方法等については、授業科目担当教員が定める。

４　追試験は、病気その他やむを得ない理由により、試験を欠席した者に対して行うことができる。

５　再試験は、成績評価により60点未満の評価を得た者に対して、授業科目担当教員が必要と認めた場合に限り実施する。

６　試験実施の取扱いについては、看護学部試験実施等に関する内規に準じる。

（試験の受験資格）

第５条　次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として試験を受けることができない。

（１）履修登録をしてない者

（２）授業の出席時間数が、講義及び演習科目においては、実質総時間数の３分の２に満たない者、また、実習においては５分の４に満たない者

（３）当該期の授業料等が未納の者。ただし、延納許可を受けている者を除く。

（４）試験時に休学または停学中の者

２　前項第２号の規定にかかわらず、当該授業科目の担当教員が欠席の事情をやむを得ないと認めた場合は試験を受けることができる。

（成績評価）

第６条　成績評価は、授業科目ごとにあらかじめ示された基準に基づき、授業科目担当教員が試験の成績及び当該授業に対する日常の取組みと成果を総合的に評価して行う。

２　成績評価は、100～90点をＳ、89～80点をＡ、79～70点をＢ、69～60点をＣとして合格とし、59点以下をＤとして不合格とする。

３　既修得単位認定を受けた科目の成績評価は、認定とする。

４　大学院学則別表第１及び別表第２の授業科目の成績評価は、成績評価保留の場合はＩとし、科目未修了とすることができる。

５　第４条第４項に規定する追試験による成績は、80点を上限とし、成績評価は、第１項に基づき総合的に評価して行う。ただし、公欠の場合は、この限りではない。

６　第４条第５項に規定する再試験による合格者は全て、成績評価はＣ、評点は60点とする。

（科目未修了・成績評価保留）

第６条の２　次の各号のいずれかに該当する場合は、科目未修了の適用となる。この場合、前条第４項により、授業科目担当教員は該当する科目の成績評価をＩとすることができる。

（１）前期休学者が後期のみ履修した通年科目

（２）後期休学者が前期のみ履修した通年科目

（３）研究指導に関する科目

（４）修士課程長期履修学生の履修科目

（５）その他、学期の途中でやむを得ない事情（病気・けが・事故・災害等）により履修継続できなくなった者の履修科目

２　成績評価がＩの科目について、学生が改めて履修登録をする必要はない。

３　成績評価がＩの科目について、学生は履修を継続し、授業科目担当教員は成績評価を第６条第１項に基づき行う。科目修了できなかった場合の成績評価はＤとする。

（不正行為）

第７条　試験において不正行為をしたと認定された者は、当該科目並びに当該学期の全ての履修科目を不合格とし、大学院学則第41条を適用する。

２　前項のほか、授業（講義、演習、実習）において、不正行為をしたと認定された者は、大学院学則第41条を適用する。

３　不正行為の取扱いについては、別に定める。

（成績の通知）

第８条　学生への成績通知は、原則として、10月と３月の年２回行う。

（再履修等）

第９条　単位の修得が認められなかった授業科目につき、単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い、再履修しなければならない。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、研究科教務委員会の議を経て、学長が研究科委員会の意見を聴いて行う。

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

日本赤十字看護大学大学院看護学研究科長期履修に関する取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、日本赤十字看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第12条第７項の規定に基づき、日本赤十字看護大学大学院看護学研究科における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定める。

（実施専攻）

第２条　この規程により長期履修を実施する専攻は、別表のとおりとする。

（資格）

第３条　長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

（１）有職であって、職務上の事情により学修時間の制約を受ける者

（２）育児、介護等に従事しているもので、その事情により学修時間の制約を受ける者

（３）その他特別の事情により学修時間の制約を受ける者

（履修期間等）

第４条　長期履修を行う者（以下「長期履修学生」という。）の履修期間は、入学時から起算して修士課程は３年、博士後期課程は４年とする。

２　長期履修学生の在学年数は、修士課程は４年、博士後期課程は６年を限度とする。ただし、休学した期間は在学期間に算入しない。

（申請手続）

第５条　長期履修を希望する者は、入学後の４月中の所定の期間に、研究科長に対し「長期履修生申請書（別添様式1）」を以て申請するものとする。

２　前項の規定による申請があったときは、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

３　学長は、前項の規定により許可したときは、本人へ許可書（別添様式2）を交付する。

４　長期履修の申請は原則として入学年次のみとし、在学中の申請はこれを認めない。

（履修期間の短縮）

第６条　長期履修学生の申請事由消滅等による長期履修の短縮を希望する場合は、１年次に１回に限り申し出をすることができる。

２　前項による申し出をする者は、あらかじめ指導教員の承認を得て、「長期履修期間短縮申請書」を、１年次の１月末日（その期日が休業日になるときは、休業日の翌日）までに学長に提出しなければならない。

３　前項の申請に対する承認は、前条の規定を準用する。

（長期履修の期間延長）

第７条　長期履修の期間は、延長することができない。

（長期履修学生の授業料等）

第８条　長期履修学生の授業料等は、大学院学則の定めるところによる。

２　第６条の規定により長期履修の期間の短縮が認められたときは、標準修業年限に相当する授業料等の額を再計算するものとする。なお、再計算の結果生じる授業料等の納付総額に対する不足額は、指定された期限内に納付するものとする。

３　長期履修学生として許可された履修期間を超えた場合の授業料等は、標準修業年限に相当する授業料等とする。

４　前第１項に定める長期履修学生の授業料等の納付期限について、長期履修の申請があった年度に限り、その可否に関わらず当該学生の授業料等の納付時期を同年５月末日とする。

（その他）

第９条　この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、学長は研究科委員会の意見を聴いて行う。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、研究科学生生活・就職支援委員会の議を経て、学長が研究科委員会の意見を聴いて行う。

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

この規程は、令和 ２年４月１日から施行する。ただし、令和３年度入学生より適用する。

この規程は、令和 ３年４月１日から施行する。

この規程は、令和 ５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年６月　日赤看大第250号）

１．　この規程は、令和 ８年４月１日から施行する。

２．　改正後の第５条の規定は、令和８年度以降に入学する者について適用し、令和８年３月31日に在学する者については、なお、従前の例による。

附　則（令和８年　月　日赤看大第　号）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

看護学専攻　修士課程
看護学専攻　博士後期課程
国際保健助産学専攻（ただし、実践コースは除く）

Ⅸ. その他

沿　　革

1877年（明治10年）　5月 佐野常民、大給恒らが博愛社を設立する。
1886年（明治19年）11月 ジュネーブ条約加入の勅令が公布される。
　　11月 東京府麹町区飯田町に博愛社病院を設立する（初代院長橋本綱常）。
1887年（明治20年）　5月 博愛社を日本赤十字社、博愛社病院を日本赤十字社病院と改称（初代社長佐野常民）。
　　6月 日本赤十字社篤志看護婦人会が発足する（皇族・貴族の婦人が幹事となり、看護事業に対する社会の認識を高めようとした）。
1889年（明治22年）　6月 日本赤十字社看護婦養成規則を制定する。
　　12月 看護婦養成委員を任命する。
1890年（明治23年）　4月 第１回生入学、日本赤十字社病院において日本赤十字看護婦の養成が始まる（修学年限１年半と実務１年）。
　　10月 第２回生入学（日本赤十字社支部生養成の最初）。
1891年（明治24年）　5月 日本赤十字社病院が東京府豊島区渋谷村に移転、看護婦養成施設も移る。
　　8月 教場兼寄宿舎が落成、全寮制となる。
　　10月 濃尾大地震の災害救護に第１回生が初めて出動する。
1892年（明治25年）　5月 第１回卒業式を挙行する（第１回・第２回生）。
1893年（明治26年）　9月 日本赤十字社看護婦養成規則を改正し、修学年限を３年半とする。看護婦生徒候補者制度を設ける。
1894年（明治27年）　8月 日清戦争開戦、戦時救護に生徒が初めて加わる。
1896年（明治29年）　4月 日本赤十字社支部模範生徒の養成を開始、生徒数が増加する。
　　6月 教科書「看護学教程」を刊行する。
　　10月 日本赤十字社看護婦養成規則を改正し、修学年限を３年に改める。
1898年（明治31年）　8月 佐野常民社長が日本赤十字社看護婦訓誡を発布する。
1904年（明治37年）　2月 日露戦争開戦、日本赤十字社病院内で生徒が戦時救護に従事する。
1905年（明治38年）　4月 生徒の入学期を年１回（４月）とする。
1909年（明治42年）　1月 日本赤十字社救護員養成規則を制定、生徒を救護看護婦生徒とよぶこととなる。
1910年（明治43年）　4月 教科書「甲種看護教程」上下２巻を刊行する。
1920年（大正９年）　5月 卒業生萩原タケ、山本ヤヲらが第１回ナイチンゲール記章を受ける。
1923年（大正12年）　4月 日本赤十字社教護員教育要領を発布する。
　　9月 関東大震災の災害救護に生徒も出動する。
1925年（大正14年）　5月 皇后陛下（貞明皇后　大正天皇の皇后）から「四方の国」の御歌を賜わる。
1929年（昭和４年）　3月 日本赤十字社病院に救護員養成部を新設、救護看護婦生徒･救護看護婦長候補生･社会看護婦生徒･救護看護人生徒･看護婦外国語学生の養成教育にあたる。
1933年（昭和８年）　12月 日本赤十字社救護看護婦生徒、救護看護婦長候補生養成規則を制定、入学資格を高等女学校卒業者と定める。
1935年（昭和10年）　4月 看護婦教養所（教習館・養心寮）を新築する。
1937年（昭和12年）　4月 教科書「甲種看護教程草案」第１巻から第３巻が刊行される。
　　7月 日華事変がおこり、病院内での生徒の戦時救護活動が始まる。
1941年（昭和16年）　1月 日本赤十字社病院を日本赤十字社中央病院と改称する。
　　4月 戦時下の看護婦養成事情の変化に伴い、救護看護婦生徒の他に乙種救護看護婦生徒の養成を開始する（修学年限２年、従来の生徒を甲種救護看護婦生徒とよぶこととなる）。
　　12月 太平洋戦争開戦、戦時救護活動が増大する。
1942年（昭和17年）　4月 日本赤十字社養護訓導・保健婦教育規定による教育を開始する。
1943年（昭和18年）10月 国民学校養護訓導養成所の指定を受ける。
1945年（昭和20年）　8月 戦争終結。乙種救護看護婦生徒の養成中止を決定する。
1946年（昭和21年）　3月 乙種救護看護婦生徒最後の卒業式を挙行する(第４回生までの卒業者数318名)。
　　6月 財団法人　日本赤十字女子専門学校を設立する（修業年限３年）。占領軍の命により聖路加女子専門学校と統合し、看護教育模範学院として合同教育

を行なう。甲種救護看護婦生徒第71回生は３学年に編入となる。
1947年（昭和22年）　３月　甲種救護看護婦生徒最後の卒業式を挙行する（ただし、第71回生卒業生の内68名は進級し、専門学校第１回生となる）。救護員養成部を廃止する（第71回までの卒業者4,475名、乙種318名）。
　　10月　第１回戴帽式を挙行する。
1949年（昭和24年）　５月　初のナイチンゲール生誕記念行事を行なう。
1950年（昭和25年）　３月　甲種看護婦学校指定校として認可される（昭和23年７月公布の保健婦・助産婦・看護婦法に基づく）。
　　10月　卒業生が第１回甲種看護婦試験を受験する。
1953年（昭和28年）　７月　看護教育模範学院を解散する(共同教育と看護教育模範学院の名称の終了)。
1954年（昭和29年）　４月　学校法人日本赤十字女子短期大学を設立する。
1955年（昭和30年）　３月　専門学校最後の卒業式を挙行する（第９回生までの卒業者数351名)。
　　財団法人日本赤十字女子専門学校を閉校する。
1959年（昭和34年）　３月　校歌を制定する。
　　８月　学生寮を新築する。
1962年（昭和37年）11月　文化祭をかんな祭と命名する。
1964年（昭和39年）　４月　初めて専任臨床指導者を任命する。
1966年（昭和41年）　１月　学校法人日本赤十字学園が認可される。
　　４月　日本赤十字中央女子短期大学と改称する。
1972年（昭和47年）11月　日本赤十字社中央病院と日本赤十字社本部産院が合併し、日本赤十字社医療センターが発足する。
1974年（昭和49年）12月　新校舎と新学生寮（養心寮）が完成する。
1975年（昭和50年）　７月　日本赤十字社医療センターの新築が完成する。
1980年（昭和55年）　４月　日本赤十字中央女子短期大学開学90周年を迎える（昭和55年３月までの卒業者総数6,159名)。
　　５月　短期大学90年史を発行する。
1986年（昭和61年）　４月　日本赤十字看護大学が開学する。
1988年（昭和63年）　３月　短期大学最後の卒業式を挙行する（第32回生までの卒業者数1,351名)。
　　日本赤十字中央女子短期大学を閉学する。
　　５月　大学祭をクロア・ルージュ祭と命名する。
1990年（平成２年）　３月　大学第１回卒業式を挙行する。
1993年（平成５年）　４月　大学院看護学研究科修士課程看護学専攻を設置する。
1995年（平成７年）　３月　大学院修士課程第１回修了式を挙行する。
　　４月　看護学部の全寮制度を廃止する。
　　４月　大学院看護学研究科博士課程看護学専攻を設置する。
1996年（平成８年）　４月　看護学部を男女共学制とする。
1998年（平成10年）　３月　大学院博士課程第１回修了式を挙行する。
　　４月　３年次編入学制度を開始する。
1999年（平成11年）　３月　学生寮（養心寮）を閉鎖する。
2000年（平成12年）　３月　米国コロラド大学保健科学センター看護学部と学術協力促進に関する協定を結ぶ。
　　４月　日本赤十字看護大学開学15周年を迎える（平成12年３月までの看護学部卒業者総数652名、大学院修了者総数修士課程93名、博士後期課程11名)。
　　５月　15周年記念誌を発行する。
2003年（平成15年）　４月　入学定員を50名から65名に増員する。
2005年（平成17年）　４月　日本赤十字武蔵野短期大学と統合し、入学定員を65名から130名に増員する。学部１年生のみ、武蔵野キャンパスがメインキャンパスとなる。
　　４月　校舎（2号棟）が完成する。
　　７月　樋口康子学長が第40回ナイチンゲール記章を受章する。
　　８月　看護実践・教育・研究フロンティアセンターを設置する。
　　10月　旧校舎（南館：元学生寮）の解体が終了する。
2006年（平成18年）　９月　校舎（1号棟）が完成する。

2007年（平成19年）　3月 旧校舎（本館）の解体が終了する。
4月 大学院看護学研究科修士課程国際保健助産学専攻を設置する。
7月 川嶋みどり学部長が第41回ナイチンゲール記章を受章する。
2008年（平成20年）　5月 スウェーデン赤十字大学と看護教育及び研究・開発の協力促進に関する協定を結ぶ。
2010年（平成22年）　4月 大学院看護学研究科修士課程看護学専攻の入学定員を15名から30名に増員する。
4月 学部1年生も広尾キャンパスがメインキャンパスとなる。
8月 多目的運動場が整備される。
2011年（平成23年）　4月 学校法人日本赤十字学園が運営する日本赤十字国際人道研究センターが本学に設置される。
2012年（平成24年）　3月 武蔵野キャンパスのC・D館の解体が終了する。
2013年（平成25年）　4月 タイ赤十字看護大学と看護教育及び研究・開発の協力促進に関する協定を結ぶ。
2014年（平成26年）　4月 大学院看護学研究科博士課程共同災害看護学専攻を設置する。
4月 チュラロンコン大学と看護教育及び研究・開発の協力促進に関する協定を結ぶ。
5月 ラ・ソース大学と看護教育及び研究・開発の協力促進に関する協定を結ぶ。
2015年（平成27年）　2月 フィリピン大学と看護教育及び研究・開発の協力促進に関する協定を結ぶ。
3月 武蔵野キャンパスのさつき寮を閉寮する。
4月 国際交流センター、研究推進センター、入試・広報センター、地域連携・フロンティアセンター（旧　看護実践・教育・研究フロンティアセンター）を設置する。
2016年（平成28年）　4月 日本赤十字看護大学開学30周年を迎える。（平成28年3月までの看護学部卒業者総数2569名、大学院修了者総数修士課程559名、博士後期課程67名）
4月 大学基準協会から大学基準適合認定（期間：平成28年4月から平成35年3月まで）
4月 武蔵野赤十字病院施設整備事業（改築・改修）に伴い、武蔵野キャンパスのA・B館の土地・建物及び旧C・D館の跡地を病院に返還する。
4月 武蔵野キャンパスのさつき寮を実習等の教育・研究の拠点として利用を開始する。
7月 武蔵野キャンパスのA・B館の解体が終了する。
9月 カンボジア健康科学大学と看護教育及び研究・開発の協力促進に関する協定を結ぶ。
2017年（平成29年）　4月 大学院看護学研究科博士後期課程看護学専攻の入学定員を5名から8名に増員する。
2018年（平成30年）　5月 和歌山県湯浅町及び早稲田大学人間科学学術院と教育・研究・学生交流に関する協定を結ぶ。
6月 セントアンソニー看護大学と教育・看護研究における相互協力促進に関する協定を結ぶ。
7月 グランバレー州立大学カーフホフ看護学部と国際化・文化交流推進に関する協定を結ぶ。
2019年（令和元年）　11月 聖心女子大学と連携・協力に関する基本協定を結ぶ。
2020年（令和２年）　4月 埼玉県さいたま市中央区にさいたま看護学部（大宮キャンパス）を設置。
2021年（令和３年）　4月 大学院看護学研究科博士課程共同災害看護学専攻の学生募集を停止。（後継プログラムとして5大学災害看護コンソーシアムとして発展的に継承）
4月 大学院看護学研究科修士課程看護学専攻の入学定員を30名から32名に増員する。
6月 日本赤十字看護大学附属災害救護研究所を設置する。
9月 さいたま看護学部の別館が完成する。

	９月	大学コンソーシアムさいたま（埼玉大学、埼玉県立大学、浦和大学、慶応義塾大学、芝浦工業大学、聖学院大学、日本大学、人間総合科学大学放送大学、目白大学、国際学院埼玉短期大学）にさいたま看護学部が加盟する。
2023年（令和５年）	４月	大学院開設30周年を迎える。
2024年（令和６年）	３月	さいたま看護学部完成年度記念式典を挙行する。
2026年（令和８年）	４月	日本赤十字看護大学開学40周年を迎える。

日本赤十字看護大学（広尾キャンパス）キャンパス・マップ

Ｂ１

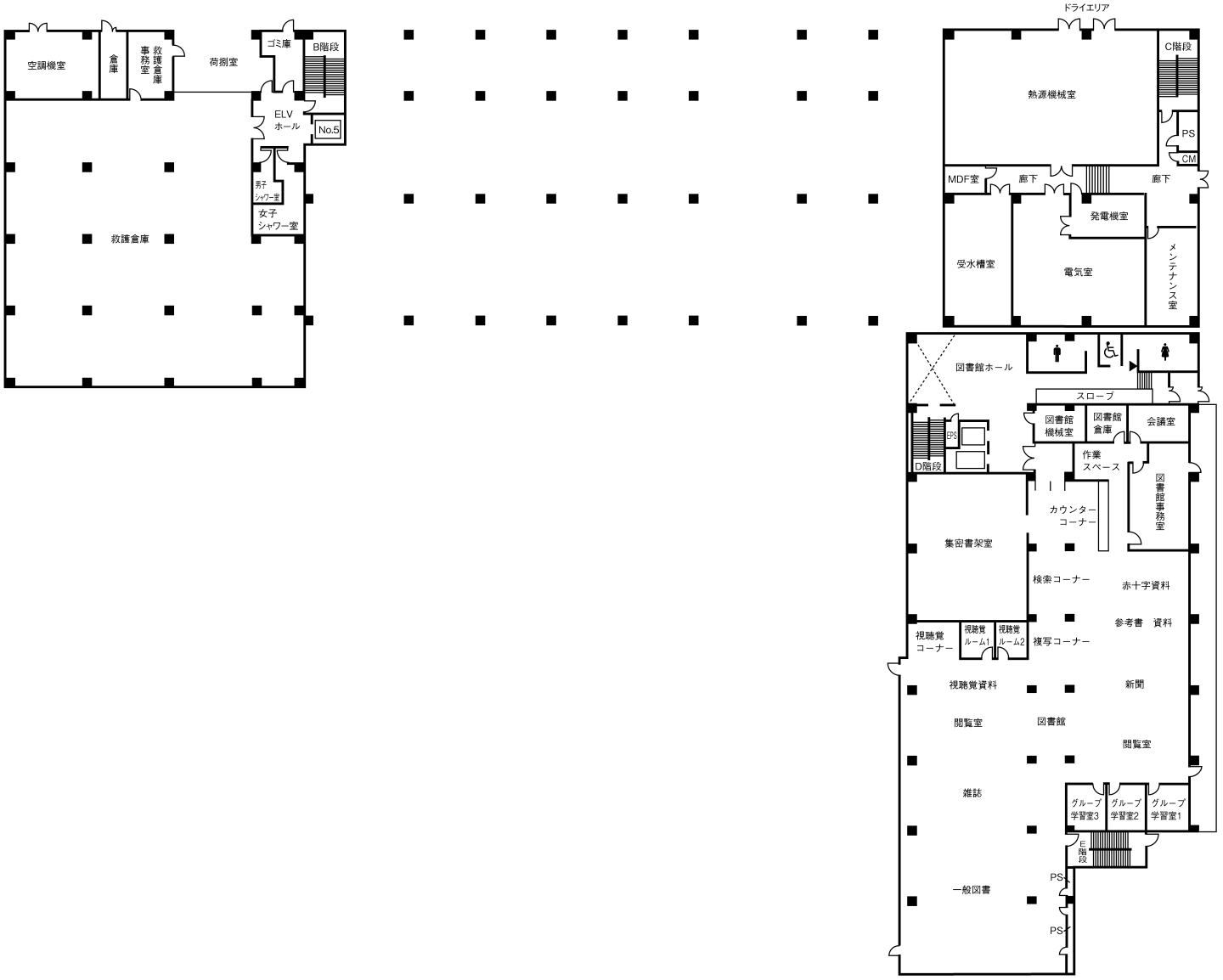

1階

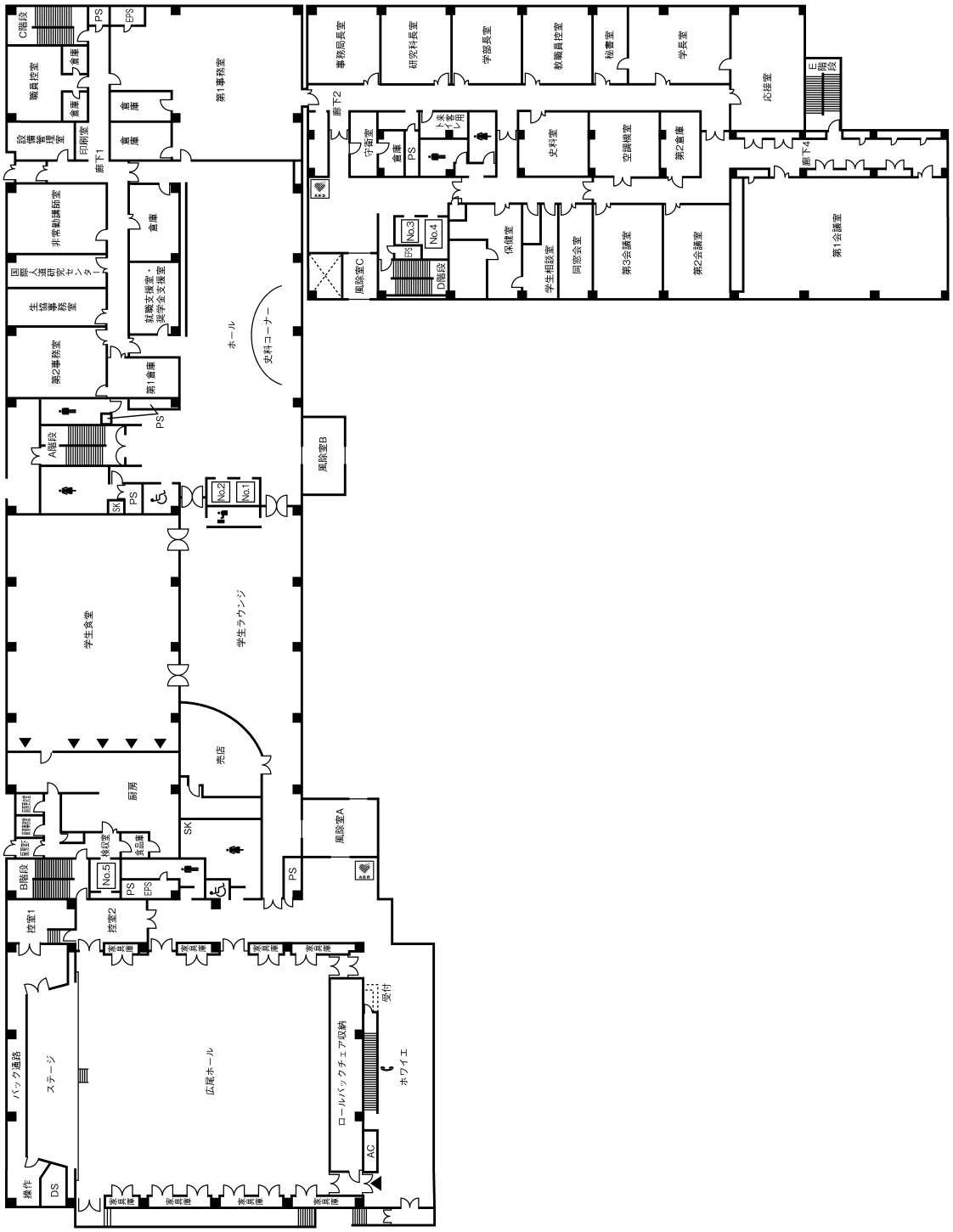
C階段
PS
EPS
職員控室
倉庫
設備管理室
印刷室
廊下1
倉庫
倉庫
第1事務室
非常勤講師室
倉庫
国際人流研究センター
生協事務室
就職支援室・奨学金支援室
第2事務室
第1倉庫
ホール
史料コーナー
A階段
PS
SK
PS
No.2
No.1
風除室B
学生食堂
学生ラウンジ
売店
厨房
SK
風除室A
B階段
No.5
PS
EPS
PS
控室1
控室2
倉庫
倉庫
倉庫
倉庫
倉庫
倉庫
バック通路
ステージ
広尾ホール
ロールバックチェア収納
受付
ホワイエ
A/C
操作
DS
倉庫
倉庫
倉庫
倉庫
倉庫
倉庫
事務局長室
研究科長室
学部長室
教職員控室
秘書室
学長室
応接室
E階段
廊下2
守衛室
倉庫
PS
来客用トイレ
史料室
空調機室
第2倉庫
廊下4
EPS
No.3
No.4
D階段
風除室C
保健室
学生相談室
同窓会室
第3会議室
第2会議室
第1会議室

2階

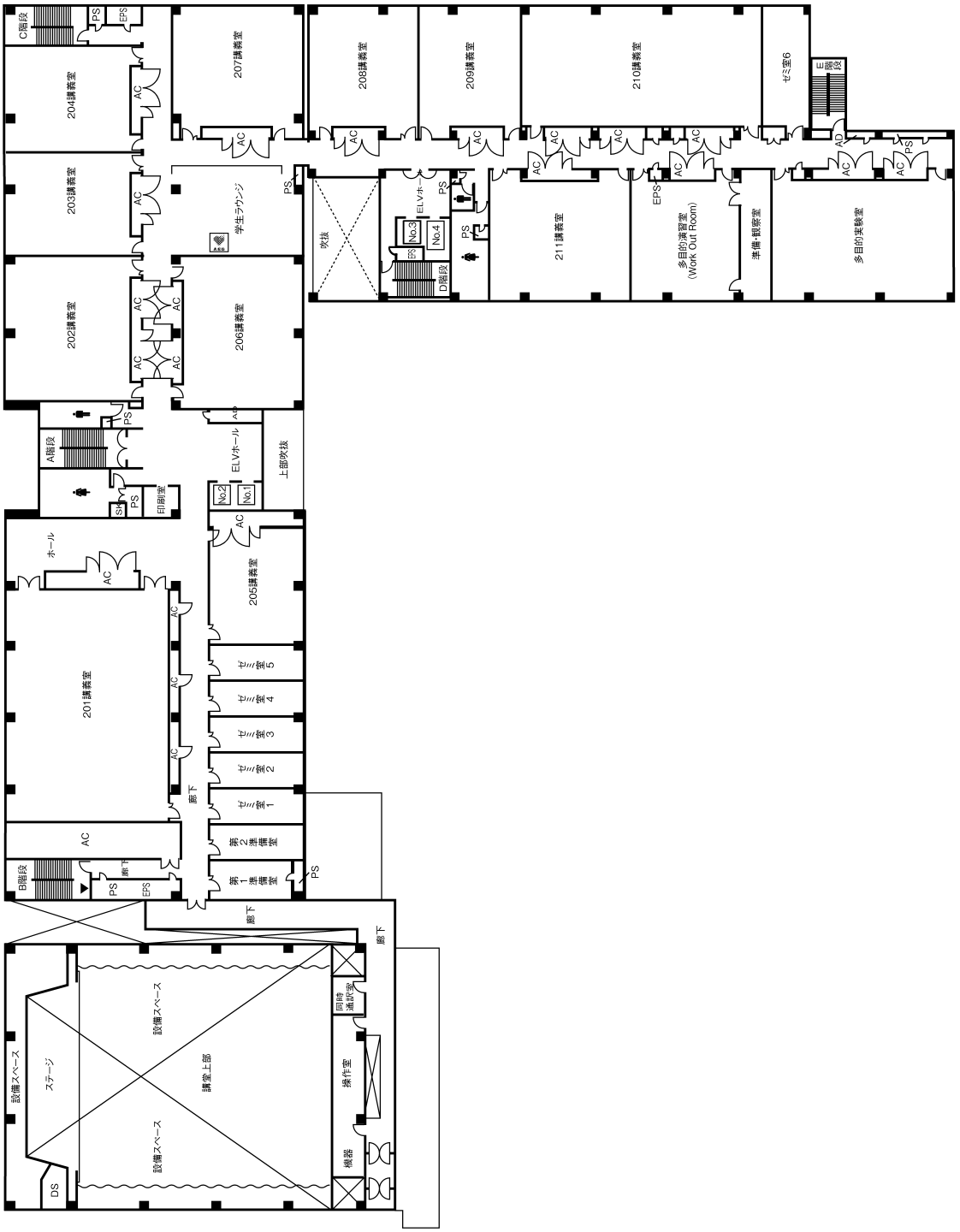
C階段
PS
EPS
204講義室
AC
207講義室
208講義室
209講義室
210講義室
ゼミ室6
E階段
AD
203講義室
学生ラウンジ
吹抜
ELVホール
No.3
No.4
D階段
211講義室
多目的演習室
(Work Out Room)
準備・観察室
多目的実験室
202講義室
206講義室
A階段
印刷室
No.2
No.1
上部吹抜
ホール
205講義室
201講義室
ゼミ室5
ゼミ室4
ゼミ室3
ゼミ室2
ゼミ室1
廊下
第2準備室
第1準備室
B階段
設備スペース
ステージ
講堂上部
同時通訳室
操作室
機器
DS

3階

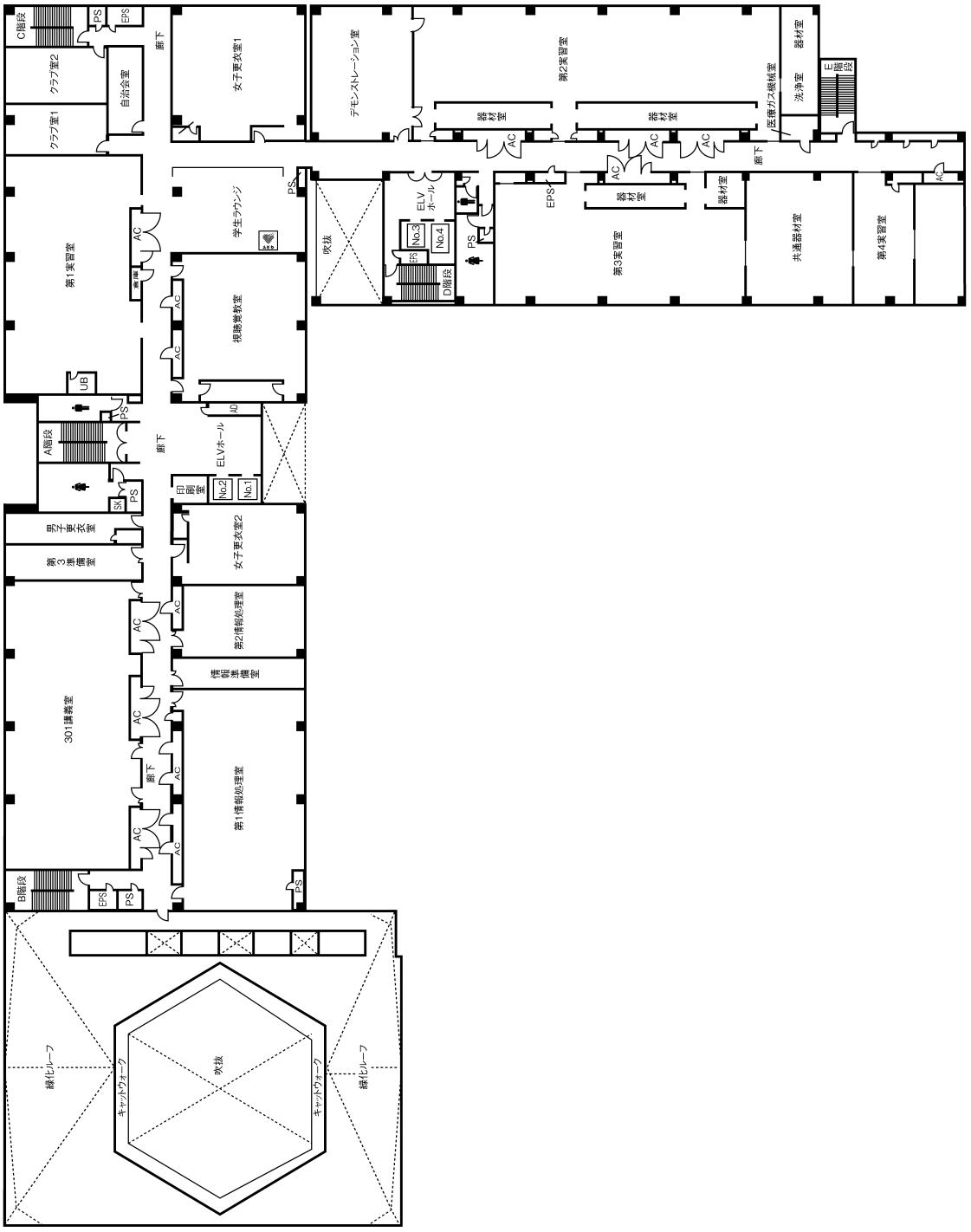
C階段
PS
EPS
廊下
女子更衣室1
デモンストレーション室
第2実習室
器材室
洗浄室
医療ガス機械室
E階段
クラブ室2
クラブ室1
自治会室
第1実習室
AC
学生ラウンジ
視聴覚教室
UB
A階段
ELVホール
印刷室
No.2
No.1
男子更衣室
第3準備室
女子更衣室2
第2情報処理室
情報準備室
301講義室
第1情報処理室
B階段
吹抜
No.3
No.4
D階段
ELV
ホール
EPS
器材室
第3実習室
共通器材室
第4実習室
緑化ルーフ
キャットウォーク

4階

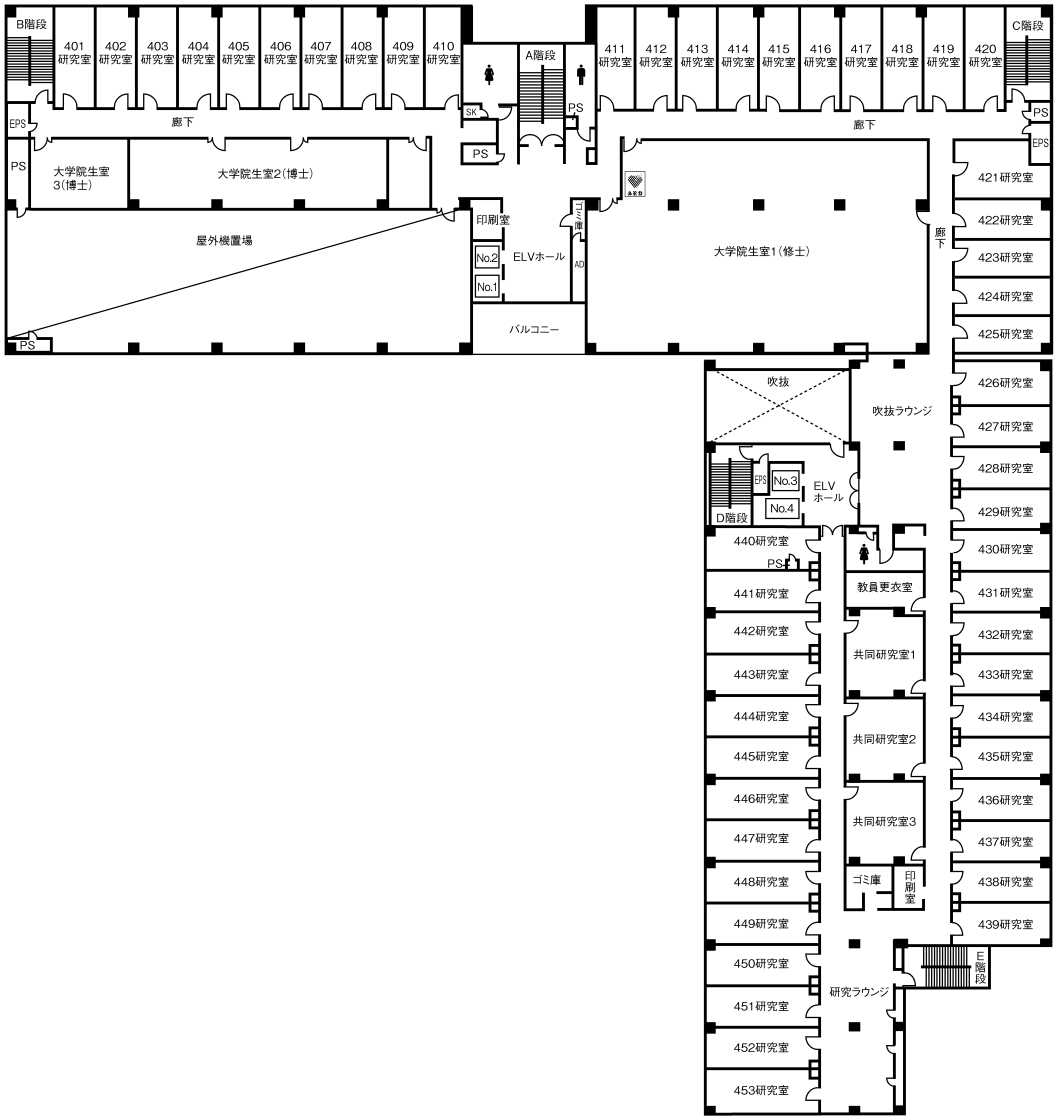
B階段
401研究室
402研究室
403研究室
404研究室
405研究室
406研究室
407研究室
408研究室
409研究室
410研究室
A階段
411研究室
412研究室
413研究室
414研究室
415研究室
416研究室
417研究室
418研究室
419研究室
420研究室
C階段
EPS
廊下
SK
PS
大学院生室3(博士)
大学院生室2(博士)
屋外機置場
印刷室
ゴミ庫
No.2
No.1
ELVホール
AED
バルコニー
大学院生室1(修士)
421研究室
422研究室
423研究室
424研究室
425研究室
吹抜
吹抜ラウンジ
No.3
No.4
ELV
ホール
D階段
426研究室
427研究室
428研究室
429研究室
430研究室
431研究室
432研究室
433研究室
434研究室
435研究室
436研究室
437研究室
438研究室
439研究室
440研究室
441研究室
442研究室
443研究室
444研究室
445研究室
446研究室
447研究室
448研究室
449研究室
450研究室
451研究室
452研究室
453研究室
教員更衣室
共同研究室1
共同研究室2
共同研究室3
ゴミ庫
印刷室
E階段
研究ラウンジ

5階

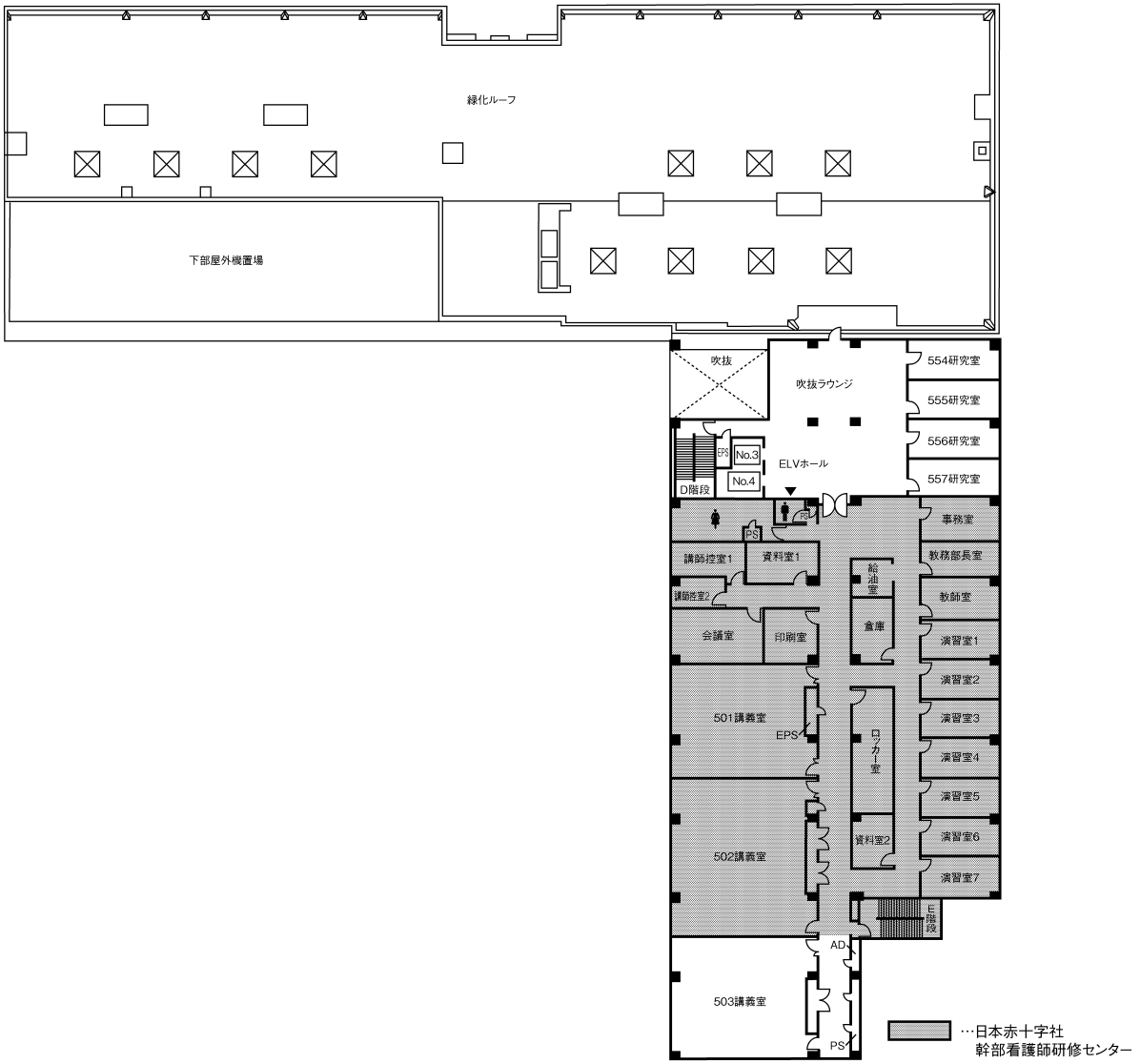
緑化ルーフ
下部屋外機置場
吹抜
吹抜ラウンジ
554研究室
555研究室
556研究室
557研究室
EPS
No.3
No.4
ELVホール
D階段
PS
事務室
講師控室1
資料室1
給油室
教務部長室
講師控室2
教師室
会議室
印刷室
倉庫
演習室1
演習室2
501講義室
EPS
ロッカー室
演習室3
演習室4
演習室5
502講義室
資料室2
演習室6
演習室7
E階段
AD
503講義室
PS
…日本赤十字社
幹部看護師研修センター

6階

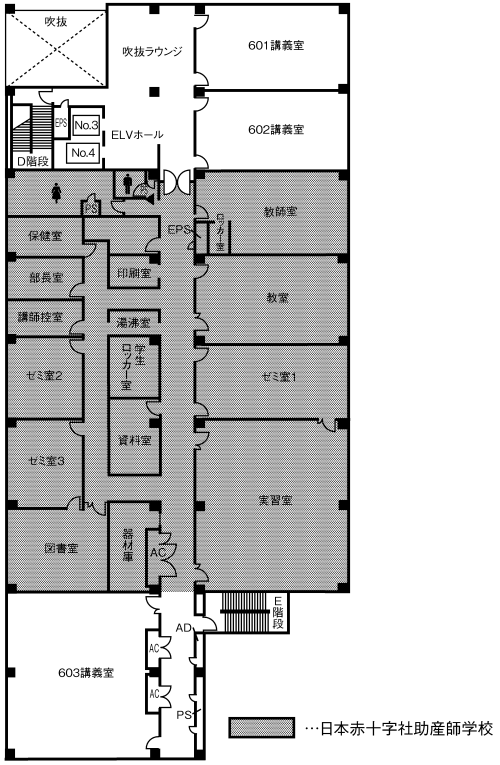
吹抜
吹抜ラウンジ
601講義室
602講義室
No.3
No.4
ELVホール
D階段
PS
教師室
保健室
EPS
ロッカー室
部長室
印刷室
教室
講師控室
湯沸室
学生ロッカー室
ゼミ室2
ゼミ室1
資料室
ゼミ室3
実習室
図書室
器材庫
AC
E階段
AD
603講義室
…日本赤十字社助産師学校

日本赤十字看護大学（武蔵野キャンパス）

武蔵野赤十字病院で実習等を行うための教育・研究施設です。

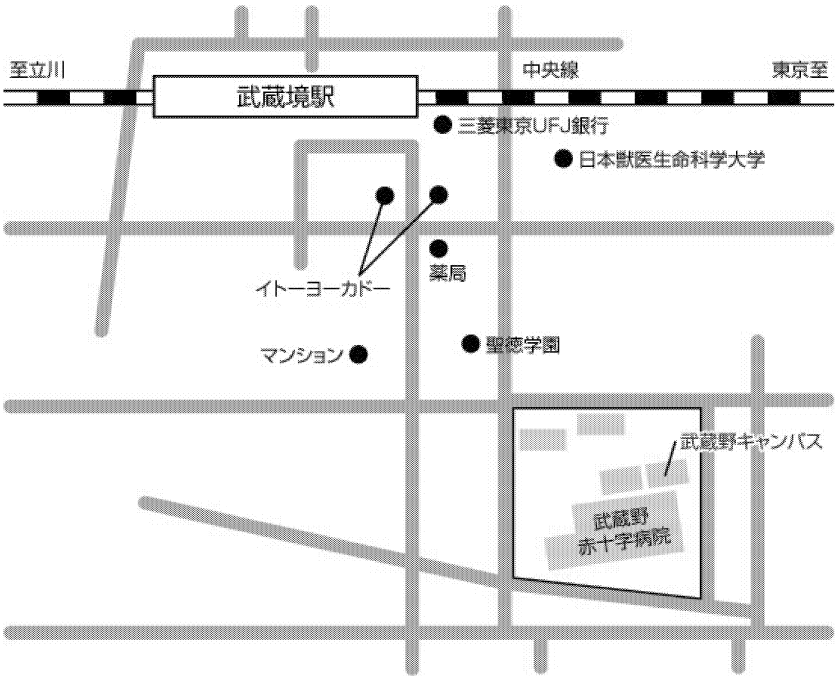

〒180-8610　東京都武蔵野市境南町 1-26-1

2 階

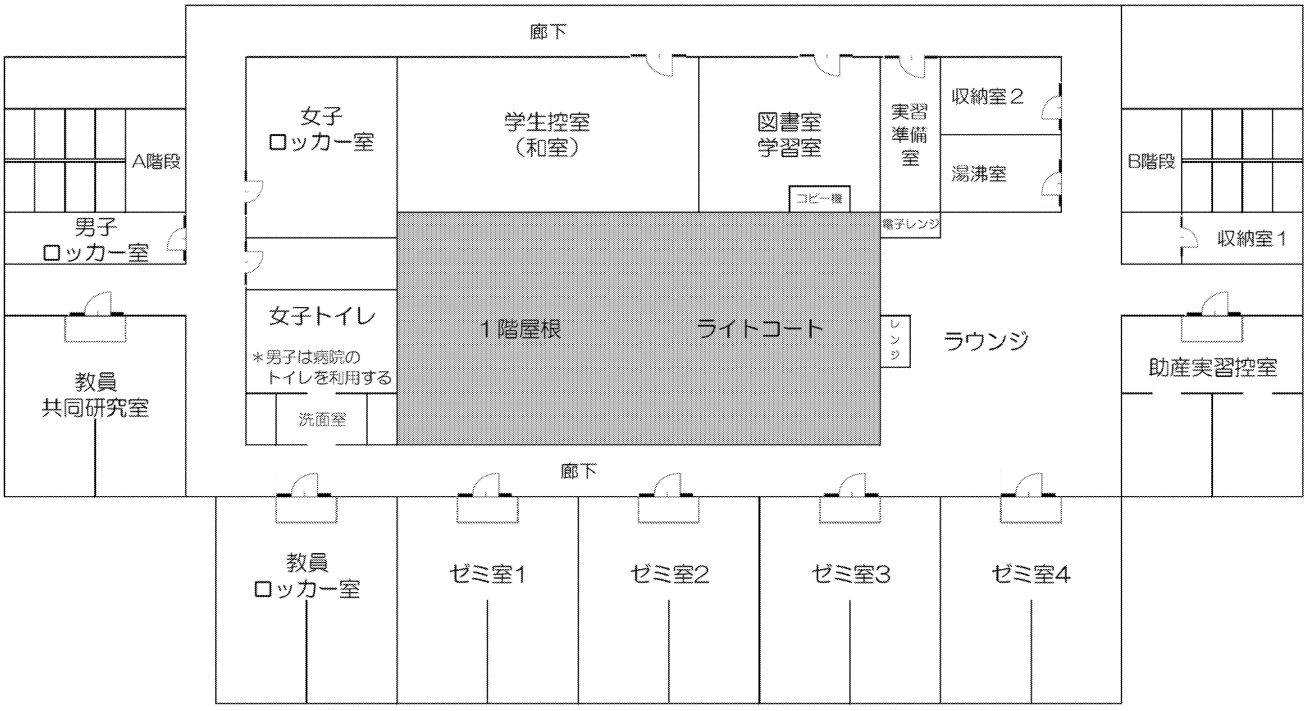

※　1階は、武蔵野赤十字病院の院内保育施設「若葉園」です。

日本赤十字看護大学　さいたま看護学部（大宮キャンパス）

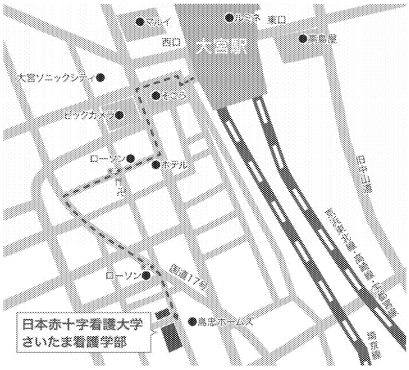

〒338-0001
埼玉県さいたま市中央区上落合 8-7-19

１ 階

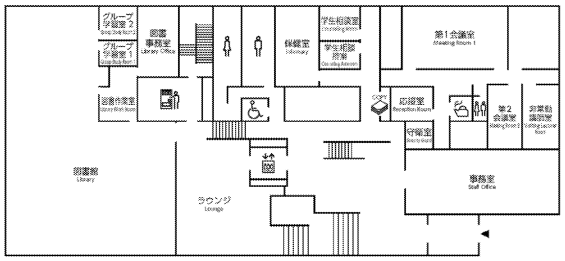

２ 階

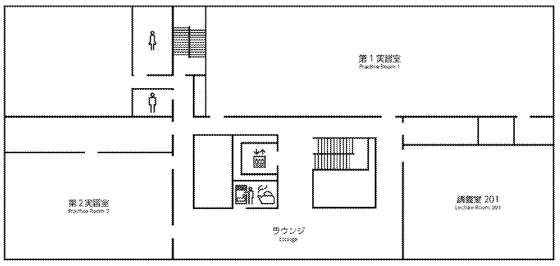

３ 階

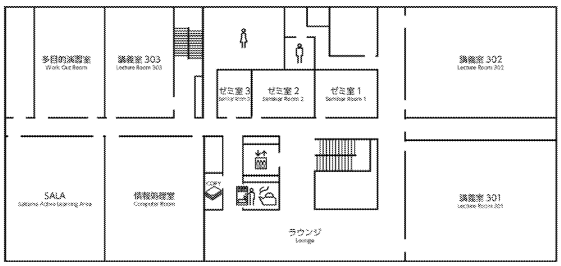

４ 階

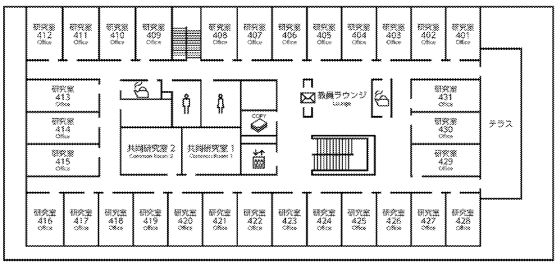

別 館

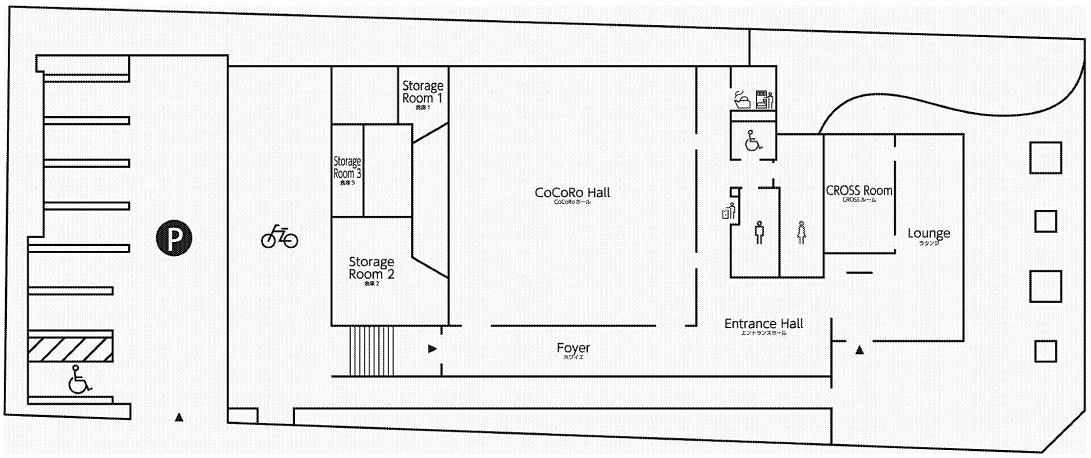

校歌「愛のともし火」

校歌は、日本赤十字社医療センターの前身である日本赤十字社中央病院の当時、看護婦副監督杉山里つが師事していた恩師で、著名な歌人、佐々木信綱氏に作詞を依頼し、昭和31年（1956年）５月に「愛のともし火」と題する歌詞ができた。

作曲は佐々木氏の紹介により、信時潔氏に依頼し、昭和34年（1959年）３月24日に完成したものである。

ささげもつ　　愛のともし火
いただける　　真白きキャップ（帽子）
尊く長き　　歴史のもとに
社会の福祉に　　奉仕すべく
ああ赤十字　　吾らは誓う

仰ぎ見る　　富士は久遠に
春秋の　　ながめも清し
学びの窓に　　日に日に学び
希望の花々　　かざし持たむ
ああ赤十字　　吾らは勉む

人類の　　平和願いて
博愛の　　精神を胸に
炎の中も　　ほほえみ住かむ
救助を求むる　　声を聞かば
ああ赤十字　　吾らは進む

貞明皇后御歌「四方の国」

大正14年（1925）に皇后陛下（貞明皇后）から日本赤十字社に賜った和歌で、当時の東京音楽学校に作曲を依頼した。

日本赤十字社でも式典などの際には斉唱している。

四方のくに　　むつみはかりて　　すくはなむ　　さちなき人の　　さちをえつへく

日本赤十字看護大学校歌

愛のともし火

佐々木信綱作詞
信時　潔作曲

♩= 約 100
さわやかに

mf
しゃかいのふくしにほうしすべく
きぼうのはなばなかざしもたむ
mf
すくいをもとむるこえをきかば
mf
f
あああせきじゅうじわれらはちかーう
あああせきじゅうじわれらはつとーむ
f
あああせきじゅうじわれらはすすーむ
f
ff
あああせきーじゅうじわれらはちかう
あああせきーじゅうじわれらはつとむ
ff
あああせきーじゅうじわれらはすすむ
ff

貞明皇后御歌

四方の国

四方のくにむつみはかりてすくはなむ
さちなきひとのさちをえつべく

校章

校章は楕円形の燻銀台で、その中央に赤十字の標章を掲げ、看護の象徴としてランプを配置してある。このランプはクリミアの病院でナイチンゲールがともした“明り”を意味するものである。

この校章は日本赤十字女子短期大学となった折りに、当時の学生からデザインを募り看護教員が手を加えて新しくつくられたものである。なお、現在も本学の校章として使用している。

赤十字について

赤十字はスイスのジュネーブで誕生し、正式な名称は「国際赤十字・赤新月運動」（以下、赤十字）といいます。

赤十字誕生のきっかけとなった出来事は1859年、イタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノにおけるスイス人、アンリー・デュナンの活動にあります。負傷兵の悲惨な状況を目撃したデュナンは「傷ついた兵士はもはや兵士ではない。一人の人間である。人間同士としてその尊い生命は救われなければならない」との信念にしたがい、村の人々とともに不眠不休の救護活動に当たりました。

やがてジュネーブに戻ったデュナンは、この激戦の模様を『ソルフェリーノの思い出』という一冊の本に著し、平和な時から各国に負傷兵を敵味方の区別なく救護するボランティアの団体を創設すること、そしてその活動を国際条約で保護することを訴えました。この主張はヨーロッパ各国に大きな反響を呼び、デュナンとその仲間たちの努力により 1863 年 2 月に赤十字が誕生し、翌 1864 年には最初のジュネーブ条約が調印されました。これが今日の赤十字と国際人道法のはじまりです。

今日、赤十字は国家や宗教の違いを超えて世界の 191 カ国（2026 年 1 月現在）に組織されるようになり、当初 12 カ国であったジュネーブ条約の締約国も 196 カ国に及び、世界で最も著名な人道機関の一つとして知られるようになりました。その活動は、紛争犠牲者の保護救済のみならず、平時の自然災害や疾病治療と予防、災害対策など広範にわたり、人のいのちと健康、そして尊厳を守るために世界の人々とともに活動しています。

すべての赤十字社、赤新月社（イスラム教国に多い赤十字組織の名称）は、共通の行動規範ともいえる「国際赤十字・赤新月運動の基本原則」に従って活動しています。この基本原則の多くは、現在、国際社会における人道支援の重要な規範と見なされています。

国際赤十字・赤新月運動の基本原則

■人道　（Humanity）
国際赤十字・赤新月運動は、戦場において差別なく負傷者に救いの手を差し伸べたいという願いから生まれ、あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的及び国内的に努力する。生命と健康を守り、人間を尊重することを目的とし、すべての人の相互理解、友情、協力及び恒久の平和を促進する。

■公平　（Impartiality）
国際赤十字・赤新月運動は、国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別をもしない。ただ苦痛の度合いにしたがって個人を救うことに努め、その場合、最も急を要する苦痛をまっさきに取り扱う。

■中立　（Neutrality）
すべての人からいつも信頼を受けるために、国際赤十字・赤新月運動は、戦闘行為の時いずれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも、政治的、人種的、宗教的または思想的性格の論争には参加しない。

■独立　（Independence）
国際赤十字・赤新月運動は独立した存在である。各国赤十字社・赤新月社は、その国の政府の人道的事業の補助機関であり、その国の法律にしたがうが、つねに国際赤十字・赤新月運動の諸原則にしたがって行動できるようその自主性を保たなければならない。

■奉仕　（Voluntary Service）
国際赤十字・赤新月運動は、利益を求めない自発的な救護を行う運動体である。

■単一　（Unity）
いかなる国にもただ一つの赤十字社・赤新月社しかありえない。赤十字社・赤新月社は、すべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行なわなければならない。

■世界性　（Universality）
国際赤十字・赤新月運動は世界に広がる運動体であり、その中においてすべての赤十字社・赤新月社は同等の地位を有するとともに、相互援助を行う同等の責任と義務を共有する。

2026年４月１日発行

発行　日本赤十字看護大学
〒150-0012　東京都渋谷区広尾４丁目１番３号
TEL　03（3409）0875

印刷　株式会社　ワコー
〒102-0072　東京都千代田区飯田橋３丁目11番７号
TEL　03（3295）8011

学籍番号	
氏　　名	